

内閣府



番号	制度名
内閣府	
内閣01	国家戦略特別区域において地方税を減免した場合の国税における所要の調整措置の創設
内閣02	地方における企業拠点の強化を促進する税制措置の拡充
内閣03	沖縄の経済金融活性化特別地区における課税の特例の延長
内閣04	沖縄の離島における旅館業用建物等の課税の特例の延長
内閣05	国家戦略特区における国家戦略民間都市再生事業に対する課税の特例措置の延長
内閣06	沖縄の観光地形成促進地域における課税の特例の拡充・延長
内閣07	沖縄の産業高度化・事業革新促進地域における課税の特例の拡充・延長
内閣08	沖縄の国際物流拠点産業集積地域における課税の特例の延長
内閣09	沖縄の情報通信産業特別地区・地域における課税の特例の延長
内閣10	民間資金等活用事業推進機構の法人事業税の資本割に係る課税標準特例の創設

点検結果表

(行政機関名：内閣府)

制度名	国家戦略特別区域において地方税を減免した場合の国税における所要の調整措置の創設
税目	法人税
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 延長

① 達成目標

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【内閣府の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

④ 将来の適用数等

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 将来の適用数及び適用額が予測されていない。
【内閣府の補足説明】	御指摘を受け、租特全体の将来の適用数及び適用額を推計した。土地建物の額については、別紙で課税標準額、計算式を示している。根拠については、評価書に「(数値は全て、大阪府・市への想定事例の聴き取りを基とする。)」と追記した。
【点検結果】	① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、「他の特区内自治体も本税制を活用した場合、すなわち全国的に活用された場合につき上記比率を用いて計算を行うと次のように算出される」との説明では、将来の適用額が年度ごとに予測されていないため、この点を課題とする。

⑥ 将来の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 将来の減収額が予測されていない。
【内閣府の補足説明】	御指摘を受け、租特全体の将来の減収額を推計した。
【点検結果】	① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

⑧ 将来の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 将来の効果が予測されておらず、本特例措置によって達成目標が達成されることが明らかにされていない。
【内閣府の補足説明】	御指摘を受け、租特全体の将来の効果を推計した。
【点検結果】	① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、「本税制で実現する投資の額及び減免額を用いた再投資による波及効果の合計は、減収額を上回る」との説明では、達成目標（国家戦略特別区域（全区域）で認定された区

域計画における事業数の累計）に対する効果（本特例措置により実現する投資額等）の寄与について、当該効果によって達成目標が達成されることが明らかにされていないため、この点を課題とする。

⑩ 将来の税収減是認効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 将来の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑥将来の減収額及び⑧将来の効果に分析・説明の内容が不十分であると思われる点がある。
【内閣府の補足説明】	点検項目⑥将来の減収額及び⑧将来の効果につき、上記のとおり追記したうえで対比を行った。
【点検結果】	① 点検項目⑥将来の減収額に関して、補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、点検項目⑧将来の効果に関して、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

点検項目④、⑧及び⑩に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

(注)【内閣府の補足説明】欄には、内閣府から送付された文書を引用している。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	国家戦略特別区域において地方税を減免した場合の国税における所要の調整措置の創設
2	対象税目	法人税(義)(国税4) 【新設・拡充・延長】
3	租税特別措置等の内容	《内容》 「国家戦略特区」において、地方公共団体が独自に地方税を減免した場合にその効果を十全に発揮し得よう所要の調整措置を講ずる。 具体的には現行制度では、法人税の損金の対象となる地方税を軽減した場合、その軽減額は法人税の課税所得となり、国税の対象となる。地方自治体の独自の取組として、特定事業を実施する事業者の地方税を軽減しても、その軽減額(損金算入となる地方税分)の法人税率分については、国税の増額となり、その効果が減殺される。 そこで、特定事業を実施する事業者の法人税に関して、地方自治体が損金算入となる地方税を軽減した場合に、その軽減額分を損金とみなして、法人税の課税所得を計算する特例措置を設ける。  ※自治体における減免は10年。前半5年は課税額の全額、後半5年は課税額の半分を減免  《関係条項》 (新設)
4	担当当局	内閣府地方創生推進事務局
5	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:平成28年8月 分析対象期間:平成29年度～40年度
6	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	なし(新設)
7	適用又は延長期間	2年
8	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 大胆な規制・制度改革を通して経済社会の構造改革を重点的に推進することにより、産業の国際競争力の強化とともに、国際的な経済活動の拠点の形成を図り、もって国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。  《政策目的の根拠》 ● 国家戦略特別区域法第1条 我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図るためには、国が定めた国家戦略特別区域において、経済社会の構造改革を重点的に推進することにより、産業の国際競争力を強化するとともに、国際的な経済活動の拠点を形成することが重要である  ● 国家戦略特別区域基本方針(平成26年2月25日閣議決定) (国家戦略特区制度の目的・意義) 国家戦略特区は、日本の経済社会の風景を変える大胆な規制・制度改革の突破口である。大胆な規制・制度改革を通して経済社会の構造改革を重点的に推進することにより、産業の国際競争力の強化とともに、国際的な経済活動の拠点形成を図り、もって国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与するこ

			とを目的とする。																				
		② 政策体系における政策目的の位置付け	4. 地方創生の推進  ⑤国家戦略特区の推進																				
		③ 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 ●国家戦略特別区域(全区域)で認定された区域計画における事業数の累計 <平成29年度>225件(新規事業数40件) <平成30年度>250件(新規事業数25件)  ※ なお、当該測定指標は、他の政策手段の効果の影響を受けるものであるため、測定にあたっては、これらの効果についても留意が必要である。  《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本特例措置を講ずることにより、民間投資、経済活動を活性化し、世界で一番ビジネスのしやすい環境を整備することで、新規事業数を増加させることにより、産業の国際競争力の強化とともに、国際的な経済活動の拠点の形成を図ることができる。																				
9	有効性等	① 適用数等	例えば、要望主体である大阪府・市(国家戦略特区 関西圏)をモデルとして計算した場合においては、次のとおりの適用が見込まれる。 (数値は全て、大阪府・市への想定事例の聴き取りを基とする。)  <適用数等> ①平成29年度又は30年度に府から事業認定を受けた法人の法人事業税 7社 計 65.0百万円 (6.50百万×10年)  ②平成29年度又は30年度に取得される不動産6件及び機械等設備8件に係る各税 <府税> 不動産取得税 6件 計 858.3百万円 (2年合計) <市税> 事業所税 1件 334.6百万円 (33.46百万×10年) <市税> 固定資産税・都市計画税(土地) 1件 423.6百万円 (42.36百万×10年) <市税> 固定資産税・都市計画税(償却資産) 建物1件及び機械等設備8件 計 1163.5百万円 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <th>取得1年目</th> <th>2年目</th> <th>3年目</th> <th>4年目</th> <th>5年目</th> </tr> <tr> <td>164.7</td> <td>151.3</td> <td>139.1</td> <td>127.9</td> <td>117.7</td> </tr> <tr> <th>6年目</th> <th>7年目</th> <th>8年目</th> <th>9年目</th> <th>10年目</th> </tr> <tr> <td>108.4</td> <td>99.8</td> <td>91.9</td> <td>84.7</td> <td>78.1</td> </tr> </table> ※以上①②につき、全部または一部減免した額を、法人税課税の際の損金と見なす。  <算定根拠> 詳細は別紙1のとおり	取得1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	164.7	151.3	139.1	127.9	117.7	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	108.4	99.8	91.9	84.7	78.1
取得1年目	2年目	3年目	4年目	5年目																			
164.7	151.3	139.1	127.9	117.7																			
6年目	7年目	8年目	9年目	10年目																			
108.4	99.8	91.9	84.7	78.1																			

	<p>●全国的な適用数 平成 28 年 9 月 9 日現在、国家戦略特区においては 202 の事業が認定されており、うち大阪府・市の事業は 13 件である。 他の特区内自治体も本税制を活用した場合、すなわち全国的に活用された場合につき上記比率を用いて計算を行うと次のように算出される。</p> <p>法人事業税 65.0 百万円 × 202/13 = 1010.0 百万円 不動産取得税 858.3 百万円 × 202/13 = 13336.7 百万円 事業所税 334.6 百万円 × 202/13 = 5199.2 百万円 固定・都計税(土地) 423.6 百万円 × 202/13 = 6582.1 百万円 固定・都計税(償却) 1163.5 百万円 × 202/13 = 18079.0 百万円</p>
② 減収額	<p>大阪府・市が上記課税に対して減免を行い、その額を損金に算入した場合においては、法人税につき下記のとおり減収が見込まれる。</p> <p>平成 29 年度 100.4 百万円 平成 30 年度 129.3 百万円 平成 31 年度 56.2 百万円 平成 32 年度 53.2 百万円 平成 33 年度 50.5 百万円 平成 34 年度 48.0 百万円 平成 35 年度 34.6 百万円 平成 36 年度 21.8 百万円 平成 37 年度 20.9 百万円 平成 38 年度 20.0 百万円 平成 39 年度 19.2 百万円 平成 40 年度 9.4 百万円 合計 563.4 百万円 1 年あたり 47.0 百万円</p> <p>&lt;算定根拠&gt; 別紙2のとおり</p> <p>●全国的な適用数 平成 28 年 9 月 9 日現在、国家戦略特区においては 202 の事業が認定されており、うち大阪府・市の事業は 13 件である。 他の特区内自治体も本税制を活用した場合、すなわち全国的に活用された場合につき上記比率を用いて計算を行うと次のように算出される。</p> <p>平成 29 年度 100.4 百万円 × 202/13 = 1560.0 平成 30 年度 129.3 百万円 × 202/13 = 2009.1 平成 31 年度 56.2 百万円 × 202/13 = 873.3 平成 32 年度 53.2 百万円 × 202/13 = 826.7 平成 33 年度 50.5 百万円 × 202/13 = 784.7 平成 34 年度 48.0 百万円 × 202/13 = 745.8 平成 35 年度 34.6 百万円 × 202/13 = 537.7 平成 36 年度 21.8 百万円 × 202/13 = 338.7 平成 37 年度 20.9 百万円 × 202/13 = 324.8 平成 38 年度 20.0 百万円 × 202/13 = 310.8 平成 39 年度 19.2 百万円 × 202/13 = 298.3 平成 40 年度 9.4 百万円 × 202/13 = 146.0 合計 8755.9 百万円 1 年あたり 729.7 百万円</p>
③ 効果・税収減是認効果	<p>《効果》 上記大阪府・市の場合は、本要望に係る税制の実現により、2 年間で不動産 6 件、機械等設備 8 件、合計 313.5 億円程度の投資が見込まれるとともに、7 件程度の企業進出が見込まれるものであり、政策目標である「国際的な経済活動の拠点形成、国際競争力の向上に」大きく寄与するものである。(本要望に係る税制の実現なしには、上記投資・企業進出は行われない。)</p>

	<p>また、本要望に係る税制による減免額(12 年合計で 563.4 百万円)を活用して再投資を行うことにより、当該 12 年合計で 767 百万円程度の経済波及効果が見込まれる。</p> <p>以上を踏まえた、年度別の効果及び減収額との対比は次のとおり。 (単位:百万円)</p>					
	H29	H30	H31	H32	H33	H34
本税制で実現する投資	15677	15677	(本要望の税制は H29 又は H30 の投資に対する減免に係るもの)			
減免額を用いた再投資	63.9	63.9	63.9	63.9	63.9	63.9
減収額	100.4	129.3	56.2	53.2	50.5	48.0
	H35	H36	H37	H38	H39	H40
本税制で実現する投資	(本要望の税制は H29 又は H30 の投資に対する減免に係るもの)					
減免額を用いた再投資	63.9	63.9	63.9	63.9	63.9	63.9
減収額	34.6	21.8	20.9	20.0	19.2	9.4
	<p>※ 313.5 億円程度の投資や、767 百万円の再投資が何年度に行われるかを厳密に予測することは困難であるため、平年度ベースの金額としている。) </p>					
	<p>●全国的な適用数 平成 28 年 9 月 9 日現在、国家戦略特区においては 202 の事業が認定されており、うち大阪府・市の事業は 13 件である。 他の特区内自治体も本税制を活用した場合、すなわち全国的に活用された場合につき上記比率を用いて計算を行うと次のように算出される。 (単位:百万円)</p>					
	H29	H30	H31	H32	H33	H34
本税制で実現する投資	243596	243596	(本要望の税制は H29 又は H30 の投資に対する減免に係るもの)			
減免額を用いた再投資	992.9	992.9	992.9	992.9	992.9	992.9
減収額	1560.0	2009.1	873.3	826.7	784.7	745.8
	H35	H36	H37	H38	H39	H40
本税制で実現する投資	(本要望の税制は H29 又は H30 の投資に対する減免に係るもの)					
減免額を用いた再投資	992.9	992.9	992.9	992.9	992.9	992.9
減収額	537.7	338.7	324.8	310.8	298.3	146.0
	<p>上記のとおり 12 年間にわたり、本税制で実現する投資の額及び減免額を用いた再投資による波及効果の合計は、減収額を上回る。</p> <p>なお、本特別措置が新設されなければ、我が国の経済成長に寄与するよう</p>					

			<p>な拠点形成が十分に進まず、民間事業者等の活力を最大限引き出す上で必要な機能を備えた拠点を十分に形成することができない結果、国際競争力の向上に寄与することができない可能性等が考えられる。</p> <p>&lt;算定根拠&gt;          本税制で実現する投資 別紙3のとおり          減免額を活用した再投資による波及効果 別紙4のとおり</p> <p>《税込減を是認するような効果の有無》          上記のとおり、本要望が実現すれば、新たな企業進出が見込まれるとともに、本税制で実現する投資の額及び減免額を用いた再投資による波及効果の合計が減収額を上回ることが見込まれるため、税込減を是認するような効果があると言える。</p>
10	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>国家戦略特区は、民間が創意工夫を発揮する上での障害となってきたにもかかわらず永年にわたり改革ができていないような、いわゆる「岩盤規制」に突破口を開くことによって民間の能力が十分に発揮できる世界で一番ビジネスがしやすい環境整備を行うものである。</p> <p>国家戦略特区の目標達成には、規制の特例措置や金融上の支援措置とあわせて、幅広い法人に対して税制措置によるインセンティブを付与することで、産業の国際競争力の強化とともに、国際的な経済活動の拠点の形成に資する事業を加速的に推進する必要があることから、本特例措置は適切である。</p> <p>なお、地方税の減免による国税への影響額を考えた補助金で交付したとしても、補助金相当額に対しても法人税が課税される等の問題が生じることから、補助金よりも租税措置を講ずるほうがより適切である。</p>	
		<p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>国家戦略特区制度は、政策目的を達成するために規制の特例措置、金融上の支援措置、税制の特例措置が講じられている。それぞれの役割としては、</p> <p>① 規制の特例措置は、永年にわたり改革ができていないような、いわゆる「岩盤規制」に突破口を開くことにより、民間の能力が十分に発揮できる世界で一番ビジネスのしやすい環境を整備し、経済成長につなげるもの。</p> <p>② 金融上の支援措置は、新たな成長分野を切り開く先駆的な研究開発や革新的な事業を行うものの資金調達が容易ではないベンチャー企業又は中小企業者を支援するもの。</p> <p>③ 税制の特例措置は、政策目的の達成に資する事業に対してインセンティブを付与することで民間投資を喚起し、事業実施を促すもの。</p> <p>であり、明確に役割分担がなされている。</p>	
		<p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p> <p>本要望に係る特例は、地方自治体が独自に行う減免の効果をより十全なものにするためのものであり、自治体に対する協力を要請するものではない。</p>	
11	有識者の見解	-	
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	-	

<要望の措置の適用数>

●法人事業税額

以下のとおり推計。

①大阪府財務統計(平成26年度)の過去5年間の法人事業税額の合計を算出

5年間 決定額ベース 1,056,019,371千円

②過去5年間の法人数を算出(平成22～26年度の法人数の平均)

230,901社

ただし、会社標本調査(国税庁)によると、平成26年度分の法人数261万6,485社から、連結子法人の数(10,711社)を差し引いた260万5,774社のうち、欠損法人は172万9,372社で、**欠損法人の割合は66.4%となっている**ため、実質的に法人事業税を徴収している事業者を $100 - 66.4 = 33.6\%$ と推定よって、 $230,901社 \times 33.6\% = 76,428社$

③ ①÷②(社)÷5年=1法人あたりの年間法人事業税額を算出

1,056,019,371千円÷76,428社÷5年間=2,763千円

④ 大阪府特区条例活用事業者数のうちライフ分野の事業者数

12事業者中7事業者

(ジーン、ジェイテック、仁寿会、アース、富士フィルム、阪大微研、重粒子管理)  
 また、欠損法人割合を考慮すると

⑤ 特区活用事業者の年間法人事業税額は ③×④×33.6%

2,763千円×7事業者×33.6%=6,499千円

よって、特区活用事業者の年平均法人事業税額は6,499千円(=約6.5百万円)

(参考資料)

【会社標本調査】

<http://www.nta.go.jp/kohyo/tokei/kokuzeicho/kaishahyohon2014/kaisya.htm>

【大阪府財務統計】

<http://www.pref.osaka.lg.jp/zei/alacarte/dfuzei4.html>

別紙1

● 不動産取得税

税額 = 課税標準額 × 4%

(金額の単位: 百万円)

	取得対象	課税標準額	課税額
大阪市内-1	研究所	6745.2	269.8
大阪市外-1	研究所	3637.2	145.5
大阪市外-2	研究所	4263.2	170.5
大阪市外-3	工場・倉庫	354.6	14.2
大阪市外-4	研究所	5500.9	220.0
大阪市外-5	研究所	957.2	38.3
合計			858.3

⇒ 土地を購入し、研究所及び機械等装置(償却資産)を設置。当該研究所は事業所として活用。

借地の上に研究所を設置

● 事業所税

【資産割】 事業所用家屋の床面積1平方メートルにつき年額600円  
 【従業者割】 算定期間中に支払われた従業者給与総額の0.25パーセント

	資産割		従業者割		年課税額 (C)=(A)+(B)
	面積	課税額(A)	給与総額	課税額(B)	
大阪市内-1	44,000㎡	26.4	3.6	7.1	33.46

● 固定資産税・都市計画税(土地)

【固定資産税】 課税標準額 × 1.4%  
 【都市計画税】 課税標準額 × 0.3%

	課税標準額	固定資産税 (A)	都市計画税 (B)	年課税額 (C)=(A)+(B)
大阪市内-1	2492.0	34.9	7.476	42.36

● 固定資産税・都市計画税(償却資産)

税額 = 各年の評価額 × 税率  
 【1年目の評価額】 取得額 × (1 - 償却率 × 0.5)  
 【2年目以降の評価額】 前年度の評価額 × (1 - 償却率)

(単位: 百万円)

	取得額	耐用年数 /償却率	税率 (※)	課税額											
				1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	合計	
研究所	大阪市内-1研	8992.2	30年 /7.4%	1.7%	147.21	136.32	126.23	116.89	108.24	100.23	92.81	85.94	79.58	73.69	1067.14
機械等設備	大阪市内-1機①	117.0	15年 /14.2%	1.4%	1.52	1.31	1.12	0.96	0.83	0.71	0.61	0.52	0.45	0.38	8.40
	大阪市内-1機②	160.9			2.09	1.80	1.54	1.32	1.13	0.97	0.84	0.72	0.61	0.53	11.55
	大阪市内-1機③	175.6			2.28	1.96	1.68	1.44	1.24	1.06	0.91	0.78	0.67	0.58	12.60
	大阪市内-1機④	190.2			2.47	2.12	1.82	1.56	1.34	1.15	0.99	0.85	0.73	0.62	13.65
	大阪市内-2機①	110.4			1.44	1.23	1.06	0.91	0.78	0.67	0.57	0.49	0.42	0.36	7.92
	大阪市内-2機②	110.4			1.44	1.23	1.06	0.91	0.78	0.67	0.57	0.49	0.42	0.36	7.92
	大阪市内-2機③	110.4			1.44	1.23	1.06	0.91	0.78	0.67	0.57	0.49	0.42	0.36	7.92
	大阪市内-2機④	368.0			4.79	4.11	3.52	3.02	2.59	2.23	1.91	1.64	1.41	1.21	26.41
年別課税額合計					164.67	151.30	139.09	127.92	117.70	108.35	99.78	91.92	84.71	78.09	1163.50

※研究所は固定資産税及び都市計画税が課税されるため1.7%、機械等設備は固定資産税のみが課税されるため、1.4%

<大阪市内-1>  
 土地を購入し、研究所1棟及び機械等装置4件(ともに償却資産)を設置。当該研究所は事業所として活用。

<大阪市内-2>  
 土地・建物は借地・借家。機械等装置4件(償却資産)を設置。



<減収額(法人税)>

- ・2年間で、不動産4件、機械等設備8件への投資が見込まれている。
- ・取得時期を厳密に予測することが困難であるため、租特期間2年の中で、金額ベースで半分ずつ取得されたとして計算した。
- ・各税目における、自治体による減免額の詳細は次のページに記載。

別紙2

●自治体による地方税減免額

	府税				市税(大阪市内の不動産のみ)								合計(A)
	法人事業税		不動産取得税		事業所税		固定資産税・都市計画税(土地)		固定資産税・都市計画税(償却資産)				
	平成29年度 特定事業認定	平成30年度 特定事業認定	平成29年度取得	平成30年度取得	平成29年度 特定事業認定	平成30年度 特定事業認定	H30.1.1 時点所有	H31.1.1 時点所有	H30.1.1 時点所有	H31.1.1 時点所有			
平成29年度			429.15									429.15	
平成30年度	3.25			429.15	16.73		21.18	-	82.34			552.65	
平成31年度	3.25	3.25			16.73	16.73	21.18	21.18	75.65	82.34		240.32	
平成32年度	3.25	3.25			16.73	16.73	21.18	21.18	69.54	75.65		227.52	
平成33年度	3.25	3.25			16.73	16.73	21.18	21.18	63.96	69.54		215.83	
平成34年度	3.25	3.25			16.73	16.73	21.18	21.18	58.85	63.96		205.14	
平成35年度	1.63	3.25			8.37	16.73	10.59	21.18	27.09	58.85		147.69	
平成36年度	1.63	1.63			8.37	8.37	10.59	10.59	24.94	27.09		93.19	
平成37年度	1.63	1.63			8.37	8.37	10.59	10.59	22.98	24.94		89.08	
平成38年度	1.63	1.63			8.37	8.37	10.59	10.59	21.18	22.98		85.32	
平成39年度	1.63	1.63			8.37	8.37	10.59	10.59	19.52	21.18		81.86	
平成40年度		1.63				8.37		10.59		19.52		40.10	
合計(2年間)	24.375	24.375		858.3		251		317.7		932.1		2407.85	

(単位:百万円)

●国税への影響額

法人税 減収額 (A)×23.4%
100.42
129.32
56.23
53.24
50.50
48.00
34.56
21.81
20.85
19.97
19.16
9.38
563.44

(自治体による減免額詳細)

(金額の単位:百万円)

● 法人事業所税

毎年の課税額 (全法人合計)	29年度特定事業認定	30年度特定事業認定												
6.50	<table border="1"> <tr> <td>毎年の課税額</td> <td>平成30年度 ~34年度減免額</td> <td>平成35年度 ~39年度減免額</td> </tr> <tr> <td>3.25</td> <td>3.25</td> <td>1.63</td> </tr> </table>	毎年の課税額	平成30年度 ~34年度減免額	平成35年度 ~39年度減免額	3.25	3.25	1.63	<table border="1"> <tr> <td>毎年の課税額</td> <td>平成31年度 ~35年度減免額</td> <td>平成36年度 ~40年度減免額</td> </tr> <tr> <td>3.25</td> <td>3.25</td> <td>1.63</td> </tr> </table>	毎年の課税額	平成31年度 ~35年度減免額	平成36年度 ~40年度減免額	3.25	3.25	1.63
毎年の課税額	平成30年度 ~34年度減免額	平成35年度 ~39年度減免額												
3.25	3.25	1.63												
毎年の課税額	平成31年度 ~35年度減免額	平成36年度 ~40年度減免額												
3.25	3.25	1.63												

※ 法人に対する特定事業の認定が29年度と30年度で半数ずつと仮定し、各減免状況を試算

● 不動産取得税

課税額 (全不動産合計)	29年度取得	30年度取得								
858.30	<table border="1"> <tr> <td>H29課税額</td> <td>H29減免額</td> </tr> <tr> <td>429.15</td> <td>429.15</td> </tr> </table>	H29課税額	H29減免額	429.15	429.15	<table border="1"> <tr> <td>H30課税額</td> <td>H30減免額</td> </tr> <tr> <td>429.15</td> <td>429.15</td> </tr> </table>	H30課税額	H30減免額	429.15	429.15
H29課税額	H29減免額									
429.15	429.15									
H30課税額	H30減免額									
429.15	429.15									

※ 平成29年度と30年度で半数ずつ取得されたと仮定し、それぞれの減免状況を試算

● 事業所税

毎年の課税額	29年度特定事業認定	30年度特定事業認定												
33.46	<table border="1"> <tr> <td>毎年の課税額</td> <td>平成30年度 ~34年度減免額</td> <td>平成35年度 ~39年度減免額</td> </tr> <tr> <td>16.73</td> <td>16.73</td> <td>8.37</td> </tr> </table>	毎年の課税額	平成30年度 ~34年度減免額	平成35年度 ~39年度減免額	16.73	16.73	8.37	<table border="1"> <tr> <td>毎年の課税額</td> <td>平成31年度 ~35年度減免額</td> <td>平成36年度 ~40年度減免額</td> </tr> <tr> <td>16.73</td> <td>16.73</td> <td>8.37</td> </tr> </table>	毎年の課税額	平成31年度 ~35年度減免額	平成36年度 ~40年度減免額	16.73	16.73	8.37
毎年の課税額	平成30年度 ~34年度減免額	平成35年度 ~39年度減免額												
16.73	16.73	8.37												
毎年の課税額	平成31年度 ~35年度減免額	平成36年度 ~40年度減免額												
16.73	16.73	8.37												

※ 平成29年度と30年度で半数ずつ取得されたと仮定し、それぞれの減免状況を試算

● 固定資産税・都市計画税(土地)

毎年の課税額	H30.1.1時点所有	H31.1.1時点所有												
42.36	<table border="1"> <tr> <td>毎年の課税額</td> <td>平成30年度 ~34年度減免額</td> <td>平成35年度 ~39年度減免額</td> </tr> <tr> <td>21.18</td> <td>21.18</td> <td>10.59</td> </tr> </table>	毎年の課税額	平成30年度 ~34年度減免額	平成35年度 ~39年度減免額	21.18	21.18	10.59	<table border="1"> <tr> <td>毎年の課税額</td> <td>平成31年度 ~35年度減免額</td> <td>平成36年度 ~40年度減免額</td> </tr> <tr> <td>21.18</td> <td>21.18</td> <td>10.59</td> </tr> </table>	毎年の課税額	平成31年度 ~35年度減免額	平成36年度 ~40年度減免額	21.18	21.18	10.59
毎年の課税額	平成30年度 ~34年度減免額	平成35年度 ~39年度減免額												
21.18	21.18	10.59												
毎年の課税額	平成31年度 ~35年度減免額	平成36年度 ~40年度減免額												
21.18	21.18	10.59												

※ 平成29年度と30年度で半数ずつ取得されたと仮定し、それぞれの減免状況を試算

● 固定資産税・都市計画税(償却資産)

課税額	
1年目	164.67
2年目	151.30
3年目	139.09
4年目	127.92
5年目	117.70
6年目	108.35
7年目	99.78
8年目	91.92
9年目	84.71
10年目	78.09

※ 平成29年度と30年度で半数ずつ取得されたと仮定し、それぞれの減免状況を試算

	H29取得分		H30取得分	
	課税額	減免額	課税額	減免額
平成30年度	82.34	82.34		
平成31年度	75.65	75.65	82.34	82.34
平成32年度	69.54	69.54	75.65	75.65
平成33年度	63.96	63.96	69.54	69.54
平成34年度	58.85	58.85	63.96	63.96
平成35年度	54.17	27.09	58.85	58.85
平成36年度	49.89	24.94	54.17	27.09
平成37年度	45.96	22.98	49.89	24.94
平成38年度	42.35	21.18	45.96	22.98
平成39年度	39.05	19.52	42.35	21.18
平成40年度			39.05	19.52

<本税制で実現する投資>

別紙3

(単位:百万円)

	取得対象	投資額
大阪市内-1	研究所 機械・設備	9,636.0
大阪市内-2	機械・設備	699.0
大阪市外-1	研究所	5,196.0
大阪市外-2	研究所	6,090.3
大阪市外-3	工場・倉庫	506.6
大阪市外-4	研究所	7,858.4
大阪市外-5	研究所	1,367.4
合計		31,353.7

<減免額を活用した再投資による波及効果>

別紙4

(単位:百万円)

1. 各地区の参入する部門・減免額

	部門	取得対象	地方税減免額					合計(A)
			法人事業税	不動産取得税	事業所税	固定資産税 ・都市計画税 (土地)	固定資産税 ・都市計画税 (償却減算)	
大阪市内-1	非鉄金属	研究所	7	269.8	251.0	317.7	889.9	1735.4
大阪市内-2	医療・保健	ラボ	7	0.0	0.0	0.0	42.2	49.2
大阪市外-1	化学	研究所	7	145.5	0.0	0.0	0.0	152.5
大阪市外-2	電気・機械	研究所	7	170.5	0.0	0.0	0.0	177.5
大阪市外-3	運輸	工場・倉庫	7	14.2	0.0	0.0	0.0	21.2
大阪市外-4	化学	研究所	7	220.0	0.0	0.0	0.0	227.0
大阪市外-5	医療・保健	研究所	7	38.3	0.0	0.0	0.0	45.3

法人税 減収額 (A) × 23.4%
406.04
11.51
35.68
41.53
4.96
53.11
10.60

2. 各地区の法人税減免額(百万円)

部門	部門別 法人税減免額
非鉄金属	406.04
医療・保健	22.11
化学	88.79
電気・機械	41.53
運輸	4.96
合計	563.44

3. 所得不算入措置による経済波及効果

767 百万円

※平成23年 産業連関表をもとに、各部門における再投資が与える影響額を計算(次ページのとおり)

	部門の例示	新規需要額 (単位: 百万円)
農林水産業	米、野菜、畜産、漁業	0
鉱業	石油、原油、天然ガス、金属鉱物	0
飲食品	食肉、精米、パン類、冷凍食品、酒類	0
繊維製品	衣服、じゅうたん、帽子、寝具	0
ハルフ・紙・木製品	木材、家具、紙、段ボール箱	0
化学製品	化学肥料、医薬品、化粧品、洗剤	88.79
石油・石炭製品	ガソリン、灯油、LPG、コークス	0
プラスチック・ゴム	プラスチック管、タイヤ、チューブ	0
窯業・土石製品	ガラス、セメント、陶磁器	0
鉄鋼	鋼板、鋼管	0
非鉄金属	銅、アルミニウム、電線、ケーブル	408.04
金属製品	鉄骨、シャッター、ボルト、ドラム缶、刃物	0
はん用機械	ボイラ、原動機、ポンプ	0
生産用機械	ハワーショベル、ドリル、印刷機、旋盤、耕うん機	0
業務用機械	複写機、自動販売機、医療器具、カメラ	0
電子部品	液晶パネル、磁気ディスク、電子回路	0
電気機械	電気照明器具、エアコン、冷蔵庫	41.53
情報・通信機器	パソコン、テレビ、デジタルカメラ、携帯電話機	0
輸送機械	乗用車、鉄道車両、航空機、船舶	0
その他の製造工業製品	印刷、革靴、楽器、がん具、時計、装身具	0
建設	住宅建築、建設補修、公共事業	0
電力・ガス・熱供給	電気、自家発電、都市ガス、熱供給	0
水道	上水道、工業用水、下水道	0
廃棄物処理	ごみ処理、産業廃棄物処理	0
商業	卸売、小売	0
金融・保険	金融、生命保険、損害保険	0
不動産	住宅賃貸、貸店舗、駐車場管理	0
運輸・郵便	鉄道、トラック輸送、航空輸送、水運、郵便	4.98
情報通信	電話、放送、ソフトウェア、映画制作、新聞	0
公務	国、地方公共団体	0
教育・研究	学校、研究所、図書館、博物館	0
医療・福祉	病院、保健所、保育所、福祉施設、介護	22.11
その他の非営利団体サービス	商工会議所、労働団体、学術団体	0
対事業所サービス	物品賃貸、広告、法律事務所、労働者派遣、警備業	0
対個人サービス	ホテル・旅館、飲食店、遊園地、冠婚葬祭	0
事務用品	鉛筆、消しゴム、テープ、のり	0
分類不明		0
合計		563.44

計算結果

波及効果
1
2
1
1
6
110
14
8
4
8
365
4
1
0
0
0
5
38
0
2
10
6
18
2
1
35
7
4
28
11
1
19
23
1
31
1
1
3
767

点検結果表

(行政機関名：内閣府)

制度名	地方における企業拠点の強化を促進する税制措置の拡充
税目	法人税、法人住民税
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input checked="" type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 延長

① 達成目標

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【内閣府の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

② 過去の適用数等

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【内閣府の補足説明】	平成 27 年度の雇用促進税制の適用数は、平成 28 年 9 月時点におけるアンケート調査の結果、1 件となった。
【点検結果】	なし。

③ 僅少・偏りの状況

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【内閣府の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

④ 将来の適用数等

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 将来の適用数及び適用額について、「将来の推計値」と説明されているが、算定根拠（算定に用いた数値、計算式及びその根拠）が明らかにされていない。
【内閣府の補足説明】	将来の適用数及び適用額の積算根拠については、KPI に基づき推計した別紙「減収額試算資料」に記載している。なお、評価書において平成 28 年度及び 29 年度の雇用促進税制の適用数の見込みを 1,260 件（推計）としていたが、これは 1,500 件（推計）の誤りである。
【点検結果】	① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

⑤ 過去の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 過去の減収額について、「本税制による減収額の実績」と説明されているが、算定根拠（算定に用いた数値及びその根拠）が明らかにされていない。
【内閣府の補足説明】	自治体を通じた企業へのアンケート調査による数値である旨を記載した。
【点検結果】	① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

⑥ 将来の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 将来の減収額について、「将来の推計値」と説明されているが、算定根拠（算定に用いた数値、計算式及びその根拠）が明らかにされていない。
【内閣府の補足説明】	項目④と同旨。
【点検結果】	① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

⑦ 過去の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 過去の効果について、「本税制措置の効果として、2020 年までの 5 年間で企業の地方拠点強化の件数を 7,500 件増加、地方拠点における安定した良質な雇用者数について、4 万人の増加が見込まれる」と説明されているが、経済情勢等、他の要因の影響を除く租税特別措置等の直接的な効果が把握されていない。
【内閣府の補足説明】	整備計画の認定により行われる、企業の地方拠点強化の件数 7,500 件増加と、地方拠点における安定した良質な雇用者数 4 万人の増加が本税制措置による直接的効果であるため、その旨が分かるよう、事前評価書を修正した。
【点検結果】	① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

⑧ 将来の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 将来の効果について、「本税制措置の効果として、2020 年までの 5 年間で企業の地方拠点強化の件数を 7,500 件増加、地方拠点における安定した良質な雇用者数について、4 万人の増加が見込まれる」と説明されているが、経済情勢等、他の要因の影響を除く租税特別措置等の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていない。
② 将来の効果（平成 28 年度）について、「オフィス減税は、整備計画の認定を受けた事業者が、（中略）受けられるもの」、また、「雇用促進税制は、整備した特定業務施設において（中略）雇用が増加した場合に受けられるものであり、ハローワーク等に（中略）雇用促進計画を提出し、（中略）雇用促進計画の達成状況報告を提出することが必要であり、（中略）雇用促進計画を確定申告時に添付すること等により税制の適用となるか否かが分かる仕組み」とあり、「本税制について、既に適用を受けた事例は現状極めて僅少」とされている中で、実績（オフィス減税 3 件及び雇用促進税制 0 件（平成 27 年度））より過大な予測（オフィス減税 900 件及び雇用促進税制 1,260 件（平成 28 年度））であるにもかかわらず、算定根拠（算定に用いた数値、計算式及びその根拠）が明らかにされ	

ていない。
<b>【内閣府の補足説明】</b> ① 整備計画の認定により行われる、企業の地方拠点強化の件数 7,500 件増加と、地方拠点における安定した良質な雇用者数 4 万人の増加が本税制措置による直接的効果であるため、その旨が分かるよう、事前評価書を修正した。 ② 項目④と同旨。なお、評価書にあるとおり、平成 28 年 6 月時点で、44 道府県の地域再生計画における目標認定件数は、1,403 件であるものの、特例措置が年度半ば（平成 27 年 8 月）に創設されたこと等により初年度の効果の発現が遅れ、実績が小さくなっている。また、平成 27 年度に認定を受けた 77 件の整備計画のうち、オフィス減税の適用の希望が 55 件、雇用促進税制の適用の希望が 62 件あった。
<b>【点検結果】</b> ①・② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

⑨ 過去の税収減是認効果

<b>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</b> ① 過去の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑤過去の減収額及び⑦過去の効果に分析・説明の内容が不十分であると思われる点がある。
<b>【内閣府の補足説明】</b> ⑤⑦について上記のとおり記載した。
<b>【点検結果】</b> ① 点検項目⑤過去の減収額に関して、補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、点検項目⑦過去の効果に関して、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

⑩ 将来の税収減是認効果

<b>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</b> ① 将来の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑥将来の減収額及び⑧将来の効果に分析・説明の内容が不十分であると思われる点がある。
<b>【内閣府の補足説明】</b> ⑥⑧について上記のとおり記載した。
<b>【点検結果】</b> ① 点検項目⑥将来の減収額に関して、補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、点検項目⑧将来の効果に関して、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

点検項目⑦、⑧、⑨及び⑩に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

(注) 【内閣府の補足説明】欄には、内閣府から送付された文書を引用している。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	地方における企業拠点の強化を促進する税制措置の拡充
2	対象税目	(法人税:義)(国税6) (法人住民税:義)(地方税5) 【新設・延長・拡充】
3	租税特別措置等の内容	<b>【内容】</b> <b>【制度の概要】</b> 地域再生法(平成 17 年 4 月 1 日法律第 24 号)に基づき、地方活力向上地域特定業務施設整備計画(以下「整備計画」という。)について都道府県知事の認定を受けた法人等が、その認定をした都道府県知事が作成した地域再生計画に記載されている地方活力向上地域内において、 (1)特定建物等を取得等した場合の特別償却又は税額控除制度 (2)整備した特定業務施設において雇用を増加させた場合の税額控除制度  (1)オフィス減税 取得等した建物及びその附属設備並びに構築物の取得価額に対し、 ①移転型事業の場合、25%の特別償却、又は7%の税額控除 ②拡充型事業の場合、15%の特別償却、又は4%の税額控除 ※ただし、税額控除は平成 29 年度において、移転型事業の場合4%、拡充型事業の場合2% ※取得価額が 2,000 万円以上(中小企業者の場合 1,000 万円以上)であることが要件  (2)雇用促進税制 ①拡充型事業の場合 特定業務施設における当期増加雇用者(※)1人当たり ・法人全体の基準雇用者数 10%以上の場合、50 万円の税額控除 ・法人全体の基準雇用者数 10%未満の場合、20 万円の税額控除 ※ただし、法人全体の雇用者の純増数を上限 ②移転型事業の場合 拡充型の税額控除額に加え、特定業務施設における当期増加雇用者数1人当たり 30 万円の税額控除 ※30 万円の税額控除は最大3年間継続。特定業務施設の雇用者数又は法人全体の雇用者数が減少した場合は終了。  <b>【要望の内容】</b> (1)オフィス減税の拡充 平成 29 年度の設備投資減税の減税率について、移転型事業の場合7%、拡充型事業の場合4%とする(平成 27 年度、28 年度と同水準とする)。

		<p>(2)雇用促進税制の拡充 質の高い雇用やUIJターンの促進等に資する形で雇用された場合には更なる税額控除の拡充を行う。</p> <p>(3)支援対象外地域の見直し 東京一極集中の是正を図るため、支援対象外地域の見直しを検討する。</p> <p>《関係条項》租税特別措置法(昭和32年法律第26号) 第十条の四、第十条の五、第四十二条の十一の二、第四十二条の十二、第六十八条の十五、第六十八条の十五の二</p>
4	担当部局	内閣府地方創生推進事務局
5	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:平成28年8月 分析対象期間:平成27年度～平成29年度
6	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<p>《制度創設年度》 地方拠点強化税制(注)の創設…平成27年度 (注)(1)オフィス減税の新設及び(2)雇用促進税制の拡充からなるもの ※雇用促進税制の創設は平成23年度</p> <p>《改正経緯》 ○平成27年度 地方拠点強化税制の創設 (1)オフィス減税の創設(取得等した建物及びその附属設備並びに構築物の取得価額に対する特別控除の創設) (2)雇用促進税制の拡充(地方拠点強化税制における雇用促進税制の創設)(地域再生法の認定地域再生計画に基づく整備計画の認定事業者に対する特別控除を上乗せ措置として拡充) ○平成28年度 地方拠点強化税制の拡充(雇用者給与等支給額が増加した場合の税額控除制度(所得拡大促進税制)と重複適用を可能とする拡充)</p> <p>(参考)雇用促進税制の改正経緯 ○平成23年度 雇用促進税制の創設(5人以上(中小企業は2人以上)かつ10%以上の雇用の増加等の要件を満たす企業に対し雇用増加人数1人当たり20万円の税額控除) ○平成25年度 雇用促進税制の拡充(税額控除限度額を20万円から40万円へ引き上げ) ○平成26年度 雇用促進税制の2年間の延長 ○平成28年度 雇用促進税制の2年間の延長及び拡充(適用の基礎となる増加雇用者数を同意雇用開発促進地域内にある事業所における無期雇用かつフルタイムの雇用者の増加数とした上で延長、雇用者給与等支給額が増加した場</p>

		合の税額控除制度(所得拡大促進税制)と重複適用を可能とする拡充)
7	適用又は延長期間	平成29年度末まで
8	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 本税制では、企業の地方拠点の強化及び移転を支援することにより、地方における安定した良質な雇用の創出を通じて、地方への新たな流れを生み出し、東京一極集中を是正及び地域経済の活性化を実現することを目的としている。 《施策の必要性》 現行の雇用促進税制は企業側の労働需要を増やす効果があるが、地域の現状は著しい人手不足であり、企業の地方拠点を拡充するためには、地域の労働供給力の強化が大きな課題である。 また、東京一極集中の是正を図るためには、大都市圏居住者の地方への移住促進を加速するとともに、特に大都市圏への流入が著しい新卒者や女性の活躍機会を地方において増加させることが必要である。 このため、地域における幅広い雇用可能性を確保し、企業の地方拠点の強化を促進するとの観点から、質の高い雇用に対する優遇の拡充、UIJターン等の促進等に資する雇用促進税制の拡充が必要である。</p> <p>また、本税制については、平成27年度に本税制を創設するとともに、今年度、本税制により拡充される雇用促進税制の適用を受ける法人等が、その同一事業年度において、所得拡大促進税制の適用を受けられるよう施策の強化を行ったところである。 しかしながら、東京一極集中が加速化していること等を踏まえ、地方創生の実現に向けた施策等を強化し、KPIの達成を図るため、本税制の強化・見直しが必要である。</p> <p>《政策目的の根拠》 ・地域再生法(平成17年4月1日法律第24号) 第1条に「近年における急速な少子高齢化の進展、産業構造の変化等の社会経済情勢の変化に対応して、地方公共団体が行う自主的かつ自立的な取組による地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出その他の地域の活力の再生(以下「地域再生」という。)を総合的かつ効果的に推進するため、その基本理念、政府による地域再生基本方針の策定、地方公共団体による地域再生計画の作成及びその内閣総理大臣による認定、当該認定を受けた地域再生計画に基づく事業に対する特別の措置並びに地域再生本部の設置について定め、もって個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現し、国民経済の健全な発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。」と規定。 第5条に「地域再生を図るための計画」に掲げる事項のひとつとして、企業の地方拠点の強化に関する事業である「地方活力向上地域特定業務施設整備事業」が位置づけられている。</p> <p>・まち・ひと・しごと創生総合戦略 (平成26年12月27日閣議決定、平成27年12月24日改訂) 「地方への新しい人の流れをつくる」ための施策として、「企業の地方拠点強化等」が位置づけられている。</p>
	② 政策体系における政策目的の位置付	4. 地方創生の推進 ⑧ 地域再生の推進

		け																										
		③ 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本社機能の一部移転等による企業の地方拠点強化の件数を2020年までの5年間で7,500件増加</li> <li>・地方拠点における雇用者数を4万人増加</li> </ul> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>地方における地方拠点が移転・拡充されることによる、安定した良質な雇用の創出を通じて、地方への新たな人の流れを生み出すことができる。</p>																									
9	有効性等	① 適用数等	<p>本税制は平成27年8月に創設されたものであり、地域再生計画認定都道府県において、事業者が作成する整備計画の認定を順次行っており、認定件数状況等は以下のとおり。</p> <p>&lt;地域再生計画の認定状況等&gt;</p> <p style="text-align: center;">※平成28年6月末時点までの累計値</p> <table border="1"> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">地域再生計画の認定都道府県数</th> <th colspan="2">認定地域再生計画における目標値</th> </tr> <tr> <th>認定整備計画 目標件数</th> <th>目標雇用 創出数</th> </tr> <tr> <td>合計数</td> <td>44道府県(51計画)</td> <td>1,403件</td> <td>11,560人</td> </tr> </table> <p>&lt;地方拠活力向上地域特定業務施設整備計画の認定状況等&gt;</p> <p style="text-align: center;">(平成28年8月15日までに道府県及び都道府県労働局から報告のあったもの)</p> <table border="1"> <tr> <th>区分</th> <th>年度</th> <th>平成27年度</th> <th>平成28年度</th> <th>累計</th> </tr> <tr> <td>認定整備計画の件数</td> <td></td> <td>77件</td> <td>23件</td> <td>100件</td> </tr> <tr> <td>雇用促進計画受付件数</td> <td></td> <td>23件</td> <td>13件</td> <td>36件</td> </tr> </table> <p>(注1) 雇用促進計画の計画期間の初日が属する年度で整理。 (注2) 整備計画認定日もしくは雇用促進計画の計画期間が平成27年度中であるものの件数。</p> <p>※整備計画の認定件数89件のうち、平成27年度の認定整備計画は77件あり、そのうち雇用促進計画の受付件数は22件。</p> <p>また、本税制の適用件数等の実績及び将来の推計値は以下のとおり。 ※実績値は、都道府県に対する実績調査によるもの。</p> <p>1. 適用件数</p> <p>○オフィス減税</p> <p>平成27年度 3件 平成28年度 900件(推計) 平成29年度 900件(推計)</p> <p>○雇用促進税制</p> <p>平成27年度 0件 平成28年度 1,260件(推計) 平成29年度 1,260件(推計)</p>	区分	地域再生計画の認定都道府県数	認定地域再生計画における目標値		認定整備計画 目標件数	目標雇用 創出数	合計数	44道府県(51計画)	1,403件	11,560人	区分	年度	平成27年度	平成28年度	累計	認定整備計画の件数		77件	23件	100件	雇用促進計画受付件数		23件	13件	36件
区分	地域再生計画の認定都道府県数	認定地域再生計画における目標値																										
		認定整備計画 目標件数	目標雇用 創出数																									
合計数	44道府県(51計画)	1,403件	11,560人																									
区分	年度	平成27年度	平成28年度	累計																								
認定整備計画の件数		77件	23件	100件																								
雇用促進計画受付件数		23件	13件	36件																								

			<p>2. 適用額</p> <p>○オフィス減税</p> <p>平成27年度 2,367百万円 平成28年度 167,340百万円(推計) 平成29年度 167,340百万円(推計)</p> <p>○雇用促進税制</p> <p>平成27年度 0百万円(平成28年7月時点において実績値なし) 平成28年度 7,370百万円(推計) 平成29年度 8,300百万円(推計)</p> <p>3. 適用件数や額が僅少である理由</p> <p>本税制のうちオフィス減税は、整備計画の認定を受けた事業者が、新たに特定業務施設を建設・取得等して初めて受けられるものである。また、雇用促進税制は、整備した特定業務施設において事業年度中(雇用促進計画の計画期間中)に雇用が増加した場合に受けられるものであり、ハローワーク等に①事業年度開始後2か月以内に雇用促進計画を提出し、②事業年度終了後2か月以内に雇用促進計画の達成状況報告を提出することが必要であり、さらにハローワーク等で確認した雇用促進計画を確定申告時に添付すること等により税制の適用となるか否かが分かる仕組みとなっている。</p> <p>以上のことから、本税制について、既に適用を受けた事例は現状極めて僅少となっている。</p>												
		② 減収額	<p>本税制による減収額の実績及び将来の推計値は以下のとおり。 ※実績値は、都道府県に対する実績調査によるもの。</p> <p>平成27年度 106.8百万円(国税94.6百万円+地方税12.2百万円)</p> <p>平成28年度 12,080百万円(国税10,700百万円+地方税1,380百万円)(推計) 平成29年度 13,130百万円(国税11,630百万円+地方税1,500百万円)(推計)</p>												
		③ 効果・税収減是認効果	<p>《効果》</p> <p>平成27年度から29年度までの減収額は、253.2億円を推計。</p> <p>一方、2020年までの5年間で7,500件の整備計画の認定を行い、本税制措置を講じることにより、地方拠点における安定した良質な雇用者数について、4万人の増加が見込まれる。経済効果は以下のとおり。</p> <p>&lt;経済効果&gt;</p> <table border="1"> <tr> <th></th> <th>オフィス減税 (※3)</th> <th>雇用促進税制 (※4)</th> </tr> <tr> <td>平成27年度</td> <td>4,982百万円</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>平成28年度(推算)</td> <td>337,106百万円</td> <td>11,896百万円</td> </tr> <tr> <td>平成29年度(推算)</td> <td>337,106百万円</td> <td>11,896百万円</td> </tr> </table> <p>(※3) オフィス減税の適用が見込まれる設備投資見込額に、平成23年建設部門分析用産業連関表における非住宅建築の生産誘発係数2.0145を乗じて算出。 (※4) 増加雇用者は8,190人(減収額試算資料参照)、このうち未就業入職者数の割合は約35%(平成27年雇用動向調査(厚生労働省)より)、平均給与は415万円(平成26年分民間給与実態統計調査(国税庁)より)より推計</p> <p>本税制の適用を受ける前提となる地域再生計画について、44の道府県(51</p>		オフィス減税 (※3)	雇用促進税制 (※4)	平成27年度	4,982百万円	-	平成28年度(推算)	337,106百万円	11,896百万円	平成29年度(推算)	337,106百万円	11,896百万円
	オフィス減税 (※3)	雇用促進税制 (※4)													
平成27年度	4,982百万円	-													
平成28年度(推算)	337,106百万円	11,896百万円													
平成29年度(推算)	337,106百万円	11,896百万円													

			<p>計画)が認定を受けており、多くの道府県で企業が作成する整備計画の認定が行われ始めていることから、今後多くの企業の地方拠点の強化及び移転を後押しされるものと考えられる。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》          本税制により多くの企業の地方拠点の強化及び移転が促進されることにより、地方における安定した良質な雇用の創出の促進、ひいては人口減少への対応や我が国の経済活力の維持に資する。          また、毎年度の本税制の税収減と経済効果を比較し、税収減を大きく上回る経済効果が見込まれることから、本件税収減は是認されるものである。</p>
10	相当性	<p>①: 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>③: 地方公共団体が協力する相当性</p>	<p>企業の地方拠点の強化及び移転を推進するためには、事業者にとって大きな負担となる、施設整備や雇用等に伴う初期費用を軽減することが有効であるが、本税制について規定する地域再生法はその目的において、「地方公共団体が行う自主的かつ自立的な取組による地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出その他の地域の活力の再生を総合的かつ効果的に推進する」としていることから、個別の事業者の地方拠点の強化及び移転に対し、国が補助金を交付するよりも、自治体の地域再生計画に沿った地方拠点の強化及び移転に対し本税制を措置する方が、地方公共団体が行う自主的かつ自立的な取組による地域経済の活性化という法目的と、より整合的である。</p> <p>企業の地方拠点の強化及び移転を推進するため、本税制のほか、以下の「債務保証制度」、「地方税に対する減収補填」がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・債務保証制度は、認定事業者がその認定をした都道府県知事が作成した地域再生計画に記載されている地方活力向上地域内において、特定業務施設を整備するために必要な資金の借入れ又は社債発行に係る債務の保証を(独)中小企業基盤整備機構が行うものである。</li> <li>・地方税に対する減収補填は、財政力指数が一定未満の自治体であっても、認定事業者がその認定をした都道府県知事が作成した地域再生計画に記載されている地方活力向上地域内において整備した特定業務施設に係る地方税(事業税、固定資産税、不動産取得税)について、他の自治体並に、不均一課税の措置が講じられるよう、その減収額の一部を補填するものである。</li> </ul> <p>本税制では、企業の地方拠点の強化及び移転を支援することにより、地方における安定した良質な雇用の創出を通じて、地方への新たな流れを生み出し、東京一極集中を是正及び地域経済の活性化を実現することを目的としている。本税制の拡充することで、地方において更なる安定した良質な雇用の創出と経済の活性化が見込まれることから、本税制の対象となる認定事業者が所在する地方公共団体においても、本税制を支援する相当性が認められる。</p>
11	有識者の見解		—
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成 27 年 8 月(H27 内閣 04)

## 地方拠点強化税制の拡充による減収額試算(H28)

### 【減収見込額】

国税 107.0 億円 (内訳 オフィス減税 33.3 + 雇用促進税制 73.7)

地方税 13.80 億円 (国税 107.0 億円 × 税率 12.9%)

---

合計 120.8 億円



## 試算方法

### ○減収見込額(オフィス減税)

#### 《件数見込み》

- ・KPIとして、地方における企業の拠点強化について年間1500件を計上(5年間で7500件)。(①)
- ・認定を受けた地方活力向上地域特定業務施設整備計画のうち、一部は賃貸による整備であること等から、オフィス減税が適用される割合を60%※と仮定する。

①②より、オフィス減税の適用見込み件数は、 $1500 \times (60 / 100) = 900$ 件。(③)

また、認定整備計画のうち、移転型事業と拡充型事業の別は200:1300と仮定する。(④)

③④より、移転型事業の適用見込み件数は、 $900 \times (200 / 1500) = 120$ 件

拡充型事業の適用見込み件数は、 $900 \times (1300 / 1500) = 780$ 件 となる。

- ・大企業と中小企業の別を1:9と仮定すると、適用見込み件数は、移転型事業について、大企業12件、中小企業108件  
拡充型事業について、大企業78件、中小企業702件

(※) (一社)日本ビルディング協会連合会が行った平成26年度ビル実態調査によると、賃貸用ビルと自社用ビルの割合は、全国平均が32.9%、地方圏(三大都市圏以外)が46.6%となり、13.7ポイントの差がある。また、国交省が行った平成25年法人土地・建物基本調査の確報集計によると、全国の全法人における建物所有法人割合は40.8%。これに上記全国と地方圏の差を適用すると、 $40.8 + 13.7 = 54.5\%$ となる。  
本税制措置のインセンティブが働くことにより、一定の新規設備投資が喚起されることを踏まえ、オフィス減税の適用見込み割合は60%とする。

#### 《設備投資額見込み》

##### 【移転型事業】

- ・制度創設時に経産省が実施した、本社機能の移転(一部含む実施した企業からのヒアリング結果は以下のとおり。  
本社機能の一部移転に伴う設備投資額(建物等) 大企業:平均10億円程度/件、中小企業:平均2億円程度/件
- ・当時の1件当たりの設備投資額に対する、現在の1件当たりの設備投資額を、建築着工統計の「事務所」の平均設備投資額から算定すると、  
創設時(平成25年度統計):1.53兆÷10,730件≒1.43億円に対し、  
直近(平成27年度統計):1.82兆÷11,040件≒1.65億円。よって、 $1.65 \div 1.43 \approx 1.15$
- 以上より、現在の本社機能の一部移転に伴う設備投資額の見込額は 大企業:平均11.5億円程度/件、中小企業:平均2.3億円程度/件

##### 【拡充型事業】

- ・建築着工統計における「事務所」(本社機能以外の営業所等を含む)の着工件数を元に試算する。
- ・平成27年中に全国で着工された事務所11040件について、工事予定額の総額は約1.82兆円、1件あたりの平均は約1.65億円。(①)

## オフィス減税 減収見込額

### 【移転型】

#### ○大企業

(特別償却分)

$$\begin{matrix} \text{設備投資額} \\ 11.5\text{億円} \end{matrix} \times \begin{matrix} \text{件数} \\ 6\text{件程度} \end{matrix} \times \begin{matrix} \text{利益法人割合} \\ 60\% \end{matrix} \times \begin{matrix} \text{特別償却割合} \\ 25\% \end{matrix} \times \begin{matrix} \text{税率} \\ 23.4\% \end{matrix} = \begin{matrix} \text{平年度減収見込額} \\ 2.4\text{億円程度} \end{matrix}$$

(税額控除分)

$$\begin{matrix} \text{設備投資額} \\ 11.5\text{億円} \end{matrix} \times \begin{matrix} \text{件数} \\ 6\text{件程度} \end{matrix} \times \begin{matrix} \text{利益法人割合} \\ 60\% \end{matrix} \times \begin{matrix} \text{税額控除割合} \\ 7\% \end{matrix} \times \begin{matrix} \text{有効控除割合} \\ 90\% \end{matrix} = \begin{matrix} \text{平年度減収見込額} \\ 2.6\text{億円程度} \end{matrix}$$

※実際に税額控除できる割合

#### ○中小企業

(特別償却分)

$$\begin{matrix} \text{設備投資額} \\ 2.3\text{億円} \end{matrix} \times \begin{matrix} \text{件数} \\ 54\text{件程度} \end{matrix} \times \begin{matrix} \text{利益法人割合} \\ 50\% \end{matrix} \times \begin{matrix} \text{特別償却割合} \\ 25\% \end{matrix} \times \begin{matrix} \text{税率} \\ 19.0\% \end{matrix} = \begin{matrix} \text{平年度減収見込額} \\ 2.9\text{億円程度} \end{matrix}$$

(税額控除分)

$$\begin{matrix} \text{設備投資額} \\ 2.3\text{億円} \end{matrix} \times \begin{matrix} \text{件数} \\ 54\text{件程度} \end{matrix} \times \begin{matrix} \text{利益法人割合} \\ 50\% \end{matrix} \times \begin{matrix} \text{税額控除割合} \\ 7\% \end{matrix} \times \begin{matrix} \text{有効控除割合} \\ 90\% \end{matrix} = \begin{matrix} \text{平年度減収見込額} \\ 3.9\text{億円程度} \end{matrix}$$

※実際に税額控除できる割合

### 【拡充型】

#### ○大企業

(特別償却分)

$$\begin{matrix} \text{設備投資額} \\ 1.65\text{億円} \end{matrix} \times \begin{matrix} \text{件数} \\ 39\text{件程度} \end{matrix} \times \begin{matrix} \text{利益法人割合} \\ 60\% \end{matrix} \times \begin{matrix} \text{特別償却割合} \\ 15\% \end{matrix} \times \begin{matrix} \text{税率} \\ 23.4\% \end{matrix} = \begin{matrix} \text{平年度減収見込額} \\ 1.4\text{億円程度} \end{matrix}$$

(税額控除分)

$$\begin{matrix} \text{設備投資額} \\ 1.65\text{億円} \end{matrix} \times \begin{matrix} \text{件数} \\ 39\text{件程度} \end{matrix} \times \begin{matrix} \text{利益法人割合} \\ 60\% \end{matrix} \times \begin{matrix} \text{税額控除割合} \\ 4\% \end{matrix} \times \begin{matrix} \text{有効控除割合} \\ 90\% \end{matrix} = \begin{matrix} \text{平年度減収見込額} \\ 1.4\text{億円程度} \end{matrix}$$

※実際に税額控除できる割合

#### ○中小企業

(特別償却分)

$$\begin{matrix} \text{設備投資額} \\ 1.65\text{億円} \end{matrix} \times \begin{matrix} \text{件数} \\ 351\text{件程度} \end{matrix} \times \begin{matrix} \text{利益法人割合} \\ 50\% \end{matrix} \times \begin{matrix} \text{特別償却割合} \\ 15\% \end{matrix} \times \begin{matrix} \text{税率} \\ 19.0\% \end{matrix} = \begin{matrix} \text{平年度減収見込額} \\ 8.3\text{億円程度} \end{matrix}$$

(税額控除分)

$$\begin{matrix} \text{設備投資額} \\ 1.65\text{億円} \end{matrix} \times \begin{matrix} \text{件数} \\ 351\text{件程度} \end{matrix} \times \begin{matrix} \text{利益法人割合} \\ 50\% \end{matrix} \times \begin{matrix} \text{税額控除割合} \\ 4\% \end{matrix} \times \begin{matrix} \text{有効控除割合} \\ 90\% \end{matrix} = \begin{matrix} \text{平年度減収見込額} \\ 10.4\text{億円程度} \end{matrix}$$

※実際に税額控除できる割合

合計:33.3億円

合計

平年度減収見込額  
11.8億円程度

合計

平年度減収見込額  
21.5億円程度

### 試算方法

#### ○減収見込額(雇用促進税制)

《件数見込み》

- ・KPIとして、地方における企業の拠点強化について年間1500件を計上(5年間で7500件)。(①)
- ・認定整備計画のうち、移転型事業と拡充型事業の別を200:1300と仮定。(②)
- ・大企業と中小企業の別を1:9と仮定すると(オフィス減税と同様の仮定)、①②より、  
適用見込み件数は、**移転型事業**について、**大企業20件、中小企業180件**  
**拡充型事業**について、**大企業130件、中小企業1170件**

《増加雇用者数見込み》

- ・中小企業は概ね5人(※1)、大企業は中小企業の4倍と仮定し20人を仮定(※2)。  
(※1)財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」より推計。  
(※2)制度創設時の積算と同様の仮定。
- ・なお、移転型事業の特例(2)における増加雇用者数については、大企業の場合は、企業全体での増加雇用者数は特定業務施設における新規雇用者数と同数と仮定(特定業務施設における増加雇用者数は新規雇用のみ)し、3年間にわたり増加すると仮定。中小企業の場合は、企業全体での増加雇用者数、特定業務施設における新規雇用者数及び移転による増加雇用者数は各々同数(特定業務施設における増加雇用者数は新規雇用者数と移転による増加雇用者数からなるものとする)とし、3年間にわたり増加すると仮定。

### 雇用促進税制 減収見込額

#### 【移転型】

##### ○大企業

【現行制度】(特例1)  
租税特別措置法第10条の5第2項、42条の12第2項及び第68条の15の2第2項

件数 20件程度	×	人数 20人程度	×	控除額 50万又は20万 <small>※半数が20万円と仮定</small>	×	有効控除割合 90%	=	平年度減収見込額 1.3億円程度
-------------	---	-------------	---	---	---	---------------	---	---------------------

【現行制度】(特例2)  
租税特別措置法第10条の5第3項、42条の12第3項及び第68条の15の2第3項

件数 20件程度	×	人数 120人程度	×	控除額 30万円	×	有効控除割合 90%	=	平年度減収見込額 6.5億円程度
-------------	---	--------------	---	-------------	---	---------------	---	---------------------

##### ○中小企業

【現行制度】(特例1)  
租税特別措置法第10条の5第2項、42条の12第2項及び第68条の15の2第2項

件数 180件程度	×	人数 5人程度	×	控除額 50万又は20万 <small>※1割が20万円と仮定</small>	×	有効控除割合 90%	=	平年度減収見込額 3.8億円程度
--------------	---	------------	---	---	---	---------------	---	---------------------

【現行制度】(特例2)  
租税特別措置法第10条の5第3項、42条の12第3項及び第68条の15の2第3項

件数 180件程度	×	人数 60人程度	×	控除額 30万円	×	有効控除割合 90%	=	平年度減収見込額 29.2億円程度
--------------	---	-------------	---	-------------	---	---------------	---	----------------------

合計:73.7億円

合計  
平年度減収見込額  
40.8億円程度

#### 【拡充型】

##### ○大企業

【現行制度】(特例1)  
租税特別措置法第10条の5第2項、42条の12第2項及び第68条の15の2第2項

件数 130件程度	×	人数 20人程度	×	控除額 50万又は20万 <small>※半数が20万円と仮定</small>	×	有効控除割合 90%	=	平年度減収見込額 8.2億円程度
--------------	---	-------------	---	---	---	---------------	---	---------------------

##### ○中小企業

【現行制度】(特例1)  
租税特別措置法第10条の5第2項、42条の12第2項及び第68条の15の2第2項

件数 1170件程度	×	人数 5人程度	×	控除額 50万又は20万 <small>※1割が20万円と仮定</small>	×	有効控除割合 90%	=	平年度減収見込額 24.7億円程度
---------------	---	------------	---	---	---	---------------	---	----------------------

合計  
平年度減収見込額  
32.9億円程度

## 地方拠点強化税制の拡充による減収額試算(H29)

### 【減収見込額】

国税 116.3 億円 (内訳 オフィス減税 33.3 + 雇用促進税制 83.0)

地方税 15.0 億円 (国税 116.3 億円 × 税率 12.9%)

合計 131.3 億円

### 試算方法

#### ○減収見込額(オフィス減税)

《件数見込み》

- ・KPIとして、地方における企業の拠点強化について年間1500件を計上(5年間で7500件)。(①)
- ・認定を受けた地方活力向上地域特定業務施設整備計画のうち、一部は賃貸による整備であることから、オフィス減税が適用される割合を60%※と仮定する。
- ・①②より、オフィス減税の適用見込み件数は、 $1500 \times (60/100) = 900$ 件。(③)
- ・また、認定整備計画のうち、移転型事業と拡充型事業の別は200:1300と仮定する。(④)
- ・③④より、移転型事業の適用見込み件数は、 $900 \times (200/1500) = 120$ 件  
拡充型事業の適用見込み件数は、 $900 \times (1300/1500) = 780$ 件 となる。
- ・大企業と中小企業の別を1:9と仮定すると、適用見込み件数は、移転型事業について、大企業12件、中小企業108件  
拡充型事業について、大企業78件、中小企業702件

※(一社)日本ビルデング協会連合会が行った平成26年度ビル実態調査によると、賃貸用ビルと自社用ビルの割合は、全国平均が32.9%、地方圏(三大都市圏以外)が46.6%となり、13.7ポイントの差がある。また、国土省が行った平成25年法人土地・建物基本調査の確報集計によると、全国の全法人における建物所有法人割合は40.8%。これに上記全国と地方圏の差を適用すると、 $40.8 + 13.7 = 54.5\%$ となる。  
本税制措置のインセンティブが働くことにより、一定の新規設備投資が喚起されることを踏まえ、オフィス減税の適用見込み割合は60%とする。

《設備投資額見込み》

【移転型事業】

- ・制度創設時に経産省が実施した、本社機能の移転(一部含む実施した企業からのヒアリング結果は以下のとおり)。  
本社機能の一部移転に伴う設備投資額(建物等) 大企業:平均10億円程度/件、中小企業:平均2億円程度/件
- ・当時の1件当たりの設備投資額に対する、現在の1件当たりの設備投資額を、建築着工統計の「事務所」の平均設備投資額から算定すると、  
創設時(平成25年度統計):1.53兆÷10,730件≒1.43億円に対し、  
直近(平成27年度統計):1.82兆÷11,040件≒1.65億円。よって、 $1.65 \div 1.43 \approx 1.15$
- ・以上より、現在の本社機能の一部移転に伴う設備投資額の見込額は 大企業:平均11.5億円程度/件、中小企業:平均2.3億円程度/件

【拡充型事業】

- ・建築着工統計における「事務所」(本社機能以外の営業所等を含む)の着工件数を元に試算する。
- ・平成27年中に全国で着工された事務所11040件について、工事予定額の総額は約1.82兆円、1件あたりの平均は約1.65億円。(①)

オフィス減税 減収見込額

【移転型】		特別償却と税額控除の両方が適用できる場合は同じ割合で利用されると仮定					合計: 33.3億円			
○大企業										
(特別償却分)										
設備投資額 11.5億円	×	件数 6件程度	×	利益法人割合 60%程度	×	特別償却割合 25%	×	税率 23.4%	=	平年度減収見込額 2.4億円程度
(税額控除分)										
設備投資額 11.5億円	×	件数 6件程度	×	利益法人割合 60%程度	×	税額控除割合 7%	×	有効控除割合 90%	=	平年度減収見込額 2.6億円程度
※実際に税額控除できる割合										
○中小企業										
(特別償却分)										
設備投資額 2.3億円	×	件数 54件程度	×	利益法人割合 50%程度	×	特別償却割合 25%	×	税率 19.0%	=	平年度減収見込額 2.9億円程度
(税額控除分)										
設備投資額 2.3億円	×	件数 54件程度	×	利益法人割合 50%程度	×	税額控除割合 7%	×	有効控除割合 90%	=	平年度減収見込額 3.9億円程度
※実際に税額控除できる割合										
合計										
								平年度減収見込額 11.8億円程度		
【拡充型】										
○大企業										
(特別償却分)										
設備投資額 1.65億円	×	件数 39件程度	×	利益法人割合 60%程度	×	特別償却割合 15%	×	税率 23.4%	=	平年度減収見込額 1.4億円程度
(税額控除分)										
設備投資額 1.65億円	×	件数 39件程度	×	利益法人割合 60%程度	×	税額控除割合 4%	×	有効控除割合 90%	=	平年度減収見込額 1.4億円程度
※実際に税額控除できる割合										
○中小企業										
(特別償却分)										
設備投資額 1.65億円	×	件数 351件程度	×	利益法人割合 50%程度	×	特別償却割合 15%	×	税率 19.0%	=	平年度減収見込額 8.3億円程度
(税額控除分)										
設備投資額 1.65億円	×	件数 351件程度	×	利益法人割合 50%程度	×	税額控除割合 4%	×	有効控除割合 90%	=	平年度減収見込額 10.4億円程度
※実際に税額控除できる割合										
合計										
								平年度減収見込額 21.5億円程度		

試算方法

○減収見込額(雇用促進税制)

《件数見込み》

- ・KPIとして、地方における企業の拠点強化について年間1500件を計上(5年間で7500件)。(①)
- ・認定整備計画のうち、移転型事業と拡充型事業の別を200:1300と仮定。(②)
- ・大企業と中小企業の別を1:9と仮定すると(オフィス減税と同様の仮定)、①②より、適用見込み件数は、移転型事業について、大企業20件、中小企業180件  
拡充型事業について、大企業130件、中小企業1170件

《増加雇用者数見込み》

- ・中小企業は概ね5人(※1)、大企業は中小企業の4倍と仮定し20人を仮定(※2)。  
(※1)財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」より推計。  
(※2)制度創設時の積算と同様の仮定。
- ・また、特定業務施設における雇用増加者のうち、無期雇用かつフルタイムの一般被保険者の割合は、職業安定業務統計(厚生労働省職業安定局)により、46.2%と仮定。
- ・東京からの移転を伴う雇用増加者の割合は、移転型事業の場合、要件上、過半数が東京23区からの移転者であることから50%が対象と仮定。拡充型事業の場合は、東京に本社機能がある企業における移転の可能性を考慮し10%と仮定。
- ・なお、移転型事業の特例(2)における増加雇用者数については、大企業の場合は、企業全体での増加雇用者数は特定業務施設における新規雇用者数と同数と仮定(特定業務施設における増加雇用者数は新規雇用のみ)し、3年間にわたり増加すると仮定。中小企業の場合は、企業全体での増加雇用者数、特定業務施設における新規雇用者数及び移転による増加雇用者数は各々同数(特定業務施設における増加雇用者数は新規雇用者数と移転による増加雇用者数からなるものとする)とし、3年間にわたり増加すると仮定。

雇用促進税制 減収見込額(1/2)

【移転型】

○大企業

【現行制度】(特例1) 租税特別措置法第10条の5第2項、42条の12第2項及び第68条の15の2第2項	件数 20件程度	×	人数 20人程度	×	控除額 50万又は20万 <small>※半数が20万円と仮定</small>	×	有効控除割合 90%	=	平年度減収見込額 1.3億円程度
【現行制度】(特例2) 租税特別措置法第10条の5第3項、42条の12第3項及び第68条の15の2第3項	件数 20件程度	×	人数 120人程度	×	控除額 30万円	×	有効控除割合 90%	=	平年度減収見込額 6.5億円程度
【要望①】	件数 20件程度	×	人数 9.2人程度 <small>(=20人×46.2%)</small>	×	控除額 20万円	×	有効控除割合 90%	=	平年度減収見込額 0.3億円程度
【要望②】	件数 20件程度	×	人数 4.6人程度 <small>(=9.2人×50%)</small>	×	控除額 20万円	×	有効控除割合 90%	=	平年度減収見込額 0.2億円程度

○中小企業

【現行制度】(特例1) 租税特別措置法第10条の5第2項、42条の12第2項及び第68条の15の2第2項	件数 180件程度	×	人数 5人程度	×	控除額 50万又は20万 <small>※1割が20万円と仮定</small>	×	有効控除割合 90%	=	平年度減収見込額 3.8億円程度
【現行制度】(特例2) 租税特別措置法第10条の5第3項、42条の12第3項及び第68条の15の2第3項	件数 180件程度	×	人数 60人程度	×	控除額 30万円	×	有効控除割合 90%	=	平年度減収見込額 29.2億円程度
【要望①】	件数 180件程度	×	人数 2.3人程度 <small>(=5人×46.2%)</small>	×	控除額 20万円	×	有効控除割合 90%	=	平年度減収見込額 0.7億円程度
【要望②】	件数 180件程度	×	人数 1.2人程度 <small>(=2.3人×50%)</small>	×	控除額 20万円	×	有効控除割合 90%	=	平年度減収見込額 0.4億円程度

※実際に税額控除できる割合

合計: 83.0億円

合計  
平年度減収見込額  
42.4億円程度

雇用促進税制 減収見込額(2/2)

【拡充型】

○大企業

【現行制度】(特例1) 租税特別措置法第10条の5第2項、42条の12第2項及び第68条の15の2第2項	件数 130件程度	×	人数 20人程度	×	控除額 50万又は20万 <small>※半数が20万円と仮定</small>	×	有効控除割合 90%	=	平年度減収見込額 8.2億円程度
【要望①】	件数 130件程度	×	人数 9.2人程度 <small>(=20人×46.2%)</small>	×	控除額 20万円	×	有効控除割合 90%	=	平年度減収見込額 2.2億円程度
【要望②】	件数 130件程度	×	人数 0.9人程度 <small>(=9.2人×10%)</small>	×	控除額 20万円	×	有効控除割合 90%	=	平年度減収見込額 0.2億円程度

○中小企業

【現行制度】(特例1) 租税特別措置法第10条の5第2項、42条の12第2項及び第68条の15の2第2項	件数 1170件程度	×	人数 5人程度	×	控除額 50万又は20万 <small>※1割が20万円と仮定</small>	×	有効控除割合 90%	=	平年度減収見込額 24.7億円程度
【要望①】	件数 1170件程度	×	人数 2.3人程度 <small>(=5人×46.2%)</small>	×	控除額 20万円	×	有効控除割合 90%	=	平年度減収見込額 4.8億円程度
【要望②】	件数 1170件程度	×	人数 0.23人程度 <small>(=2.3人×10%)</small>	×	控除額 20万円	×	有効控除割合 90%	=	平年度減収見込額 0.5億円程度

※実際に税額控除できる割合

合計  
平年度減収見込額  
40.6億円程度

点検結果表

(行政機関名：内閣府)

制度名	沖縄の経済金融活性化特別地区における課税の特例の延長
税目	法人税、所得税、法人住民税、事業税、個人住民税
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長

① 達成目標

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【内閣府の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

② 過去の適用数等

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【内閣府の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

③ 僅少・偏りの状況

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 租特透明化法に基づき把握される過去の適用数（法人税）0件（平成26年度）は、10件未満であるにもかかわらず、想定外に僅少でないことについて説明されていない。
【内閣府の補足説明】	評価書に記載のとおり、企業の事業活動が軌道に乗るまでに一定期間要すること等を踏まえると、適用実績が僅少であるものの想定外に僅少ではないことは十分説明されているものと思量。
【点検結果】	① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

④ 将来の適用数等

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【内閣府の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

⑤ 過去の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 過去の減収額（平成27年度の法人税、法人住民税及び事業税）が把握されていない。
【内閣府の補足説明】	事前評価書を修正する。
【点検結果】	① 評価書の修正により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

⑥ 将来の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 将来の減収額（法人税、法人住民税及び事業税）が予測されていない。
【内閣府の補足説明】	御指摘のとおり修正する。
【点検結果】	① 評価書の修正により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

⑦ 過去の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 過去の効果について、平成27年度における雇用者数34人等と説明されているが、経済情勢等、他の要因の影響を除く租税特別措置等の直接的な効果が把握されていない。 ② 達成目標（平成33年度における雇用者数の増加374人）に対する効果の寄与について、「立地促進の効果が高まり、特区内への企業進出を押し上げる効果があった」と説明されているが、平成26年度の適用数は0件であることから、本特例措置によって達成目標が達成されることが明らかにされていない。
【内閣府の補足説明】	① 本雇用者数は、税を呼び水に特区内に進出したのち実際に活用した企業において、新たに生じた雇用者数であり、本制度による直接的な効果として妥当であると考えられる。 ② 平成27年度には2企業が税制を適用しており、34名の雇用を生んでいる。当該実績や今後の適用見込みの試算を踏まえると、本制度を通じて達成目標を達成することが見込まれる。
【点検結果】	① 補足説明によれば、新たに生じた雇用者数は、本制度による直接的な効果であると説明されているが、本特例措置の適用を受ける全ての企業が税を呼び水に特区内に進出したとする理由が明らかにされていないため、分析・説明の内容が不十分であると思われる点を課題とする。 ② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

⑧ 将来の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 将来の効果について、「1企業当たり17人の雇用と仮定する」と説明されているが、実績（平成26年度における雇用者数0人）より過大な予測であるにもかかわらず、算定根拠（算定に用いた数値、計算式及びその根拠）が明らかにされていない。 ② 将来の効果について、平成31年度における雇用者数306人等と説明されているが、経済情勢等、他の要因の影響を除く租税特別措置等の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていない。 ③ 達成目標（平成33年度における雇用者数の増加374人）に対する効果の寄与について、「本制度が存続できない場合、今後沖縄への立地を検討している企業の投資意欲を削いでしまいかねず、結果として企業進出の低迷や撤退、及び雇用機会の喪失につながるこ
-------------------------	--

<p>ととなる」と説明されているが、特別償却及びエンジェル税制については今後も適用が見込まれていないことから、本特例措置によって達成目標が達成されることが明らかにされていない。</p> <p>【内閣府の補足説明】</p> <p>① 沖縄県の調査によると、平成 27 年度に 2 企業が本制度を活用し 34 名の雇用を生んでいる。当該実績を踏まえて、1 企業あたり平均して 17 名雇用すると仮定している。</p> <p>② 本雇用者数は、税を呼び水に特区内に進出したのち実際に活用する企業において、新たに生じる雇用者数であり、本制度による直接的な効果として妥当であると考えられる。</p> <p>③ 本制度では特別償却やエンジェル税制のほか、所得控除や投資税額控除等の特例措置を講じている。こうした特例措置の全体的な活用見込みを勘案すると、本制度を通じて達成目標が達成されることが考えられる。</p> <p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p> <p>② 補足説明によれば、新たに生じる雇用者数は、本制度による直接的な効果であると説明されているが、本特例措置の適用を受ける全ての企業が税を呼び水に特区内に進出するとする理由が明らかにされていないため、分析・説明の内容が不十分であると思われる点を課題とする。</p> <p>③ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>
--

⑨ 過去の税収減是認効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑤過去の減収額及び⑦過去の効果に分析・説明の内容が不十分であると思われる点がある。</p> <p>【内閣府の補足説明】</p> <p>⑤・⑦のとおり、御指摘の課題は解消されたものと思量。</p> <p>【点検結果】</p> <p>① 点検項目⑤過去の減収額に関して、補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、点検項目⑦過去の効果に関して、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>
---

⑩ 将来の税収減是認効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑥将来の減収額及び⑧将来の効果に分析・説明の内容が不十分であると思われる点がある。</p> <p>【内閣府の補足説明】</p> <p>⑥・⑧のとおり、御指摘の課題は解消されたものと思量。</p> <p>【点検結果】</p> <p>① 点検項目⑥将来の減収額に関して、補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、点検項目⑧将来の効果に関して、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>
---

点検項目③、⑦、⑧、⑨及び⑩に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

(注)【内閣府の補足説明】欄には、内閣府から送付された文書を引用している。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	沖縄の経済金融活性化特別地区における課税の特例の延長
2	対象税目	(法人税:義、所得税:外)(国税7) (法人住民税、事業税:義、個人住民税:外)(地方税6) 【新設・拡充・延長】
3	租税特別措置等の内容	<p>《内容》</p> <p>(1) 国税(ア～ウは選択制)</p> <p>ア 所得控除(法人税)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業認定法人の所得×40%×経金特区内従業員数割合に相当する額を損金算入(法人設立後10年間)</li> </ul> <p>イ 投資税額控除(法人税)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象設備の取得価額に次の割合を乗じた金額を法人税額から控除</li> <li>・1,000万円を超える建物等8%、100万円を超える機械・装置、特定の器具・備品15%</li> <li>・法人税額の20%が上限額、繰越4年、取得価額の上限額20億円、建物附属設備は建物本体と同時に取得する場合に限定</li> </ul> <p>ウ 特別償却(法人税、所得税)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1,000万円を超える建物等25%、100万円を超える機械・装置、特定の器具・備品50%</li> <li>・取得価額の上限額20億円、建物附属設備は建物本体と同時に取得する場合に限定</li> </ul> <p>エ エンジェル税制(所得税)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業認定を取得し知事の指定を受けた中小企業者(=指定会社)へ投資を行った個人に対する租税特別措置</li> </ul> <p>(7) 指定会社へ投資した年(aとbは選択制)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a 「投資額-2,000円」を総所得金額から控除</li> <li>b 投資額を他の株式譲渡益から控除</li> </ul> <p>(4) 指定会社の株式を売却した年</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>売却により生じた損失を他の株式譲渡益と通算(繰越3年)</li> </ul> <p>(2) 地方税</p> <p>ア 個人住民税、法人住民税及び事業税</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・上記の法人税及び所得税負担の軽減と同様の効果を適用する(自動連動)。</li> </ul> <p>(3) 上記の適用期限(平成29年3月31日)を5年間延長する。</p> <p>《関係条項》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・沖縄振興特別措置法 第57条、第57条の2</li> <li>・租税特別措置法 第12条、第37条の13、第37条の13の2、第41条の19、第42条の9、第45条、第60条、第68条の13、第68条の27、第68条の63</li> <li>・租税特別措置法施行令 第6条の3、第25条の12、第25条の12の2、第26条の28の3、第27条の9、第28条の9、第36条、第39条</li> </ul>

		<p>の43、第39条の56、第39条の90</p> <p>・租税特別措置法施行規則 第5条の14、第18条の15、第18条の15の2、第18条の11、第20条の4、第20条の16、第21条の18、第22条の26、第22条の37、第22条の61</p>
4	担当部局	内閣府 政策統括官(沖縄政策担当)付 産業振興担当参事官室
5	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:平成28年8月 分析対象期間:平成26年度～平成33年度
6	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<p>○平成26年度</p> <p>・経済金融活性化特別地区(以下「経金特区」という。)を創設</p> <p>・金融特区を廃止</p>
7	適用又は延長期間	5年間(平成29年度～平成33年度)
8	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 金融業や情報通信関連産業をはじめ、沖縄の地理的特殊性・優位性や亜熱帯気候である自然的特性を生かした多様な産業の集積を行うことで、「実体経済の基盤となる産業」と「金融産業」を両輪とした沖縄の経済金融の活性化を図り、もって自立型経済の構築を目指す。</p> <p>《政策目的の根拠》 ○沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号) (目的) 第一条 この法律は、沖縄の置かれた特殊な諸事情に鑑み、沖縄振興基本方針を策定し、及びこれに基づき策定された沖縄振興計画に基づく事業を推進する等特別の措置を講ずることにより、沖縄の自主性を尊重しつつその総合的かつ計画的な振興を図り、もって沖縄の自立的発展に資するとともに、沖縄の豊かな住民生活の実現に寄与することを目的とする。</p> <p>第五節 経済金融活性化特別地区 (経済金融活性化特別地区の指定) 第五十五条 内閣総理大臣は、沖縄県知事の申請に基づき、沖縄振興審議会の意見を聴いて、産業の集積を促進することにより沖縄における経済金融の活性化を図るため必要とされる政令で定める要件を備えている地区を経済金融活性化特別地区として一を限り指定することができる。 2～5 (略)</p> <p>(経済金融活性化特別地区における事業の認定) 第五十六条 経済金融活性化特別地区の区域内において設立され、当該区域内において認定経済金融活性化計画に定められた特定経済金融活性化産業に属する事業を営む法人は、当該区域内に本店又は主たる事務所を有するものであること、常時使用する従業員の数が政令で定める数以上であることその他政令で定める要件に該当する旨の沖縄県知事の認定を受けることができる。 2～4 (略)</p> <p>○沖縄振興基本方針(平成24年5月11日 内閣総理大臣決定) II 沖縄の振興の意義及び方向</p>

		<p>2 沖縄振興の方向</p> <p>(1) 沖縄の優位性を生かした民間主導の自立型経済の発展 アジア地域との地理的近接性、亜熱帯という自然的特性等の沖縄の優位性を生かした産業振興を戦略的に進めていく。 特に、成長するアジア地域の活力を取り込み、観光・リゾート産業、情報通信関連産業に加えて国際物流拠点産業等を新しいリーディング産業として確立していくことにより、沖縄の自立を図るとともに、我が国の成長戦略と軌を一にして、我が国やアジア・太平洋地域の発展にも寄与していく。</p> <p>III 沖縄の振興に関する基本的な事項</p> <p>1 観光、情報通信産業、農林水産業その他の産業の振興に関する基本的な事項</p> <p>(1) 観光・リゾート産業 沖縄のリーディング産業である観光・リゾート産業の持続的な発展に向けて、外国人観光客の誘客拡大と観光の高付加価値化を進める。 このため、特に、高い国際競争力を有する魅力ある観光地の形成に向けて、自然環境や風景等の沖縄の魅力を守りつつ、観光関連施設の集積や公共施設の一体的・重点的な整備を促進する。 また、国内外を問わず、観光客のニーズの多様化・高度化や量的拡大に対応するため、質の高い人材の育成・確保等の受入体制の整備に努め、文化・芸能、自然環境等沖縄独自の地域資源を活用した滞在型観光の推進や、スポーツ、健康、農業等の他の分野・産業と観光との連携促進を図るとともに、国際会議等いわゆるMICEの誘致・開催を図る。</p> <p>(2) 情報通信関連産業 情報通信関連産業は、アジア地域との近接性やリスク分散の観点からも、沖縄が優位性を発揮し得る産業分野であり、今後も戦略的に振興を図っていくことが必要である。 このため、沖縄の地理的優位性を活用する企業立地の促進、アジア諸国の企業等との連携の強化、グローバルな競争力を有する人材や企業の育成、クラウド時代への対応、行政分野を含む多分野のIT化の促進等を目指す。</p> <p>(5) 金融業及び金融関連産業 金融業及び金融関連産業は、情報通信産業と同様、島しょ県である沖縄の遠隔性を克服し得る産業であり、沖縄の特性を生かした金融サービスの提供が重要である。 このため、バックオフィス業務の集積を引き続き図るとともに、情報通信産業との連携による産業の高度化・高付加価値化を図りつつ、新産業分野への民間資金の供給、業務の高度化等に対応する人材の育成等を目指す。</p> <p>(6) 農林水産業 沖縄の農林水産業は、亜熱帯の地域特性を生かした甘味資源や園芸作物等の重要な供給機能を果たすとともに、広大な排他的経済水域(EEZ)を抱える離島地域の基幹産業として地域振興や国土の保全に貢献している。このことから、引き続き、沖縄の優位性と地域の特色を生かした持続可能で競争力のある農林水産業の振興、多面的機能を生かした農山漁村の振興を図ることが重要である。 このため、台風等の自然災害や病害虫被害を克服しつつ、安全・安</p>
--	--	--



		<p>心で収益性の高い農林水産物の生産振興と6次産業化の推進や、先駆的で経営感覚の優れた農業経営者の育成・確保と農地集積の推進、優良農地の確保、農林水産物の生産性向上等に資する生産基盤の整備・保全と農林水産技術等の開発・普及の促進、高品質な農林水産物の流通高度化と国内外への販売強化による沖縄ブランドの確立等を図る。また、漁業者に係る安全対策の強化等を図る。</p> <p>12 その他の基本的な事項 (3) 北部振興 県内で最も所得水準が低い北部地域については、貴重な動植物の生息地となっている豊かな自然環境を保全・活用しつつ、情報通信関連や金融関連の産業振興等を通じて、雇用機会の創出、魅力ある生活環境の整備等を図る。</p>																																																						
	② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>【政策】11 沖縄政策の推進 【施策】① 沖縄政策に関する施策の推進</p>																																																						
	③ 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 平成33年度 進出後に税制を活用した企業数 22社 上述の企業進出に伴う雇用者数の増加 374人</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本制度を通じて、金融業や製造業をはじめとする多様な産業において、企業進出を促進し、当該企業の事業規模拡大や雇用者数の増加に寄与する。 また、企業進出や事業展開を支援することによって、特区内で金融業や製造業、情報通信業等「金融産業」と「実態経済の基盤となる産業」の集積を促進し、多様なもの・サービスが生み出される経済金融の拠点形成を推進していく。</p>																																																						
9	有効性等	<p>① 適用数等</p> <p>1. 税制優遇措置の適用状況(適用件数及び適用額) ○国税及び地方税の特例措置の適用状況 (単位:件、百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="2">H26年度</th> <th colspan="2">H27年度(見込)</th> </tr> <tr> <th>件数</th> <th>金額</th> <th>件数</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所得控除(法人)</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>投資税額控除(法人)</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>69</td> </tr> <tr> <td>特別償却(法人)</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>法人税減収額</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>70</td> </tr> <tr> <td>特別償却(所得)</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>エンジェル税制(所得)</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>法人住民税</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>2</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>個人住民税</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>事業税</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>-</td> <td>0.4</td> </tr> </tbody> </table> <p>※国税(法人税)について、平成26年度の適用実績は、租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書。平成27年度(見込)の適用実績は、沖縄県庁実施の企業アンケート調査。 ※法人税減収額については平成27年度の税率を23.9%として算出。</p>	項目	H26年度		H27年度(見込)		件数	金額	件数	金額	所得控除(法人)	0	0	1	6	投資税額控除(法人)	0	0	1	69	特別償却(法人)	0	0	0	0	法人税減収額	0	0	0	70	特別償却(所得)	-	-	-	-	エンジェル税制(所得)	-	-	-	-	法人住民税	0	0	2	9	個人住民税	-	-	-	-	事業税	0	0	-	0.4
項目	H26年度			H27年度(見込)																																																				
	件数	金額	件数	金額																																																				
所得控除(法人)	0	0	1	6																																																				
投資税額控除(法人)	0	0	1	69																																																				
特別償却(法人)	0	0	0	0																																																				
法人税減収額	0	0	0	70																																																				
特別償却(所得)	-	-	-	-																																																				
エンジェル税制(所得)	-	-	-	-																																																				
法人住民税	0	0	2	9																																																				
個人住民税	-	-	-	-																																																				
事業税	0	0	-	0.4																																																				

		<p>※平成26年度の地方税(法人住民税、事業税)の適用実績は、地方税における税負担軽減措置等の適用状況に関する報告書※平成27年度の法人住民税については、法人税減収額に住民税率(12.9%)を乗じて算出した。 ※平成27年度の事業税については、所得控除の適用額に事業税率(6.7%)を乗じて算出した。※事業税については、課税標準が所得金額であることから、投資税額控除とは連動しない。 ※算定できないものについては「-」と記載。</p> <p>○ 今後の適用見込み 今後は、国税については、平年度で所得控除5千万円、投資税額控除7千万円の適用額を見込む(上記達成目標実現等の仮定のもとでの試算)。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">項目</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>H31</th> <th>H32</th> <th>H33</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">国税</td> <td rowspan="3">所得控除(法人)</td> <td>件数</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>6</td> <td>8</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>適用額</td> <td>20</td> <td>28</td> <td>42</td> <td>56</td> <td>70</td> <td>84</td> </tr> <tr> <td>減収額</td> <td>5</td> <td>7</td> <td>10</td> <td>13</td> <td>16</td> <td>19</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">投資税額控除(法人)</td> <td>件数</td> <td>5</td> <td>6</td> <td>9</td> <td>10</td> <td>10</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>適用額</td> <td>44</td> <td>54</td> <td>81</td> <td>90</td> <td>90</td> <td>90</td> </tr> <tr> <td>法人税計</td> <td>減収額</td> <td>49</td> <td>61</td> <td>91</td> <td>103</td> <td>106</td> <td>109</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">地方税</td> <td rowspan="2">法人住民税</td> <td>件数</td> <td>8</td> <td>10</td> <td>15</td> <td>18</td> <td>20</td> <td>22</td> </tr> <tr> <td>適用額</td> <td>7</td> <td>8</td> <td>11</td> <td>14</td> <td>14</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">事業税</td> <td>件数</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>6</td> <td>8</td> <td>10</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>適用額</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>6</td> </tr> </tbody> </table> <p>※法人住民税については、法人税減収額に住民税率(12.9%)を乗じて算出した。 ※事業税については、所得控除の適用額に事業税率(6.7%)を乗じて算出した。</p> <p>適用実績が僅少な理由 税制上の優遇措置をインセンティブに、特区内への企業の進出が進んできているが、中小企業白書2014において「投資時点から初めて単月で黒字化するまでには平均でおよそ3年近くかかっている」とあるように、企業の黒字化には一定期間を要するため、これまでは活用実績が少ない結果となっている。制度創設以降、新たに14社が進出し、そのうち5社(平成28年7月末現在)が所得控除に係る事業認定を受けており、今後、当該企業の事業活動が軌道に乗り黒字化していくことで活用が増えていくことが見込まれる。</p> <p>なお、これまではセミナーや広報を通じて、沖縄県内外の企業や業界団体等に広く制度内容の周知を行い一定の成果をあげてきたが、今後は制度内容の詳細な理解を一層浸透させていくことが重要。そのため、セミナーの開催や広報活動に加えて、税理士や個別企業訪問を積極的に実施していくことで、きめ細かい周知に努めていきたい。</p> <p>&lt;参考:事業認定の状況&gt; (単位:件)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="2">H26年度</th> <th colspan="2">H27年度</th> </tr> <tr> <th>新規</th> <th>累計</th> <th>新規</th> <th>累計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>認定法人数</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>金融関連産業</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>2</td> </tr> </tbody> </table>	項目		H28	H29	H30	H31	H32	H33	国税	所得控除(法人)	件数	3	4	6	8	10	適用額	20	28	42	56	70	84	減収額	5	7	10	13	16	19	投資税額控除(法人)	件数	5	6	9	10	10	10	適用額	44	54	81	90	90	90	法人税計	減収額	49	61	91	103	106	109	地方税	法人住民税	件数	8	10	15	18	20	22	適用額	7	8	11	14	14	14	事業税	件数	3	4	6	8	10	12	適用額	1	2	3	4	5	6	項目	H26年度		H27年度		新規	累計	新規	累計	認定法人数	2	2	2	4	金融関連産業	1	1	1	2
項目		H28	H29	H30	H31	H32	H33																																																																																																		
国税	所得控除(法人)	件数	3	4	6	8	10																																																																																																		
		適用額	20	28	42	56	70	84																																																																																																	
		減収額	5	7	10	13	16	19																																																																																																	
	投資税額控除(法人)	件数	5	6	9	10	10	10																																																																																																	
		適用額	44	54	81	90	90	90																																																																																																	
		法人税計	減収額	49	61	91	103	106	109																																																																																																
地方税	法人住民税	件数	8	10	15	18	20	22																																																																																																	
		適用額	7	8	11	14	14	14																																																																																																	
	事業税	件数	3	4	6	8	10	12																																																																																																	
		適用額	1	2	3	4	5	6																																																																																																	
	項目	H26年度		H27年度																																																																																																					
		新規	累計	新規	累計																																																																																																				
認定法人数	2	2	2	4																																																																																																					
金融関連産業	1	1	1	2																																																																																																					

		情報通信関連産業	1	1	0	1	
		観光関連産業	0	0	0	0	
		農業・水産養殖業	0	0	0	0	※平成28年度は1社(情報通信関連企業)の事業認定済み。
		製造業	0	0	1	1	

② 減収額

(平成26年度制度創設後の減収額実績)

税目ごとの減収額 (単位:百万円)

税目	平成26年度	平成27年度
所得控除	0	1
投資税額控除	0	69
特別償却(法人)	0	0
特別償却(所得)	-	-
エンジェル税制(所得)	-	-
法人住民税	0	9
個人住民税	-	-
事業税	0	0.4

※国税(法人税)について、平成26年度の適用実績は、租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書。平成27年度(見込)の適用実績は、沖縄県庁実施の企業アンケート調査。  
 ※法人税減収額については平成27年度の税率を23.9%として算出。  
 ※平成26年度の地方税(法人住民税、事業税)の適用実績は、地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書  
 ※平成27年度の法人住民税については、法人税減収額に住民税率(12.9%)を乗じて算出した。  
 ※平成27年度の事業税については、所得控除の適用額に事業税率(6.7%)を乗じて算出した。  
 ※事業税については、課税標準が所得金額であることから、投資税額控除とは連動しない。  
 ※算定できないものについては「-」と記載。

(今後の減収見込み額)  
 今後は、国税については、平年度87百万円程度の減収額を見込む(上記達成目標の実現等の仮定の下での試算)。

税目ごとの減収額見込み額の推移 (百万円)

		H28	H29	H30	H31	H32	H33
国 税	所得控除(法人税)	5	7	10	13	16	19
	投資税額控除(法人税)	44	54	81	90	90	90
	法人税計	49	61	91	103	106	109
地 方 税	法人住民税	7	8	11	14	14	14
	事業税	1	2	3	4	5	6

※ 法人住民税については、法人税減収額に住民税率(12.9%)を乗じて算出した。  
 ※ 事業税については、所得控除の適用額に事業税率(6.7%)を乗じて算出した。

③ 効果・税収減是認効果

《効果》

1. 達成目標の実現状況  
 ※平成26年度税制改正要望では、所期の目標を設定していなかったが、平成27年度の数値は及び平成33年度までの見込値は以下の通りである。  
 (単位:社、人)

項目	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33
企業数	0	2	8	10	15	18	20	22
雇用者数	-	34	136	170	255	306	340	374

※平成27年度(見込)の活用企業数は、沖縄県庁実施の企業アンケート調査。  
 ※平成27年度の実績を勘案し、1企業当たり17名の雇用と仮定する(34名/2社)。

2. 租税特別措置等による直接的な効果  
 本税制は、企業が特区内に進出を後押しするインセンティブ措置として作用しており、具体的には、名護市で税制説明会を開催した際に実施したアンケートの回答企業のうち43%が沖縄の特区地域内で事業を展開する決め手として税制を選択している。  
 なお、平成26年度に制度を創設したことで立地促進の効果が高まり、特区内への企業進出を押し上げる効果があった。例えば、特区内の情報・金融関連企業は、平成20年度から平成25年度までは年平均約4.2社のペースで企業が進出していたが、平成26年度と平成27年度で新たに14社が進出し、本制度の対象地域が沖縄県名護市のみであることに鑑みると、十分な進出促進効果があったものと考えられる。

<参考> 沖縄振興税制活用セミナーでのアンケート結果  
 ・特区地域で事業を展開する決め手に対する回答割合  
 (単位:人、%)

項目	割合
① 沖縄振興税制	43%
② 行政の支援が充実	14%
①②を含め総合的に判断	14%
その他	29%

※回答者 14名

3. 制度が延長できない場合の影響  
 本制度は沖縄への投資を検討している企業を後押しし、また進出後の企業の自助努力による早期安定化及び規模拡大を促すものである。  
 上述のとおり、本制度は企業の沖縄進出及びその事業展開を進めるインセンティブ措置として作用しており、平成26年度に制度を創設した結果、沖縄県内への企業進出数も増加傾向にあり、それに伴って雇用者数も順調に推移しているところ。  
 本制度が存続できない場合、今後沖縄への立地を検討している企業の投資意欲を削いでしまいかねず、結果として企業進出の低迷や撤退、及び雇用機会の喪失につながる事となる。そのため、本制度を継続することで引き続き企業誘致を推進するとともに、企業の自助努力による規模拡大を促すことで、沖縄における民間主導の自立型経済の構築を図っていきたい。

平成 28 年 8 月  
内 閣 府

経済金融活性化特別地区における減収額・適用見込み(試算)

○経済金融活性化特別地区における租税特別措置について 5 年間延長した場合の減収見込みについて、下記の通り試算。

1. 適用実績

(単位:件、百万円)

項 目	事業 認定 (累計)	所得控除			投資税額控除		特別償却			減収額 合計
		件数	適用額	減収額	件数	適用額 (減収額)	件数	適用額	減収額	
26 年度	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0
27 年度	4	1	6	1	1	69	0	0	0	70
合計		1	6	1	1	69	0	0	0	70
年平均		1	3	1	1	35	0	0	0	35
1 件あたりの 適用額		6			69		0			
28 年度 (見込み)	6	3	20	5	5	44	0	0	0	0
1 件あたりの 適用額		7			9		0			

※平成 26 年度は租税特別措置の適用実態調査結果、平成 27 年度、平成 28 年度は沖縄県のアンケート調査に基づく。

※法人税率については、平成 26 年度は 25.5%、平成 27 年度は 23.9%、平成 27 年度は 23.4%として試算。

2. 立地企業数

(単位:件、%)

項 目	H26 年度	H27 年度	合計
企業数	209	218	617
増加数	19	9	28
増加率	10.0%	4.3%	4.8%

※沖縄県のアンケート調査に基づく。

3. 平成 28 年度以降の見込み

仮定①:試算に当たっては、平成 28 年度(見込み)の数値等を採用する。

※ 平成 26 年度創設であり、創設当初は制度が十分浸透していないことから、比較的制度が浸透している直近年度を試算に用いる。

仮定②:1 年度あたり、立地企業が 4.8%(過去 2 年間の増加率)増加する。

仮定③:事業認定については、平成 28 年度に 2 件、平成 29 年度に 2 件見込んでいることから、年 2 件のペースで増加する。

仮定④:認定企業については、認定の翌々年から所得控除を適用する。

※ 実績では、事業認定の当年、又は翌年に所得控除を適用していることから、翌々年であれば所得控除を適用する

			<p>《税収減を是認するような効果の有無》</p> <p>本制度は、特区内に金融業や製造業をはじめとする多様な産業の進出を促進し、当該企業の事業拡大を通じて、「金融産業」と「実態経済の基盤となる産業」を車の両輪として集積を促進し、多様なもの・サービスが生み出される経済金融の拠点形成の推進に寄与している。具体的には、本特例措置を活用した企業進出等に伴い、これまで 34 名の雇用が新たに生じているところ。</p> <p>そのため、沖縄県の労働生産性を踏まえると、当該雇用によって特区内の総生産を約 2 億円押し上げる経済効果が生じたものと試算され、本制度による 7 千万円の税収減を是認する効果があったものと考えられる。</p> <p>・税活用企業による雇用者数:34 人 ・沖縄県の労働生産性: 6,057,565 円 一県内総生産の押し上げ効果:約 2 億円</p> <p>※労働生産性は、就業者一人当たりの生産額(名目県内総生産/県内就業者数) (「県民経済計算」(内閣府)より試算)</p> <p>また、当該活用企業による直接的な雇用効果や総生産の押し上げ効果のほか、上述のとおり、本制度をインセンティブとして沖縄県内への企業進出も活性化しており、本特例措置は沖縄における経済金融の拠点形成の観点から減収は認にたる効果のある施策と考えられる。</p>
10	相当性	①	<p>租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>本特例措置は、沖縄県の経済金融の活性化を図るために集積を促進しようとする産業(金融業、情報通信産業、農業漁業、観光業、製造業等)を対象とするものであって、投資を促進するものである。</p> <p>また、地域指定・事業認定等のスキームを通して、沖縄の経済金融の拠点形成、自立型経済の構築等に資すると判断される場合に限定して措置を講じており、また、自助努力により利益を上げ、更なる成長を求めて設備投資を行うように企業に支援対象を限定している。</p> <p>なお、補助金は、自己資金による設備投資ではないということに起因する過剰投資や無駄遣い等のモラルハザードを生じる可能性があり、また、事業者による建物の取得など、個人の資産形成に資するものにはなじまない。</p> <p>そのため、相対的に考えて、本特例措置は、必要最小限で的確な措置となっている。</p>
		②	<p>他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>沖縄県では、本制度のほか、一括交付金等の補助金もあるが、補助金では、人材育成や地理的不利性の解消への支援を行っており、また、本制度では、事業者による建物等の取得による設備投資等への支援を行うことで、役割分担をしている。</p>
		③	<p>地方公共団体が協力する相当性</p> <p>本制度は沖縄県からの要望も踏まえて延長要望するものであり、国税に自動連動する地方税の軽減はあるものの、本制度の達成目標を実現することは、沖縄県が策定した沖縄振興計画の目標達成にも寄与するため、沖縄県が協力する相当性がある。</p>
11	有識者の見解		—
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

可能性が高いため。

仮定④: 所得控除 1 件当たりの適用額は7百万円とする。

※ 所得控除額 20 百万円 ÷ 所得控除件数 3 件 = 7 百万円

仮定⑤: 立地企業が投資税額控除を適用する割合は 2.2%とする。

※ 投資税額控除件数 5 件 ÷ 立地企業数 228 = 2.2%

仮定⑥: 仮定⑤で算出した企業数は平成 29 年度以降、周知の効果によって増加(平成 29 年度 21.3%、平成 30 年度 42.6%、平成 30 年度以降 63.9%)する

※ 名護市におけるアンケート調査結果から、投資をした企業で本制度を知らなかったために適用できなかった企業が 39%であったため、十分な周知を行えば投資税額控除の適用数が増加すると思われる。39%に周知したとした場合の企業の増加率は 63.9%であるため、平成 29 年度から 3 年間かけて周知すると仮定している。

仮定⑦: 投資税額控除 1 件当たりの適用額は 9 百万円とする。

※ 投資税額控除額 44 百万円 ÷ 投資税額控除件数 5 件 = 9 百万円

○以上の仮定に基づき、各年度の減収額・適用見込みを試算。

(単位: 件、百万円)

年度	推計	事業認	所得控除			投資税額控除		減収額 見込み (⑤+⑦)
	企業数	定	③ 件数	④ 適用額 (③×7)	⑤ 減収額 (④×税率)	⑥ 件数 (①×2.2%× 増加率)	⑦ 適用額 (減収額) (⑥×9)	
	① 件数	② 件数						
平成 28	228	6	3	20	5	5	44	49
平成 29	239	8	4	28	7	6	54	61
平成 30	250	10	6	42	10	9	81	91
平成 31	262	12	8	56	13	10	90	103
平成 32	275	14	10	70	16	10	90	106
平成 33	288	16	12	84	19	10	90	109
合計			43	300	70	45	449	519
平年度			7	50	11	9	75	87

※法人税率については 29 年度までは 23.4%、30 年度以降は 23.2%として試算。



点検結果表

(行政機関名：内閣府)

制度名	沖縄の離島における旅館業用建物等の課税の特例の延長
税目	法人税、所得税、法人住民税、事業税、個人住民税
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長

① 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 所期の目標（平成 28 年度における離島地域の宿泊施設数 1,044 軒及び収容人員数 37,847 人）から新たな達成目標（平成 33 年度における離島地域の宿泊施設数 1,671 軒及び収容人員数 41,325 人）へ変更する適切な理由が明らかにされていない。</p>
<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>2020 年の訪日外国人旅行者数の政府目標を従来の 2000 万人から 4000 万人に修正したこともあり、沖縄の離島についても当初の目標以上に設定する必要があると思慮。そのため、事前評価書の資料 1 のとおり、平成 20 年度から 25 年度の入域観光客数の平均増加率を基に、平成 26 年度から 33 年度の 7 年間の増加見込みを算出し、平成 33 年度の目標値を設定した。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

② 過去の適用数等

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の適用数（所得税及び個人住民税）が把握されていない。                  ② 過去の適用数及び適用額（平成 27 年度の法人税）が把握されていない。                  ③ 過去の適用数及び適用額（法人税）について、算定根拠（算定に用いた数値、計算式及びその根拠）が明らかにされていない。</p>
<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>① 租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書が所得税を公表していないため、また、地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書が個人住民税を公表していないため、把握できていない。                  ② 租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書で平成 27 年度の法人税の適用数及び適用額を公表していないため、把握できていない。                  ③ 事前評価書に追記した。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①・② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。                  ③ 評価書の修正により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

③ 僅少・偏りの状況

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 租特透明化法に基づき把握される過去の適用数（法人税）0 件（平成 26 年度）は、前回（平成 23 年度）評価時の将来推計 10 件の 5 割以下であるにもかかわらず、想定外に僅少でないことについて説明されていない。</p>
<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>事前評価書に記載のとおり、事業初年度の黒字化が困難なことが原因と考えられる。実際に、沖縄県内の市町村が平成 26 年度に固定資産税を免除した 74 件のうち、約 7 割が特別償却のための要件である黒字化ができていない赤字法人であったためであり、想定外に僅少でないことは説明されていると思慮。</p>

<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>
--

④ 将来の適用数等

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の適用数（所得税及び個人住民税）が予測されていない。                  ② 将来の適用額について、「7,632 千円」と説明されているが、当該金額は平成 24 年度の 1 件に対する適用額であり、将来の適用数 5 件の適用額が算定されていないため、説明に誤りがある。</p>
<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>① 租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書が所得税を公表していないため、また、地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書が個人住民税を公表していないため、把握できていない。                  ② 評価書を修正した。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。                  ② 評価書の修正により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

⑤ 過去の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の減収額が把握されていない。</p>
<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>① 事前評価書を修正した。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 評価書の修正によっても、過去の減収額（平成 25 年度から 27 年度までの所得税及び個人住民税並びに 27 年度の法人税、法人住民税及び事業税）が把握されていないため、この点を課題とする。</p>

⑥ 将来の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の減収額が税目ごとに予測されていない。                  ② 将来の減収額（平成 28 年度）が予測されていない。</p>
<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>① 事前評価書を修正した。                  ② 平成 29 年度税制改正に対する事前評価であることから、平成 29 年度以降の減収額を予測している。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 評価書の修正によっても、将来の減収額（所得税及び個人住民税）が予測されていないため、この点を課題とする。                  ② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

⑦ 過去の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の効果（平成 27 年度）が把握されていない。                  ② 過去の効果について、平成 26 年度における宿泊施設数 1,544 軒及び収容人員数 38,188 人と説明されているが、経済情勢等、他の要因の影響を除く租税特別措置等の直接的な</p>
--

<p>効果が把握されていない。</p> <p>③ 達成目標（平成33年度における離島地域の宿泊施設数1,671軒及び収容人員数41,325人）に対する効果の寄与について、平成24年度から26年度までの適用数は2件であることから、本特例措置によって達成目標が達成されることが明らかにされていない。</p> <p>④ 過去の効果（平成27年度）について、資料1「沖縄の離島における旅館業用建物等の達成目標（平成33年度見込み）」において、離島地域の入域観光客数の平均増加率1.13%を用いて宿泊施設数及び収容能力数の増加見込みが説明されているが、宿泊施設数及び収容能力数の平均増加率を用いていないため、算定に誤りがある。</p>
<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>① 平成27年度は把握できていない。</p> <p>② 事前評価書に記載のとおり、新增設された施設数及び収容人員数による効果のみを算出することは困難なため、把握できる中では直接的な効果と思慮。</p> <p>③ 平成33年度までに38件が適用可能であり、本措置によって目標が達成されることが明らかにされていると思慮。</p> <p>④ 入域観光客数の伸びに応じて宿泊施設数や収容能力数が増加していくものと思慮。そのため、入域観光客数の平均増加率を使用。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①～③ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>④ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

⑧ 将来の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の効果について、経済情勢等、他の要因の影響を除く租税特別措置等の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていない。</p> <p>② 達成目標（平成33年度における離島地域の宿泊施設数1,671軒及び収容人員数41,325人）に対する効果の寄与について、「本制度が延長されない場合、事業者の設備投資や、企業が進出候補地を決定する際の重要な要件を失うこととなり、離島地域の産業振興に大きな影響がある」と説明されているが、各年度の適用数は5件であることから、本特例措置によって達成目標が達成されることが明らかにされていない。</p> <p>③ 将来の効果について、資料1「沖縄の離島における旅館業用建物等の達成目標（平成33年度見込み）」において、離島地域の入域観光客数の平均増加率1.13%を用いて宿泊施設数及び収容能力数の増加見込みが説明されているが、宿泊施設数及び収容能力数の平均増加率を用いていないため、算定に誤りがある。</p>
<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>① 事前評価書に記載のとおり、新增設された施設数及び収容人員数による効果のみを算出することは困難なため、把握できる中では直接的な効果と思慮。</p> <p>② 事前評価書に記載のとおり、特別償却は各年度5件の適用が見込まれることから、達成されることが明らかにされている。</p> <p>③ 入域観光客数の伸びに応じて宿泊施設数や収容能力数が増加していくものと思慮。そのため、入域観光客数の平均増加率を使用。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①・② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

⑨ 過去の税収減是認効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑤過去の減収額及び⑦過去の効果に分析・説明の内容が不十分であると思われる点がある。</p>
--

<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>⑤・⑦のとおり、御指摘の課題は解消されたものと思慮。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

⑩ 将来の税収減是認効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑥将来の減収額及び⑧将来の効果に分析・説明の内容が不十分であると思われる点がある。</p>
<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>⑥・⑧のとおり、御指摘の課題は解消されたものと思慮。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

点検項目②、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨及び⑩に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

（注）【内閣府の補足説明】欄には、内閣府から送付された文書を引用している。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	沖縄の離島における旅館業用建物等の課税の特例の延長
2	対象税目	(法人税:義、所得税:外)(国税8) (法人住民税、事業税:義、個人住民税:外)(地方税7) 【新設・拡充・延長】
3	租税特別措置等の内容	《内容》 (1)国税 ○特別償却(法人税、所得税) ・沖縄の離島地域において、個人又は法人が旅館業の用に供する設備を新設又は増設した場合、当該増設に係る建物及びその附属設備についての特別償却制度(建物・附属設備8/100) (2)地方税 ○法人住民税、個人住民税、事業税 ・沖縄の離島地域において、上記特別償却の軽減となる特例措置と同様の効果を適用する(自動連動)。 (3)上記の適用期限(平成29年3月31日)を5年間延長する。 《関係条項》 ・沖縄振興特別措置法第93条、94条 ・租税特別措置法第12条、第45条 ・租税特別措置法施行令第6条の3、第28条の9
4	担当部局	内閣府政策統括官(沖縄政策担当)付参事官(企画担当)
5	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:平成28年8月 分析対象期間:平成25年度～31年度
6	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成9年度 制度創設 平成14年度 適用期限5年延長 平成19年度 適用期限5年延長 平成24年度 適用期限5年延長
7	適用又は延長期間	5年間(平成29年度～33年度)
8	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 沖縄県の離島の振興については、これまで沖縄振興計画等に基づき、各種基盤整備及び産業振興施策等を推進することにより、相応の成果を上げてきたが、離島の持つ地理的、自然条件等の不利性などから本島との間には依然として格差が存在するほか、若年層の島外流出や高齢化の進行等により地域活力の低下が懸念されるなど、多くの課題を抱えている。 離島における若者等の定住を促進し、地域の活性化を図るためには、産業を振興し、就業機会の確保と所得の向上を図る必要がある。離島地域は観光資源が豊富という利点を持ち合わせており、観光・リゾート産業は離島地域の自立的発展の先導的役割を担う産業として重要であることから、当該特例措置を講じることで離島地域における旅館業等の立地を促進する。

		<p>《政策目的の根拠》 厳しい状況にある沖縄県の離島地域において、各種産業活動の活性化を図るため、本特例措置を講ずることにより、事業者の投資を誘発させるインセンティブを与えることが必要である。</p> <p>○沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)(抄) ・(目的) 第1条 この法律は、沖縄の置かれた特殊な諸事情に鑑み、沖縄振興基本方針を策定し、及びこれに基づき策定された沖縄振興計画に基づく事業を推進する等特別の措置を講ずることにより、沖縄の自主性を尊重しつつその総合的かつ計画的な振興を図り、もって沖縄の自立的発展に資するとともに、沖縄の豊かな住民生活の実現に寄与することを目的とする。 ・(定義) 第3条 3 離島 沖縄にある島のうち、沖縄島以外の島で政令で定めるものをいう。 ・(離島の旅館業に係る減価償却の特例) 第93条 離島の地域内において旅館業(下宿営業を除く。次条において同じ。)の用に供する設備を新設し、又は増設した者がある場合には、当該新設又は増設に伴い新たに取得し、又は建設した建物及びその附属設備については、租税特別措置法で定めるところにより、特別償却を行うことができる。 ・(地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置) 第94条 第9条の規定は、地方税法第6条の規定により、地方公共団体が、離島の地域内において旅館業の用に供する設備を新設し、若しくは増設した者について、その事業に対する事業税、その事業に係る建物若しくはその敷地である土地の取得に対する不動産取得税若しくはその事業に係る建物若しくはその敷地である土地に対する固定資産税を課さなかった場合若しくは離島の地域内において畜産業、水産業若しくは薪炭製造業を行う個人について、その事業に対する事業税を課さなかった場合又はこれらの者について、これらの地方税に係る不均一の課税をした場合において、これらの措置が総務省令で定める場合に該当するものと認められるときに準用する。</p> <p>○沖縄振興基本方針(平成24年5月11日内閣総理大臣決定) Ⅲ 沖縄の振興に関する基本的な事項 9 離島の振興に関する基本的な事項 離島地域については、各島が個性豊かな自然や文化等の貴重な財産を有するとともに、我が国の領海及び排他的経済水域(EEZ)等の保全、海上交通の安全の確保、海洋資源の開発及び利用、海洋環境の保全等に重要な役割を担っている地域であり、住民の方々が安心・安全に生活できることが重要である。 このため、交通コスト等の低減や、定住促進に不可欠な公営住宅等の生活環境基盤の整備、教育・医療・福祉における住民サービスの向上等の定住条件の整備を図るとともに、農工商連携や離島間・本島間との連携・交流等を強化し、各島が有する地域資源を活用して観光・リゾート産業、農林水産業、食品加工業等の振興を図ることで、人口流出の防止、地域経済の活性化による雇用の場の創出、交流人口の拡大を目指す。</p>
--	--	--



	<p>○沖縄21世紀ビジョン基本計画(平成24年5月) 第3章基本施策 3. 希望と活力にあふれる豊かな島を目指して (12)離島の特色を生かした産業振興と新たな展開 ア. 観光リゾート産業の振興 豊かな自然環境と共生する観光地の形成や、それぞれの島の独特な文化や趣きなど島々の個性や魅力を生かした着地型観光プログラム等の開発を促進します。 このため、外国人観光客の増大も視野に入れた観光客受入体制の整備や観光人材育成等について地域のニーズに合わせた支援を行うとともに、各離島の魅力やイメージを積極的に発信し、国内外からの認知度を高める取組を強化するなど、新たな離島観光の展開に向けた取組を推進します。 また、観光施設の新設や施設整備の拡充等に対し、税制上の優遇措置を講じるとともに、観光事業者等が行う外国人観光客の増大や観光の高付加価値化などに対応するための施設等の整備を促進します。 さらに、宮古・八重山地域における海外航路・航空路の充実及び外国人受入体制の充実・強化を図るとともに、近隣諸国等からの観光客増大に向けた誘客活動を推進します。</p> <p>○沖縄21世紀ビジョン実施計画改訂版(平成27年4月) 第2章「基本施策」に係る取組 将来像Ⅲ希望と活力にあふれる豊かな島 (12)離島の特色を生かした産業振興と新たな展開 離島の持つ活力の維持・向上に向けて、観光リゾート産業、農林水産業、食品加工業、伝統工芸等、地域に根ざした産業の総合的・一体的な振興を図り、地域経済の活性化、雇用の場の創出、交流人口の増大を目指す。</p> <p>○住みよく魅力ある島づくり計画 第3章 振興施策の展開 第2節 離島の特色を生かした産業振興と新たな展開 1. 観光リゾート産業の振興 (3)観光客の受入体制の整備</p>												
②	<p>政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>【政策】11 沖縄政策の推進 【施策】① 沖縄政策に関する施策の推進</p>												
③	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 離島地域の自立的発展の先導的役割を担う観光リゾート産業等の振興、就労の場の創出等による離島地域の活性化を図るため、離島地域における旅館業用建物等の立地を促進する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>宿泊施設数</th> <th>収容人員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>当初値(平成26年度)</td> <td>1,544</td> <td>38,188</td> </tr> <tr> <td>目標値(平成33年度)</td> <td>1,671</td> <td>41,325</td> </tr> <tr> <td>差 引</td> <td>127</td> <td>3,137</td> </tr> </tbody> </table>		宿泊施設数	収容人員数	当初値(平成26年度)	1,544	38,188	目標値(平成33年度)	1,671	41,325	差 引	127	3,137
	宿泊施設数	収容人員数											
当初値(平成26年度)	1,544	38,188											
目標値(平成33年度)	1,671	41,325											
差 引	127	3,137											

		<p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>沖縄の離島の観光産業においては、時期により指標の数値に差が生じやすく通年での目標になじまないため、ピーク時の収容規模が重要である。 そこで、下記の指標にて目標値を設定することとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・離島地域の宿泊施設数(ホテル、旅館等)</li> <li>・離島地域の施設収容人員数</li> </ul> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本特例措置制度は、事業者に対して投資インセンティブをもたらすものであり、それにより離島地域における旅館業等の立地を促進することで、就労の場を創出し、離島地域の活性化に寄与する。</p>
9	有効性等	<p>① 適用数等</p> <p>1 税制優遇措置の適用状況 (1)国税及び地方税の適用状況 ①法人税(特別償却制度) 平成24年度実績: 1件 7,632千円(減収額 1,946千円) 平成25年度実績: 1件 71,112千円(減収額 18,133千円) 平成26年度実績: 0件 0千円(減収額 0千円) ※適用額に法人税率(25.5%)を乗じて算出している。</p> <p>②地方税(自動連動) 平成24年度実績(減収額): 878千円(法人住民税 336千円、事業税 542千円) 平成25年度実績(減収額): 8,132千円(法人住民税 3,137千円、事業税 4,995千円) 平成26年度実績(減収額): 0千円(法人住民税0千円、事業税0千円) ※地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書に基づき記載している。 ※事業税には地方法人特別税を含んでいる。</p> <p>適用実績が僅少な理由 各年度10件と見込んだにもかかわらず、国税の実績が少ない状況にあるのは、事業初年度の黒字化が困難なことが原因と考えられる。実際に、沖縄県が平成26年度に固定資産税を免除した法人に調査したところ、その約7割が、特別償却のための要件である黒字化ができていない赤字法人であることが分かった。 また、沖縄県では、平成28年1月に各離島市町村に対してアンケート調査を実施したところ、「地方税の課税免除の申請を行った事業者に対し、特別償却制度の周知や紹介を行っているか」との問いに対して、回答した14離島市町村のうち、事業者に制度の説明をしている市町村は3市町村のみであった。 宮古島市、竹富町など固定資産税の課税免除が多い市町村においても、周知を行っていなかったことから、活用されなかった理由の1つとして周知不足があったと考えている。</p> <p>(2)将来の予測 平成20年度～25年度の入域観光客数の平均増加率を基に、平成26年度</p>

	<p>～33年度の8年間の宿泊施設数の増加見込みを算出したところ、8年間で127件の宿泊施設が増加する。このうち、7割は赤字企業であったので、特別償却を活用する3割と仮定し、127件×3割＝38件が適用可能であると考えている。1年間に換算すると、特別償却は各年度5件の適用が見込まれる。</p>																																				
② 減収額	<p>(1)実績 上記9①のとおり</p> <p>(2)将来の予測 9①の仮定に基づいて次のとおり試算した。</p> <p style="text-align: right;">(件、千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>H31</th> <th>H32</th> <th>H33</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>件数</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>適用額</td> <td>38,160</td> <td>38,160</td> <td>38,160</td> <td>38,160</td> <td>38,160</td> </tr> <tr> <td>法人税減収額</td> <td>8,929</td> <td>8,853</td> <td>8,853</td> <td>8,853</td> <td>8,853</td> </tr> <tr> <td>法人住民税減収額</td> <td>1,152</td> <td>1,142</td> <td>1,142</td> <td>1,142</td> <td>1,142</td> </tr> <tr> <td>事業税減収額</td> <td>2,557</td> <td>2,557</td> <td>2,557</td> <td>2,557</td> <td>2,557</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 平成25年度の実績はスポット的な大型投資であり、将来予測のベースとするには馴染まないことから、平成24年度の実績7,632千円をベースとして試算。                  ※ 法人税減収額は適用額に法人税率を乗じて算出した。                  ※ 法人税率は平成29年度23.4%、平成30年度以降23.2%とした。                  ※ 法人住民税減収額は法人税額に住民税率(12.9%)を乗じて算出した。                  ※ 事業税減収額は適用額に事業税率(6.7%)を乗じて算出した。</p>		H29	H30	H31	H32	H33	件数	5	5	5	5	5	適用額	38,160	38,160	38,160	38,160	38,160	法人税減収額	8,929	8,853	8,853	8,853	8,853	法人住民税減収額	1,152	1,142	1,142	1,142	1,142	事業税減収額	2,557	2,557	2,557	2,557	2,557
	H29	H30	H31	H32	H33																																
件数	5	5	5	5	5																																
適用額	38,160	38,160	38,160	38,160	38,160																																
法人税減収額	8,929	8,853	8,853	8,853	8,853																																
法人住民税減収額	1,152	1,142	1,142	1,142	1,142																																
事業税減収額	2,557	2,557	2,557	2,557	2,557																																
③ 効果・税収減是認効果	<p>《効果》</p> <p>1. 達成目標の実現状況                  宿泊施設数 収容人員数</p> <table border="1"> <tr> <td>当初値(平成26年度)</td> <td>1,544</td> <td>38,188</td> </tr> <tr> <td>目標値(平成33年度)</td> <td>1,671</td> <td>41,325</td> </tr> <tr> <td>目標値との差</td> <td>127</td> <td>3,137</td> </tr> </table> <p>2. 所期の目標の実現状況                  宿泊施設数(軒) 収容人員数(人)</p> <table border="1"> <tr> <td>当初値(平成24年度)</td> <td>1,388</td> <td>37,946</td> </tr> <tr> <td>実績値(平成26年度)</td> <td>1,544</td> <td>38,188</td> </tr> <tr> <td>目標値(平成28年度)</td> <td>1,030</td> <td>37,143</td> </tr> <tr> <td>目標値との差</td> <td>514</td> <td>1,045</td> </tr> </table> <p>3. 租税特別措置等による直接的な効果                  宿泊施設数及び収容人員数が直接的な効果である。</p> <p>4. 制度が延長できなかった場合の影響                  延長されない場合、事業者の設備投資や、企業が進出候補地を決定する際の重要な要件を失うこととなり、離島地域の産業振興に大きな影響があるものと考えられる。</p>	当初値(平成26年度)	1,544	38,188	目標値(平成33年度)	1,671	41,325	目標値との差	127	3,137	当初値(平成24年度)	1,388	37,946	実績値(平成26年度)	1,544	38,188	目標値(平成28年度)	1,030	37,143	目標値との差	514	1,045															
当初値(平成26年度)	1,544	38,188																																			
目標値(平成33年度)	1,671	41,325																																			
目標値との差	127	3,137																																			
当初値(平成24年度)	1,388	37,946																																			
実績値(平成26年度)	1,544	38,188																																			
目標値(平成28年度)	1,030	37,143																																			
目標値との差	514	1,045																																			

	<p>《税収減を是認するような効果の有無》</p> <p>(1)これまでの効果                  本特例措置制度により離島の旅館等の施設数、収容人員数は順調に増加している。なお、本制度により新增設された施設数及び収容人員数による効果のみを算出することは困難なため、圏域全体の効果を試算することとしたが、宮古圏域、八重山圏域、久米島における入込観光客数についても増加傾向にあるため、離島地域における産業振興に大きく寄与していると考えられる。</p> <table border="1"> <tr> <td>入込観光客数</td> <td>八重山圏域</td> <td>宮古圏域</td> <td>久米島</td> <td>(単位:人)</td> </tr> <tr> <td>平成22年度</td> <td>707,817</td> <td>404,144</td> <td>91,544</td> <td></td> </tr> <tr> <td>平成26年度</td> <td>1,130,430</td> <td>430,550</td> <td>92,771</td> <td></td> </tr> <tr> <td>差引</td> <td>422,613</td> <td>26,406</td> <td>1,227</td> <td></td> </tr> </table> <p>(2)将来の効果(平成29年度～33年度)                  以下のとおり、平成29年度から33年度までの5年間にける経済に与える効果は、約20億円となり、約9百万円の税収減を是認する効果があったものと考えられる。</p> <p>将来の観光収入見込額に基づく税収効果                  ア. 沖縄の主要離島の観光客数需要見込みは以下のとおり。                  (出典:沖縄県文化観光スポーツ部「沖縄観光推進ロードマップ」)</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>平成28年度</td> <td>平成33年度</td> <td>(単位:万人)</td> </tr> <tr> <td>・沖縄本島周辺離島</td> <td>26</td> <td>32</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・宮古圏域</td> <td>60</td> <td>70</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・八重山圏域</td> <td>123</td> <td>155</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・久米島</td> <td>11</td> <td>15</td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>220</td> <td>272</td> <td></td> </tr> </table> <p>イ. 各主要離島の県外客消費単価(平成26年度)は以下のとおり。                  (出典:沖縄県文化観光スポーツ部「平成26年度観光統計実態調査」)                  ・宮古圏域:83,030円                  ・八重山圏域:85,515円                  ・久米島:59,055円</p> <p>上記ア、イより、平成29年度から33年度までの観光収入の増収見込額は、約415億7千万円となる。</p> <table border="1"> <tr> <td>・沖縄本島周辺離島:6万人×59,055円＝</td> <td>3,543,300千円…(※)</td> </tr> <tr> <td>・宮古圏域:10万人×83,030円＝</td> <td>8,303,000千円</td> </tr> <tr> <td>・八重山圏域:32万人×85,515円＝</td> <td>27,364,800千円</td> </tr> <tr> <td>・久米島:4万人×59,055円＝</td> <td>2,362,200千円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>41,573,300千円</td> </tr> </table> <p>(※):本島周辺離島は、久米島の消費単価を使用。</p> <p>ウ. 観光収入見込額に基づく税収効果は以下のとおり。                  (出典:沖縄県文化観光スポーツ部「平成22年度観光統計実態調査(観光消</p>	入込観光客数	八重山圏域	宮古圏域	久米島	(単位:人)	平成22年度	707,817	404,144	91,544		平成26年度	1,130,430	430,550	92,771		差引	422,613	26,406	1,227			平成28年度	平成33年度	(単位:万人)	・沖縄本島周辺離島	26	32		・宮古圏域	60	70		・八重山圏域	123	155		・久米島	11	15		合計	220	272		・沖縄本島周辺離島:6万人×59,055円＝	3,543,300千円…(※)	・宮古圏域:10万人×83,030円＝	8,303,000千円	・八重山圏域:32万人×85,515円＝	27,364,800千円	・久米島:4万人×59,055円＝	2,362,200千円	合計	41,573,300千円
入込観光客数	八重山圏域	宮古圏域	久米島	(単位:人)																																																			
平成22年度	707,817	404,144	91,544																																																				
平成26年度	1,130,430	430,550	92,771																																																				
差引	422,613	26,406	1,227																																																				
	平成28年度	平成33年度	(単位:万人)																																																				
・沖縄本島周辺離島	26	32																																																					
・宮古圏域	60	70																																																					
・八重山圏域	123	155																																																					
・久米島	11	15																																																					
合計	220	272																																																					
・沖縄本島周辺離島:6万人×59,055円＝	3,543,300千円…(※)																																																						
・宮古圏域:10万人×83,030円＝	8,303,000千円																																																						
・八重山圏域:32万人×85,515円＝	27,364,800千円																																																						
・久米島:4万人×59,055円＝	2,362,200千円																																																						
合計	41,573,300千円																																																						

			<p>費による経済波及効果の推計)報告書」)                  ・平成21年度の観光消費額441,789百万円の税收効果が21,287百万円であるので、平成29年度から33年度までの5年間における税收効果は、約20億円と試算される。</p> <p>(21,287百万/441,789百万)×41,573百万=2,003百万円</p>
10	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>本特例措置は、沖縄の離島における旅館業用建物等を新・増設した場合に投資を促進するものである。また、自ラリスクをとって投資を行う企業に限定している。</p> <p>また、補助金は、自己資金による設備投資ではないということに起因する過剰投資や無駄遣い等のモラルハザードを生じる可能性があり、加えて、事業者による建物の取得など、個人の資産形成に資するものにはなじまない。</p> <p>そのため、相対的に考えて、本特例措置は、必要最小限で的確な措置となっている。</p>	
		<p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>沖縄県では、本制度のほか、一括交付金等を活用して離島の振興に多角的に取り組んでいる。</p> <p>なお、補助金では、自己資金による設備投資ではないということに起因する過剰投資や無駄遣い等のモラルハザードが生じる可能性があるという側面もあるが、本制度は自ラリスクをとって投資を行う企業に限定している。</p>	
		<p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p> <p>本制度は沖縄県からの要望も踏まえて延長要望するものであり、国税に自動連動する地方税の軽減はあるものの、本制度の達成目標を実現することは、沖縄県が策定した沖縄振興計画の目標達成にも寄与するため、沖縄県が協力する相当性がある。</p>	
11	有識者の見解	—	
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成23年8月(内閣3)	

沖縄の離島における旅館業用建物等の達成目標 (平成33年度見込み)

資料1

○離島地域の入域観光客数増加見込み

単位(人)

	平成20年度 (A)	平成25年度 (B)	増加率(H20~H25) (C)=(B)/-(A)	平均増加率 (D)	増加率見込み(H25~33) (E)	平成33年度見込み (F)=(B)×(E)	増加数見込み (G)=(F)-(B)
入域観光客数	2,932,783	3,102,933	5.8%	1.13%	9.4%	3,395,943	293,010

平成20年度~25年度増加率 5.8% ... 3,102,933/2,932,783≒1.058  
 1年間の平均増加率 1.13% ... 1.058<sup>(1/5)</sup>≒1.13  
 平成25年度~33年度の増加率見込み 9.4% ... (1.0113)<sup>8</sup>≒1.094

○離島地域の宿泊施設数増加見込み

単位(軒)

	平成26年度 (A)	増加率見込み(H26~33) (B)	平成33年度見込み (C)=(A)×(B)	増加数見込み (D)=(C)-(A)
宿泊施設数	1,544	8.2%	1,671	127

平成26年度~33年度の増加率見込み 8.2% ... (1.0113)<sup>7</sup>≒1.082

○離島地域の収容能力数増加見込み

単位(人)

	平成26年度 (A)	増加率見込み(H26~33) (B)	平成33年度見込み (C)=(A)×(B)	増加数見込み (D)=(C)-(A)
収容能力数	38,188	8.2%	41,325	3,137

平成26年度~33年度の増加率見込み 8.2% ... (1.0113)<sup>7</sup>≒1.082

※離島地域の入域観光客数は市町村報告、宿泊施設数、収容能力数は保健医療部生活衛生課調べ。

点検結果表

(行政機関名：内閣府)

制度名	国家戦略特区における国家戦略民間都市再生事業に対する課税の特例措置の延長
税目	法人税、所得税、登録免許税
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長

① 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 所期の目標（「2020年までに、世界銀行ビジネス環境ランキングにおいて、日本が先進国3位以内に入る」、「2020年までに、世界の都市総合力ランキングにおいて、東京が3位以内に入る」）に加えて、新たな達成目標（「都市再生特別措置法の特例等を活用する「都市再生プロジェクト」の合計数を今後2年間で100事業とする」）を追加した適切な理由が明らかにされていない。</p> <p>② 政策目的（大胆な規制・制度改革を通して経済社会の構造改革を重点的に推進することにより、産業の国際競争力の強化とともに、国際的な経済活動の拠点の形成を図り、もって国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与すること）に対する達成目標の寄与について、達成目標の達成によって政策目的が実現されることが明らかにされていないため、都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を含む。）における都市開発事業の平成24年度から32年度までの建設投資累計額を8兆円から11兆円にする等、より適切な達成目標を設定する必要がある。</p> <p>【内閣府の補足説明】</p> <p>① 成長戦略2016において示された新たな目標である「都市再生プロジェクトの事業数」が、本税制の従来目標より近い関係にあるため、評価書に記載した。</p> <p>② 御指摘を受け、達成目標を修正（世界銀行ビジネス環境ランキング、世界の都市総合力ランキングを削除）とともに、達成目標（都市再生プロジェクト）の達成によって政策目的が実現されることを明らかにした。</p> <p>なお、《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》につき、より適切な表現に修正している。</p> <p>【点検結果】</p> <p>①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>
--

② 過去の適用数等

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>なし。</p> <p>【内閣府の補足説明】</p> <p>—</p> <p>【点検結果】</p> <p>なし。</p>
---

③ 僅少・偏りの状況

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の適用数0件（平成27年度）は、前回（平成27年度）評価時の将来推計各1件（法人税、所得税及び登録免許税）の5割以下であるにもかかわらず、想定外に僅少でないことについて説明されていない。</p> <p>【内閣府の補足説明】</p> <p>・本税制の主な適用対象である大型プロジェクトは、関係権利者の調整などを含め、相当の事業実施期間を要するため、竣工日が年単位で変更されることも十分に想定される。ま</p>
---

<p>た、当該変更は関係権利者や事業者の事情により左右されるもので、国側に起因されるものではない。</p> <p>よって、想定された1件の適用が別の年度にずれこむことが、想定外に僅少というわけではない。</p> <p>以上内容を、評価書に記載した。</p> <p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>
---

④ 将来の適用数等

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の適用数及び適用額（所得税）が予測されていない。</p> <p>② 将来の適用数及び適用額（平成29年度及び30年度の法人税及び登録免許税）について、算定根拠（算定に用いた数値、計算式及びその根拠）が明らかにされていない。</p> <p>【内閣府の補足説明】</p> <p>①② 御指摘を受け、評価書に記載した。</p> <p>【点検結果】</p> <p>①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>
--

⑤ 過去の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の減収額が税目ごとに把握されていない。</p> <p>② 過去の減収額が年度ごとに把握されていない。</p> <p>【内閣府の補足説明】</p> <p>①② 御指摘を受け、記載した。</p> <p>【点検結果】</p> <p>①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>
---

⑥ 将来の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の減収額（所得税）が予測されていない。</p> <p>② 将来の減収額（平成29年度及び30年度の法人税）について、「1事業あたりの建築物等の平均取得価額57,965百万円、建物と設備の割合を65%：35%と仮定」と説明されているが、算定根拠（算定に用いた数値、計算式及びその根拠）が明らかにされていない。</p> <p>【内閣府の補足説明】</p> <p>① 御指摘を受け、記載した。</p> <p>② 平均取得価額は、国土交通省が所有するデータに基づく。</p> <p>建物と設備の割合については、同省が所有するデータに基づき、一般的な都市開発事業の場合、躯体：設備の割合が65:35程度という点に基づいている。その旨を評価書にも記載した。</p> <p>【点検結果】</p> <p>①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>
--

⑦ 過去の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の効果について、「都市再生特別措置法の特例等を活用する「都市再生プロジェクト」の合計数」と説明されているが、算定根拠（算定に用いた数値、計算式及びその根拠）が明らかにされていない。</p>
--

<p>② 過去の効果について、「特定都市再生緊急整備地域及び都市再生緊急整備地域全体の認定事業（95計画）における効果（試算）」と説明されているが、算定根拠（算定に用いた数値、計算式及びその根拠）が明らかにされていない。</p> <p>③ 過去の効果について、都市再生特別措置法の特例等を活用する「都市再生プロジェクト」の合計数において「事業数の目標は、本税制措置のみではなく、都市計画法の特例などの規制緩和による効果と併せて達成するものである」と説明されているが、経済情勢等、他の要因の影響を除く租税特別措置等の直接的な効果が把握されていない。</p>
<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>① 租税特別措置の効果としては0件であるため、評価書を修正した。</p> <p>② 建設投資累計額については、内閣府地方創生推進事務局調べ、経済波及効果及び増収効果については国交省調べである。（詳細は非公開情報を含むため記載不可）御指摘を受け、評価書に出所を記載した。</p> <p>③ 上記のとおり、過去については効果なしのため、評価書を修正した。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①～③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

⑧ 将来の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の効果（平成30年度における世界銀行ビジネス環境ランキング、世界の都市総合ランキング及び「都市再生プロジェクト」の合計数）が予測されていない。</p> <p>② 将来の効果（平成28年度及び29年度）について、「平成28年度に39事業、平成29年度に38事業が追加されると想定」と説明されているが、実績（平成26年度に12事業、27年度に11事業追加）より過大な予測であるにもかかわらず、算定根拠（算定に用いた数値、計算式及びその根拠）が明らかにされていない。</p> <p>③ 将来の効果について、都市再生特別措置法の特例等を活用する「都市再生プロジェクト」の合計数において「事業数の目標は、本税制措置のみではなく、都市計画法の特例などの規制緩和による効果と併せて達成するものである」と説明されているが、経済情勢等、他の要因の影響を除く租税特別措置等の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていない。</p>
<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>① 達成目標の修正にあわせて、それぞれ租税特別措置単独の効果として、プロジェクトの推進という形で将来の効果の記載を修正した。</p> <p>② 上記のとおり、将来の効果の記載を修正しており、御指摘のあった文章については削除されている。</p> <p>③ 御指摘を踏まえ、租税特別措置による直接的な効果に記載を修正した。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p> <p>③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、「&lt;備考&gt;平成30年度にも税制適用見込み案件があるが、都市再生プロジェクトの合計数という目標（平成29年度まで）の実現には、現段階では資さない」との説明では、達成目標（世界と戦える国際都市の形成、国際イノベーション拠点の整備し、主として東京圏の国際都市機能を更に向上させる）に対する効果の寄与がなく、より適切な測定指標を用いて説明する必要があるため、この点を課題とする。</p>

⑨ 過去の税収減是認効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑤過去の減収額及び⑦過去の効果に分析・説明の内容が不十分であると思われる点がある。</p>
<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>御指摘を踏まえ、過去は効果がなかったことを前提に記載を修正した。</p>

<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>
---

⑩ 将来の税収減是認効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑥将来の減収額及び⑧将来の効果に分析・説明の内容が不十分であると思われる点がある。</p>
<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>上記のとおり、点検項目⑥将来の減収額⑧将来の効果につき、評価書の修正及び補足説明を行った。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 点検項目⑥将来の減収額に関して、補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、点検項目⑧将来の効果に関して、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

点検項目③、⑧及び⑩に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

（注）【内閣府の補足説明】欄には、内閣府から送付された文書を引用している。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	国家戦略特区における国家戦略民間都市再生事業に対する課税の特例措置の延長
2	対象税目	(法人税:義)(所得税、登録免許税:外)(国税10) 【新設・拡充・ <b>延長</b> 】
3	租税特別措置等の内容	<p>《内容》</p> <p>国家戦略特区内の特定都市再生緊急整備地域又は都市再生緊急整備地域における優良な民間都市開発事業の円滑かつ迅速な実施を促進することにより、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図るため、国土交通大臣による個別の民間都市再生事業計画の認定に代えて、国家戦略特別区域会議が作成した区域計画の内閣総理大臣認定があった場合についても、都市再生特別措置法に基づく国土交通大臣の認定した事業と同様の課税の特例措置の適用期限を延長する。</p> <p>1. 割増償却(所得税、法人税) 【割増償却率】30%(5年間)※特定都市再生緊急整備地域内は50% 【対象設備】整備される建物及び付属設備 【取得期限】平成29年3月31日 【要件】・地上10階以上又は延べ面積50,000㎡以上の耐火建築物 ・公共施設用地面積30%以上又は都市居住者等利便増進施設整備費が10億円以上であること。</p> <p>2. 軽減税率(登録免許税) 【軽減税率】0.4%⇒0.35% (※特定都市再生緊急整備地域内は0.2%) 【対象設備】建築した建築物(建物の保存登記) 【認定期限】平成29年3月31日 【要件】・認定後3年間(一定の場合は5年)以内に建築し、1年以内に登記を受けること ・割増償却の要件を満たすこと</p> <p>《関係条項》 所得税:租税特別措置法第14条の2、令第7条の2、規則第6条の2 法人税:租税特別措置法第47条の2、令第29条の5、規則第20条の21 (連結法人:租税特別措置法第68条の35、令第39条の64、規則第22条の42) 登録免許税:租税特別措置法第83条、令第43条の2、規則第31条の4</p>
4	担当部局	内閣府地方創生推進事務局
5	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:平成28年8月 分析対象期間:平成26年度～平成30年度
6	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成26年度 創設(適用期限:平成27年3月31日まで) 平成27年度 適用期限を2年間延長

7	適用又は延長期間	平成30年度末まで	
8	必要性等	① 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 国家戦略特別区域において、経済社会の構造改革を重点的に推進することにより、産業の国際競争力を強化するとともに、国際的な経済活動の拠点を形成する。</p> <p>《政策目的の根拠》 ● 国家戦略特別区域法第1条 この法律は、我が国を取り巻く国際経済環境の変化その他の経済社会情勢の変化に対応して、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図るためには、国が定めた国家戦略特別区域において、経済社会の構造改革を重点的に推進することにより、産業の国際競争力を強化するとともに、国際的な経済活動の拠点を形成することが重要であることに鑑み、国家戦略特別区域に関し、規制改革その他の施策を総合かつ集中的に推進するために必要な事項を定め、もって国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。</p> <p>● 国家戦略特別区域基本方針(平成26年2月25日閣議決定) (国家戦略特区制度の目的・意義) 国家戦略特区は、日本の経済社会の風景を変える大胆な規制・制度改革の突破口である。大胆な規制・制度改革を通して経済社会の構造改革を重点的に推進することにより、産業の国際競争力の強化とともに、国際的な経済活動の拠点形成を図り、もって国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。</p>
		② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>【政策】4 地方創生の推進 【施策】⑤ 国家戦略特区の推進</p>
		③ 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 ・世界と戦える国際都市の形成、国際イノベーション拠点の整備し、主として東京圏の国際都市機能を更に向上させる 《当該目標の測定指標》 ● 都市再生特別措置法の特例等を活用する「都市再生プロジェクト」の合計数を平成29年度までに100事業とし、25兆円の経済波及効果を達成する。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 都市再生プロジェクトの目標事業数を達成し、国際都市機能の強化を実現することによって、主として東京圏において、金融分野の企業を中心に国内外の企業が集積することにより、産業の国際競争力を強化、国際的な経済活動の拠点を形成していく。</p>
9	有効性等	<p>① 適用数等</p> <p>《適用数実績(H26.27)》 平成26年度 0件 適用額 0百万円 平成27年度 0件 適用額 0百万円</p> <p>&lt;適用数又は適用額が想定外に僅少でないことについて&gt; 本税制の主な適用対象である大型プロジェクトは、関係権利者の調整などを含め、相当の事業実施期間を要するため、竣工日が年単位で変更されることも十分に想定される。また、当該変更は関係権利者や事業者の事情により左右されるもので、国側に起因されるものではない。 よって、想定された1件の適用が別の年度にずれこむことが、想定外に僅少というわけではない。</p>	

	<p>《適用見込み(H28～30)》          &lt;平成28年度&gt;0件 適用額 0百万円          &lt;平成29年度&gt;1件 適用額 41,053百万円          【法人税】1,053百万円          (算定根拠)          都市再生緊急整備地域における、これまでの都市再生促進税制の適用実績・見込のうち、現在指定されている特定都市再生緊急整備地域内での建築物等の平均取得価額は57,965百万円である。(H28年6月末時点調査)          また、国土交通省が所有するデータによれば、一般的な都市開発事業の場合、当該建築物等に係る躯体・設備の割合は65:35程度であることから、57,965百万円のうち、建物・設備に係るそれぞれ価額は          建物取得価額:57,965×65% 37,677 百万円          設備取得価額:57,965×35% 20,288 百万円          となる。</p> <p>上記を基に、事業1計画あたり割増される減価償却額を計算する。          建物は50年定額、設備は15年定額とすると、  <math display="block">\{37,677 \times 1/50(50年定額) + 20,288 \times 1/15(15年定額)\} \times 50\%(割増率)</math> <math display="block">= 1,053 \text{ 百万円}</math></p> <p>【所得税】なし (本適用見込案件の事業主体が法人であるため)          【登録免許税】40,000百万円(不動産の価額)          (不動産の価額は適用見込案件の事業者へのヒアリングによる)</p> <p>&lt;平成30年度&gt;          平成30年度 1件 適用額 1,353百万円          【法人税】1,053百万円(計算方法は平成29年度と同様)          【所得税】なし (本適用見込案件の事業主体が法人であるため)          【登録免許税】300百万円(適用見込案件の事業者へのヒアリングによる)</p>
② 減収額	<p>《減収額実績(H26,27)》          平成26年度 全ての税目で0件 適用額 0百万円          平成27年度 全ての税目で0件 適用額 0百万円          ※全ての税目＝法人税、所得税、登録免許税</p> <p>《減収額見込み(H28,～30)》          &lt;平成28年度&gt; 全ての税目で0件 適用額 0百万円          &lt;平成29年度&gt;326百万          【法人税】246百万円          適用額 1,053百万円 × 23.4%(税率)=246百万円          【所得税】なし          【登録免許税】          適用額 40,000百万 × (4/1000(正規の税率) - 2/1000(軽減税率)) = 80百万</p> <p>&lt;平成30年度&gt;246.6百万          【法人税】246百万円(計算方法は平成29年度と同様)          【所得税】なし          【登録免許税】適用額 300百万 × (4/1000 - 2/1000) = 0.6百万</p>

③ 効果・税収減是認効果	<p>《効果》          &lt;過去、政策目的がどのように達成されたか&gt;          ・H26⇒適用が0件のため効果なし          ・H27⇒適用が0件のため効果なし</p> <p>&lt;将来、政策目的がどのように達成されるか&gt;          ・H28⇒適用が0件の見込のため効果なしの見込          ・H29⇒「都市再生プロジェクト」1件(H26に認定済み)を、更に進展させ、国際都市機能の強化に資することにより、産業国際競争力の強化、国際的な経済活動の拠点形成を促進する見込み。          ・H30⇒同様に、H28に認定予定のプロジェクトを進展させ、政策目標の達成につながる見込み。</p> <p>(達成目標の実現状況)          ●都市再生プロジェクトの合計数          ・H26 ⇒ 12件          ・H27 ⇒ 23件</p> <p>(租税特別措置による直接的な効果)          ●都市再生プロジェクトの増加に寄与した数(本税制の適用案件数)          ①過去の実績 H26、27 ⇒ 寄与なし(適用実績なし)          ②将来の推計 H28 ⇒ 寄与する見込みなし(適用見込案件なし)          H29 ⇒ 寄与する見込みなし(※)</p> <p>(※)適用見込案件(1件)が、平成26年度において規制の特例措置を活用した都市再生プロジェクトの事業としてカウント済みのため。</p> <p>&lt;備考&gt; 平成30年度にも税制適用見込案件があるが、都市再生プロジェクトの合計数という目標(平成29年度まで)の実現には、現段階では資さない。</p> <p>(租税特別措置等が延長されない場合に予想される状況)          事業そのものが行われず、又は縮小される(本税制を再投資して設置される予定だったものなどが設置されなくなる。)といった事態が生じうる。</p> <p>(所期の目標の達成状況)          ・所期の目標1          2020年までに、世界銀行ビジネス環境ランキングにおいて、日本が先進国3位以内に入る。          ⇒未達成(2016年 24位)</p> <p>・所期の目標2          2020年までに、世界の都市総合ランキングにおいて、東京が3位以内に入る。</p>
--------------	---

			⇒未達成(2015年4位)										
			(所期の目標から新たな達成目標へ変更する理由) 成長戦略2016において示された新たな目標である「都市再生プロジェクトの事業数」が、本税制の従来の目標とより近い関係にあるため。										
			《税収減を是認するような効果の有無》 本税制の効果について事業者へヒアリングしたところ、「都市再生事業に代表される開発事業は、特に開業後数年間のキャッシュフローが厳しく取組ハードルは高いが、割増償却による課税繰延等のようにキャッシュ創出措置等の支援があれば、事業判断に大きな影響を与える」旨コメントがあり、本税制が措置されなければ、民間都市再開発事業に支障をきたすため、本税制の効果として下記効果が見込まれる。 これまでの特定都市再生緊急整備地域及び都市再生緊急整備地域全体の認定事業(95計画)における効果(試算)。 ○建設投資累計額:44,518億円-① ※内閣府が都市再生緊急整備地域の存する自治体に対して行うアンケートに基づく ○経済波及効果:111,993億円-②(国土交通省調べ) ○税収増効果:11,788億円-③(国土交通省調べ) 本税制による1件あたり減収額と認定事業1計画あたりの効果(試算)を比較すると、下表のとおりであり、減収額を大きく上回る税収増等の経済効果が見込まれる。										
			<table border="1"> <thead> <tr> <th>減収額(H29～H30)</th> <th>1計画あたりの効果(試算)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">2.85億円/件 (5.7億円÷2件)</td> <td>建設投資累計額:469億円</td> <td>①÷95</td> </tr> <tr> <td>経済波及効果:1,179億円</td> <td>②÷95</td> </tr> <tr> <td>税収増効果:124億円</td> <td>③÷95</td> </tr> </tbody> </table>	減収額(H29～H30)	1計画あたりの効果(試算)	備考	2.85億円/件 (5.7億円÷2件)	建設投資累計額:469億円	①÷95	経済波及効果:1,179億円	②÷95	税収増効果:124億円	③÷95
減収額(H29～H30)	1計画あたりの効果(試算)	備考											
2.85億円/件 (5.7億円÷2件)	建設投資累計額:469億円	①÷95											
	経済波及効果:1,179億円	②÷95											
	税収増効果:124億円	③÷95											
10	相当性	①:租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>国家戦略特区は、民間が創意工夫を発揮する上での障害となってきたにもかかわらず永年にわたり改革ができていないような、いわゆる「岩盤規制」に突破口を開くことによって民間の能力が十分に発揮できる世界で一番ビジネスがしやすい環境整備を行うものである。</p> <p>補助金などの予算措置の場合、個別に申請手続きが必要となり、採択件数や交付額に制約がある一方、税制措置は要件を満たしていれば適用可能であることから補助金に比べて幅広い法人に対してインセンティブを付与することが可能となり、民間主導の事業を促進し、産業の国際競争力の強化とともに、国際的な経済活動の拠点の形成を円滑に進めることができる。</p>										
		②:他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>国家戦略特区制度は、政策目的を達成するために規制の特例措置、金融上の支援措置、税制の特例措置が講じられている。それぞれの役割としては、</p> <p>① 規制の特例措置は、永年にわたり改革ができていないような、いわゆる「岩盤規制」に突破口を開くことにより、民間の能力が十分に発揮できる世界で一番ビジネスのしやすい環境を整備し、経済成長につなげるもの。</p> <p>② 金融上の支援措置は、新たな成長分野を切り開く先駆的な研究開発や革新的な事業を行うものの資金調達が容易ではないベンチャー企業又は中小企業者を支援するもの。</p> <p>③ 税制の特例措置は、政策目的の達成に資する事業に対してインセンティブを付与</p>										

			<p>することで民間投資を喚起し、事業実施を促すものであり、明確に役割分担がなされている。</p>
		③:地方公共団体が協力する相当性	—
11	有識者の見解		—
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成26年8月(H26内閣08)





点検結果表

(行政機関名：内閣府)

制度名	沖縄の観光地形成促進地域における課税の特例の拡充・延長
税目	法人税、法人住民税、事業所税
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input checked="" type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長

① 達成目標

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【内閣府の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

② 過去の適用数等

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 過去の適用数及び適用額（平成 27 年度）が把握されていない。
【内閣府の補足説明】	平成 27 年度の適用数及び適用額については、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」及び「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」が公表されていないため、把握できていない。
【点検結果】	① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

③ 僅少・偏りの状況

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 租特透明化法に基づき把握される過去の適用数（法人税）0 件（平成 26 年度）は、前回（平成 25 年度）評価時の将来推計 3 件の 5 割以下であるにもかかわらず、想定外に僅少でないことについて説明されていない。
【内閣府の補足説明】	適用実績が将来推計 3 件の 5 割以下になってしまったのは、沖縄県での優位性がない施設や、投資回収の面から民間による整備が見込まれない施設であった施設など計 11 施設が使われていなかったためである。 ※評価書に理由を追記
【点検結果】	① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

④ 将来の適用数等

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 将来の適用数及び適用額が税目ごとに予測されていない。 ② 将来の適用数及び適用額（平成 28 年度）が予測されていない。 ③ 将来の適用数について、「宿泊施設数は新聞報道に基づき試算」と説明されているが、整備予定の宿泊施設全てが本特例措置の適用を受けるとしているため、過大に算定されている。
-------------------------	---

【内閣府の補足説明】	① 減収額と連動するものであるから減収額として評価書に記載した。 ② 平成 29 年度税制改正に対する事前評価書であることから、平成 29 年度以降の減収額を予測している。 ③ 本措置は 4 年間繰延べが措置されていることから、5 年以内には全て黒字化すると考えているため、過大ではない。
【点検結果】	① 事業所税の将来の適用数及び適用額が予測されておらず、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。 ②・③ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

⑤ 過去の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 過去の減収額（平成 27 年度）が把握されていない。
【内閣府の補足説明】	平成 27 年度の減収額は公表されていないため、把握できていない。
【点検結果】	① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

⑥ 将来の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 将来の減収額が税目ごとに予測されていない。 ② 将来の減収額（平成 28 年度）が予測されていない。 ③ 将来の減収額について、「固定資産税の免除実績をベースに試算」と説明されているが、算定根拠（算定に用いた数値の根拠）が明らかにされていない。
【内閣府の補足説明】	① 事前評価書を修正する。 ② 平成 29 年度税制改正に対する事前評価書であることから、平成 29 年度以降の減収額を予測している。 ③ 事前評価書を修正する。
【点検結果】	① 評価書の修正によっても、事業所税の将来の減収額が予測されておらず、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。 ② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。 ③ 評価書の修正により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

⑦ 過去の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 過去の効果について、経済情勢等、他の要因の影響を除く租税特別措置等の直接的な効果が把握されていない。 ② 達成目標（平成 29 年度から 33 年度までの雇用者数 393 人）に対する効果の寄与について、平成 24 年度から 26 年度までの適用数は 0 件であることから、本特例措置によって達成目標が達成されることが明らかにされていない。 ③ 過去の効果について、平成 27 年度における雇用者数 10 人等と説明されているが、平成 24 年度から 26 年度までの本特例措置の適用数は 0 件であり、説明に誤りがある。
【内閣府の補足説明】	8③の※に記載したとおり、地方交付税による減収補てんを活用した施設の雇用者数で把

<p>握しているため、平成 27 年度における雇用者数は 10 人である。なお、減収補てんを活用した施設が 4 年以内に黒字化すれば、投資税額控除も適用が見込まれるところである。</p>
<p>【点検結果】 ①～③ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

⑧ 将来の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】 ① 将来の効果（平成 31 年度）が予測されていない。 ② 将来の効果について、平成 29 年度から 33 年度までの雇用者数 393 人と説明されているが、実績（平成 24 年度から 27 年度までの雇用者数 29 人）より過大な予測であるにもかかわらず、算定根拠（算定に用いた数値、計算式及びその根拠）が明らかにされていない。 ③ 将来の効果について、経済情勢等、他の要因の影響を除く租税特別措置等の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていない。 ④ 達成目標（平成 29 年度から 33 年度までの雇用者数 393 人）に対する効果の寄与について、「本制度が延長できない場合、観光産業において自らリスクを負って投資を行う企業へ限定した支援ができなくなり、ひいては沖縄における民間主導の自立型経済の構築にも影響をもたらすものと考えている」と説明されているが、各年度の適用数は平均 5 件であることから、本特例措置によって達成目標が達成されることが明らかにされていない。</p>
<p>【内閣府の補足説明】 ①について、平成 31 年度には計 17 件の宿泊施設が適用され、宿泊施設以外の施設が年 1 件の見込みであることから計 3 件の適用が見込まれ、それぞれの 1 施設当たり平均雇用者数（17 人、7.25 人）をかけた和である <math>17 \times 17 + 3 \times 7.25 = 310</math> 人の雇用創出効果が見込まれる。 ②について、評価書 8③の「※新規雇用者数の算出方法」に記載。数値の根拠については別添資料に掲載。 ③・④について、26 件の適用が見込まれることにより、1 施設あたり 17 人（宿泊施設）ないし 7.25 人の雇用が見込まれることから、達成目標が達成されるといえる。（評価書 9③『租税特別措置等による直接的な効果』に記載。）</p>
<p>【点検結果】 ① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。 ②～④ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

⑨ 過去の税収減是認効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】 ① 過去の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑤過去の減収額及び⑦過去の効果に分析・説明の内容が不十分であると思われる点がある。</p>
<p>【内閣府の補足説明】 ⑤・⑦のとおり御指摘の課題は解消されたものと思慮。</p>
<p>【点検結果】 ① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

⑩ 将来の税収減是認効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】 ① 将来の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑥将来の減収額</p>
---

<p>及び⑧将来の効果に分析・説明の内容が不十分であると思われる点がある。</p>
<p>【内閣府の補足説明】 ⑥・⑧のとおり御指摘の課題は解消されたものと思慮。</p>
<p>【点検結果】 ① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

点検項目②、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨及び⑩に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

（注）【内閣府の補足説明】欄には、内閣府から送付された文書を引用している。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	沖縄の観光地形成促進地域における課税の特例の拡充・延長
2	対象税目	(法人税:義)(国税15) (法人住民税:義、事業所税:外)(地方税12) 【新設・拡充・延長】
3	租税特別措置等の内容	<p>《内容》</p> <p>1. 現行</p> <p>(対象地域) 沖縄全県が対象</p> <p>(1) 国税</p> <p>○投資税額控除(法人税)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象施設の新・増設に係る設備の取得価額が1,000万円超の場合、一定割合(機械・装置の取得価額の15%、建物・附属装置・構築物の取得価額の8%)を法人税額から控除。</li> <li>・法人税額の20%限度(繰越税額控除4年)、取得価額の上限20億円。</li> <li>・対象となる建物附属設備等は、建物と同時取得したものに限られる。</li> <li>・対象施設(各施設の要件は租税特別措置法施行規則等で規定) <ul style="list-style-type: none"> <li>①スポーツ・レクリエーション施設、②教養文化施設、③休養施設(宿泊施設に附属する温泉保養施設・国際健康管理増進施設を含む)、④集会施設(宿泊施設に附属する会議場施設・研修施設を含む)、⑤政令で定める要件を備え沖縄県知事が指定する販売施設。</li> </ul> </li> </ul> <p>(2) 地方税</p> <p>○法人住民税</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象地域において、上記法人税負担の軽減となる特例措置と同様の効果を適用する(自動連動)。</li> </ul> <p>○事業所税</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・那覇市で新設された特定民間観光関連施設について、新設の日から5年間に限り、事業所税の資産割の課税標準を2分の1控除する。</li> </ul> <p>2. 拡充要望</p> <p>(1) 国税</p> <p>○対象施設の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・沖縄県の観光政策上、集積の必要性が低い3施設(スケート場、スキー場、ボーリング場)及び投資回収の面から民間による整備が見込まれない8施設(体育館、釣り場、遊覧船発着場、遊漁船等利用施設、野球場、陸上競技場、蹴球場、図書館)を対象施設から除外。</li> <li>・宿泊施設の追加</li> </ul>

		<p>(2) 地方税</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象地域において、上記法人税負担の軽減となる特例措置と同様の効果を適用する(自動連動)。</li> </ul> <p>3. 延長要望</p> <p>適用期限(平成29年3月31日)を5年間延長する。</p> <p>《関係条項》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・沖縄振興特別措置法第8条、第9条</li> <li>・租税特別措置法第42条の9、第68条の13</li> <li>・租税特別措置法施行令第27条の9、第39条の43</li> <li>・租税特別措置法施行規則第20条の4、第22条の26</li> <li>・地方税第23条第1項第3号、第292条第1項第3号</li> </ul>
4	担当部局	内閣府(沖縄政策担当)付参事官(企画担当)
5	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:平成28年8月 分析対象期間:平成24年度~33年度
6	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<p>平成10年度 観光振興地域制度を創設</p> <p>平成14年度 観光振興地域制度に係る地域指定要件及び対象施設要件の緩和</p> <p>平成19年度 観光振興地域制度に係る対象施設の拡充(対象施設である教養文化施設に文化紹介体験施設を追加)</p> <p>平成24年度 観光振興地域制度を廃止し、観光地形成促進地域制度を創設</p> <p>平成26年度 観光地形成促進地域制度に係る対象施設の拡充(宿泊施設内の観光関連施設を追加)及び対象施設の床面積等に係る要件を緩和</p>
7	適用又は延長期間	5年間(平成29年度~33年度)
8	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>国内外からの観光客の誘客、観光の高付加価値化、観光資源の持続的利用を通じた観光産業の一層の振興により、沖縄の自立型経済の発展を目指す。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)において沖縄の自立的発展に資するとともに沖縄の豊かな住民生活の実現に寄与することとされ、同法に基づく沖縄振興基本方針(平成24年5月11日内閣総理大臣決定)において、成長するアジア地域の活力を取り込み、観光等を新しいリーディング産業として確立していくことにより沖縄の自立を図るとともに、我が国やアジア・太平洋地域の発展にも寄与していくこととしている。</p> <p>■沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)(抄)</p> <p>(目的)</p> <p>第一条 この法律は、沖縄の置かれた特殊な諸事情に鑑み、沖縄振興基本方針を策定し、及びこれに基づき策定された沖縄振興計画に基づく事業を推進する等特別の措置を講ずることにより、沖縄の自主性を尊重しつつその総合的かつ計画的な振興を図り、もって沖縄の自立的発展に資するとともに、沖縄の豊かな住民生活の実現に寄与することを目的とする。</p>

		<p>第三章 産業の振興のための特別措置 (観光地形成促進計画の作成等)</p> <p>第六条 沖縄県知事は、国内外からの観光旅客の来訪の促進に資する高い国際競争力を有する観光地の形成を図るための計画(以下「観光地形成促進計画」という。)を定めることができる。</p> <p>2 観光地形成促進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。</p> <p>一 計画期間</p> <p>二 国内外からの観光旅客の来訪の促進に資する高い国際競争力を有する観光地の形成を図るため必要とされる政令で定める要件を備えている地域(以下「観光地形成促進地域」という。)の区域</p> <p>三 高い国際競争力を有する観光地の形成を図るため沖縄県が観光地形成促進地域において実施しようとする観光関連施設(スポーツ又はレクリエーション施設、教養文化施設、休養施設、集会施設、販売施設及び宿泊施設をいう。第十条において同じ。)の整備の促進を図るための措置、公共施設の整備その他の措置の内容</p> <p>3～8 (略)</p> <p>(課税の特例)</p> <p>第八条 提出観光地形成促進計画に定められた観光地形成促進地域の区域内において特定民間観光関連施設(スポーツ若しくはレクリエーション施設、教養文化施設、休養施設若しくは集会施設又は販売施設(小売業の業務を行う者の事業の用に供される施設と観光の振興に資する施設とが一体的に設置される施設で政令で定める要件に該当するものであって、当該施設が当該要件に該当するものとして沖縄県知事が指定するものに限る。))であつて、民間事業者が設置及び運営するものをいう。次条において同じ。)を新設し、又は増設した法人が、当該新設又は増設に伴い新たに機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物を取得し、又は製作し、若しくは建設した場合には、租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置)</p> <p>第九条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第六条の規定により、地方公共団体が、提出観光地形成促進計画に定められた観光地形成促進地域の区域内において特定民間観光関連施設を新設し、又は増設した者について、当該特定民間観光関連施設に係る事業に対する事業税、当該特定民間観光関連施設の用に供する建物若しくはその敷地である土地の取得に対する不動産取得税若しくは当該特定民間観光関連施設の用に供する機械及び装置、建物若しくは構築物若しくはこれらの敷地である土地に対する固定資産税を課さなかつた場合又はこれらの地方税に係る不均一の課税をした場合において、これらの措置が総務省令で定める場合に該当するものと認められるときは、地方交付税法(昭和二十五年法律第二百一十一号)第十四条の規定による当該地方公共団体の各年度における基準財政収入額、同条の規定にかかわらず、当該地方公共団体の当該各年度分の減収額(事業税又は固定資産税に関するこれらの措置による減収額にあっては、これらの措置がされた最初の年度以降五箇年度におけるものに限る。)のうち総務省令で定めるところにより算定した額を同条の規定による当該地方公共団体の当該各年度(これらの措置が総務省令で定める日</p>
--	--	---

		<p>以後において行われたときは、当該減収額について当該各年度の翌年度)における基準財政収入額となるべき額から控除した額とする。</p> <p>(資金の確保等)</p> <p>第十条 国及び地方公共団体は、事業者が行う提出観光地形成促進計画に定められた観光地形成促進地域の区域内の観光関連施設の整備のために必要な資金の確保その他の援助に努めるものとする。</p> <p>■沖縄振興基本方針(平成24年5月11日内閣総理大臣決定)</p> <p>Ⅲ 沖縄の振興に関する基本的な事項</p> <p>1 観光、情報通信産業、農林水産業その他の産業の振興に関する基本的な事項</p> <p>(1)観光・リゾート産業</p> <p>沖縄のリーディング産業である観光・リゾート産業の持続的な発展に向けて、外国人観光客の誘客拡大と観光の高付加価値化を進める。</p> <p>このため、特に、高い国際競争力を有する魅力ある観光地の形成に向けて、自然環境や風景等の沖縄の魅力を守りつつ、観光関連施設の集積や公共施設の一体的・重点的な整備を促進する。</p> <p>また、国内外を問わず、観光客のニーズの多様化・高度化や量的拡大に対応するため、質の高い人材の育成・確保等の受入体制の整備に努め、文化・芸能、自然環境等沖縄独自の地域資源を活用した滞在型観光の推進や、スポーツ、健康、農業等の他の分野・産業と観光との連携促進を図るとともに、国際会議等いわゆるMICEの誘致・開催を図る。</p>
<p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p>		<p>【政策】11 沖縄政策の推進 【施策】① 沖縄政策に関する施策の推進</p>
<p>③ 達成目標及びその実現による寄与</p>		<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>本特例の活用によって、事業者が観光地形成促進地域に設備投資を促され、地域の雇用が確保されることが見込まれる。このことは結果として、国内外からの観光客の誘客、観光の高付加価値化、観光資源の持続的利用を通じた観光産業の一層の振興が図られることに繋がるので、沖縄の自立型経済の発展に寄与するものと考えている。そのため、観光地形成促進地域における本特例を活用して設備投資を行った施設数及び設備投資に伴う新規雇用者数とする。</p> <p>平成33年度(平成29年度以降累計)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本特例を活用して設備投資を行った施設数26社</li> <li>・本特例を活用して行った設備投資に伴う新規雇用者数393人</li> </ul> <p>※地方交付税による減収補てん(事業税、不動産取得税、固定資産税)の活用を含む。</p> <p>※新規雇用者数の算出方法</p> <p>宿泊施設数についてはH29～H33の見込み (施設整備予定数)×(1施設当たり平均従業員数) 21(施設)×17(人)=357(人)</p> <p>その他の施設については、H24～27の実績をもとに推計 (年間1件×5箇年の施設整備見込み)×(平均従業員数)</p>

		<p>5(施設)×7.25(人)=36.25(人) 以上より、新規雇用者数は357+36=393(人)※端数切捨て</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 設備投資が行われ、魅力ある観光関連施設が増加し、新たな雇用が創出されることにより、入域観光客数の増加等を通じた観光産業の一層の振興に繋がる。 また、ホテル等における会議場施設や研修施設の整備が促進されることで、今後沖縄県及び政府が戦略的に取り組むとしている MICE 誘致・開催数が増大し、大型 MICE 施設の整備の相乗効果により国際コンベンション都市の形成に寄与する。 以上のことから、沖縄の自立型経済の発展に寄与する。</p>																																		
9	有効性等 ① 適用数等	<p>1. 税制優遇措置の適用状況 (単位:千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="2">H24 年度</th> <th colspan="2">H25 年度</th> <th colspan="2">H26 年度</th> </tr> <tr> <th>件数</th> <th>金額</th> <th>件数</th> <th>金額</th> <th>件数</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>投資税額控除</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>法人住民税</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>事業所税</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> <p>※国税である投資税額控除の実績は、租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書 ※H27 年度は集計中。 ※事業所税については那覇市のみ措置。</p> <p>沖縄県においては、平成 24 年 4 月から観光地形成促進地域制度を導入することにより、地域の特色を活かすような民間の観光関連施設の新増設を促進しているところである。 しかしながら、沖縄県内の観光関連事業者は中小企業が多く、これらの観光関連事業者にも税制上の優遇措置が適用されやすいものになるよう平成 26 年 4 月から要件を緩和したところ。その結果、平成 27 年度以降、那覇市近郊では、税制の適用が見込まれている。</p> <p>○ 適用実績が僅少な理由 沖縄県での優位性がないスケート場、スキー場、ボーリング場は、観光政策上集積の必要性が低い施設である他、体育館、野球場、陸上競技場等 8 施設は、投資回収の面から民間による整備が見込まれない施設であり、市町村による沖縄振興一括交付金(以下「一括交付金」という。)を活用して施設の整備を進めていたからである。 そのため、それらの施設を税制優遇が適用になる対象施設から除外することとした。 加えて、沖縄県全域における多様な人材交流、集客の拡大に繋げるためにも、対象施設に新たに宿泊施設を追加することとした。 さらに、当該制度の周知を図るため、平成 24 年度から観光関連事業者を対象に説明会を開催したことに加え、平成 27 年度は東京ビッグサイトで開催されたレジャー&amp;サービス産業展 2015 でのブース出展によるプロモーション、雑誌</p>	項目	H24 年度		H25 年度		H26 年度		件数	金額	件数	金額	件数	金額	投資税額控除	0	0	0	0	0	0	法人住民税	0	0	0	0	0	0	事業所税	0	0	0	0	0	0
項目	H24 年度			H25 年度		H26 年度																														
	件数	金額	件数	金額	件数	金額																														
投資税額控除	0	0	0	0	0	0																														
法人住民税	0	0	0	0	0	0																														
事業所税	0	0	0	0	0	0																														

		<p>「月刊レジャー産業」への掲載を行った。また、民間企業、銀行、沖縄振興開発金融公庫等への個別訪問や、沖縄県税理士会との連携により、本制度を PR しているものの、依然として認知度は低いことが課題であり、わかりやすい制度見直しとあわせて、県内外の企業に対する周知方法についても検討している。</p> <p>2. 適用数の将来予測 (単位:件)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>H31</th> <th>H32</th> <th>H33</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>宿泊施設</td> <td>10</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>3</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>その他観光施設</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>11</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>4</td> <td>2</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 宿泊施設数は新聞報道に基づき試算(別紙参照) ※ その他の観光施設については、年 1 件適用があるものとして試算(別紙参照)</p>		H29	H30	H31	H32	H33	宿泊施設	10	3	4	3	1	その他観光施設	1	1	1	1	1	計	11	4	5	4	2																				
	H29	H30	H31	H32	H33																																									
宿泊施設	10	3	4	3	1																																									
その他観光施設	1	1	1	1	1																																									
計	11	4	5	4	2																																									
	② 減収額	<p>(件、千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>H31</th> <th>H32</th> <th>H33</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用数</td> <td>11</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>4</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>1 件当たり投資額</td> <td>196,048</td> <td>196,048</td> <td>196,048</td> <td>196,048</td> <td>196,048</td> </tr> <tr> <td>1 件当たり適用額 (投資額×8%)</td> <td>15,684</td> <td>15,684</td> <td>15,684</td> <td>15,684</td> <td>15,684</td> </tr> <tr> <td>法人税減収額 (1 件当たり適用額×適用数)</td> <td>172,524</td> <td>62,736</td> <td>78,420</td> <td>62,736</td> <td>31,368</td> </tr> <tr> <td>法人住民税減収額 (法人税減収額×12.9%)</td> <td>22,256</td> <td>8,093</td> <td>10,116</td> <td>8,093</td> <td>4,046</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 本措置は税額控除であるため事業税には影響しない。 ※ 1 件当たりの投資額は下表の平成 27 年度の当地域における固定資産税の免除実績における取得価格の平均値を採用している。</p> <p>(千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設種別</th> <th>展示施設</th> <th>温泉保養施設</th> <th>平均</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取得価格</td> <td>146,786</td> <td>245,310</td> <td>196,048</td> </tr> </tbody> </table>		H29	H30	H31	H32	H33	適用数	11	4	5	4	2	1 件当たり投資額	196,048	196,048	196,048	196,048	196,048	1 件当たり適用額 (投資額×8%)	15,684	15,684	15,684	15,684	15,684	法人税減収額 (1 件当たり適用額×適用数)	172,524	62,736	78,420	62,736	31,368	法人住民税減収額 (法人税減収額×12.9%)	22,256	8,093	10,116	8,093	4,046	施設種別	展示施設	温泉保養施設	平均	取得価格	146,786	245,310	196,048
	H29	H30	H31	H32	H33																																									
適用数	11	4	5	4	2																																									
1 件当たり投資額	196,048	196,048	196,048	196,048	196,048																																									
1 件当たり適用額 (投資額×8%)	15,684	15,684	15,684	15,684	15,684																																									
法人税減収額 (1 件当たり適用額×適用数)	172,524	62,736	78,420	62,736	31,368																																									
法人住民税減収額 (法人税減収額×12.9%)	22,256	8,093	10,116	8,093	4,046																																									
施設種別	展示施設	温泉保養施設	平均																																											
取得価格	146,786	245,310	196,048																																											

③ 効果・税収減是認効果	《効果》																					
	○達成目標の実現状況																					
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施設数</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>3</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>雇用者数</td> <td>10</td> <td>1</td> <td>8</td> <td>10</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>		H24	H25	H26	H27	H28	施設数	1	2	1	3	—	雇用者数	10	1	8	10	—			
		H24	H25	H26	H27	H28																
	施設数	1	2	1	3	—																
	雇用者数	10	1	8	10	—																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>H31</th> <th>H32</th> <th>H33</th> <th>累計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施設数</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>26</td> </tr> <tr> <td>雇用者数</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>393</td> </tr> </tbody> </table>		H29	H30	H31	H32	H33	累計	施設数	—	—	—	—	—	26	雇用者数	—	—	—	—	—	393
		H29	H30	H31	H32	H33	累計															
	施設数	—	—	—	—	—	26															
	雇用者数	—	—	—	—	—	393															
※累計は平成29年度以降																						
○所期の目標の達成状況																						
・入域観光客数:583.5万人(H24年) → 800万人(H28)705.8万人(H26年実績)																						
・観光収入:3905.5億円(H24年) → 7,500億円(H28年)5,169.3億円(H26年実績)																						
・観光客一人当たり滞在日数:3.75日(H24年) → 4.73日(H28年)3.84日(H26年実績)																						
・観光客一人当たり県内消費額:66,924円(H24年) → 93,750円(H28年)73,238円(H26年実績)																						
<p>所期の目標の達成に向け順調に進んでいる。なお、前回の事前評価時での点検結果では、「本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標は、経済情勢等、他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するかが明らかでなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定するか、又は、あらかじめ他の外部要因の影響度等を明らかにする必要がある。」という指摘を受けたため、新たに測定指標を設定し直したところである。</p>																						
○租税特別措置等による直接的な効果																						
<p>施設数の増加及び施設雇用者の増加が期待できる。</p> <p>上記8③のとおり、施設数の増加は雇用者の増加に寄与しており(宿泊施設:1施設あたり17人、その他の施設:1施設あたり7.25人)、事業者が観光地形成促進地域に設備投資を促されることによって、地域の雇用が確保されることが見込まれる。</p> <p>本制度が延長できない場合、観光産業において自ラリスクを負って投資を行う企業へ限定した支援ができなくなり、ひいては沖縄における民間主導の自立型経済の構築にも影響をもたらすものと考えている。</p> <p>また、新たに宿泊施設を対象に追加することにより、沖縄県全域における集客の拡大と繋がるものと考えている。</p>																						
《税収減を是認するような効果の有無》																						
<p>観光関連施設の投資が促進され、魅力あるレクリエーション施設、販売施設など、地域の特色を生かした観光関連施設が整備されることにより、地域における新規雇用の創出(H29～33年:393人)といった経済効果や、MICEや富裕層の誘致等による生産性の高い観光産業への変革等、政府が掲げる観光ビジョンの推進にも寄与する。</p> <p>また、沖縄県の労働生産性を踏まえると、当該雇用によって総生産を約24</p>																						

			<p>億円押し上げる効果が生じたものと試算され、本制度による4億円の税収減を是認する効果があるものと考えられる。</p> <p>・税制活用企業による雇用者数 393人</p> <p>・沖縄県の労働生産性:6,057,565円</p> <p>→県内総生産の押し上げ効果:約24億円</p> <p>※労働生産性は、就業者一人当たりの生産額(名目県内総生産/県内就業者数)(「県民経済計算」(内閣府)より試算)</p>
10	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>本特例措置は、観光地形成促進地域の区域内において特定民間観光関連施設を新・増設した事業者が新たに機械等を取等した場合に対象とするものであり、投資を促進するものである。</p> <p>また、自ラリスクを負って投資を行う企業に支援対象を限定している。加えて、補助金は、自己資金による設備投資ではないということに起因する過剰投資や無駄遣い等のモラルハザードを生じる可能性がある。</p> <p>そのため、相対的に考えて、本特例措置は、必要最小限での確な措置となっている。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>沖縄県では、本制度のほか、一括交付金等を活用して、観光集客施設等インフラ整備や人材育成等により観光の振興に多角的に取り組んでいる。</p> <p>体育館、野球場、陸上競技場等8施設は投資回収の面から民間による整備が見込めない施設であり、市町村による一括交付金で整備しているものもあるため、対象から除外することにより役割分担を行うこととしたところ。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>本制度は沖縄県からの要望も踏まえて拡充・延長するものであり、国税に自動連動等する地方税の軽減はあるものの、本制度の達成目標を実現することは、沖縄県が策定した沖縄振興計画の目標達成にも寄与するため、沖縄県が協力する相当性がある。</p>
11	有識者の見解		—
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成26年8月(内閣23)

沖縄の観光地形成促進地域における課税の特例の拡充・延長に関する達成目標の設定根拠

1. 宿泊施設整備予定数及び従業員新規雇用見込み

宿泊施設整備計画	29	30	31	32	未定	施設計	1施設あたり 平均従業員数	雇用見込み
施設数計	10	3	4	3	1	21	17	357
那覇市	4					4	25	100
恩納村		1				1	75	75
石垣市	1					1	16	16
糸満市				1		1	38	38
北谷町	1	1	1	1		4	21	84
南城市	1					1	4	4
読谷町	2		1			3	12	36
読谷村	1					1	37	37
名護市		1	1			2	38	78
今帰仁村				1		1	3	3
本部町					1	1	14	14
金武町					1	1	13	13

平均従業員数は県平均

※ 宿泊施設整備計画は新聞報道に基づき算出

※ 1施設あたり平均従業員数は経済センサス(H26)をベースに推計(沖縄県内の「旅館、ホテル」の事業所数が953事業、総従業員数が16,302人であることから試算)

2. 観光地形成促進地域制度(税制)を活用して行った施設整備に伴う新規雇用者数

税制活用実績	H24	H25	H26	H27	計	※過去4年で3件の整備と29人の雇用
施設A	2	0	0	0	2	⇒今後、宿泊施設以外の施設については年間1件の整備と7.25人の雇用が見込まれる。
施設B	8	1	8	0	17	
施設C	-	-	-	10	10	
計	10	1	8	10	29	

※県による企業にアラインに基づく実績値

達成目標の設定においては、

宿泊施設…

H29～H33の期間で、21施設の整備と、357人の雇用増加が見込まれる

その他の施設…

H24～27の実績をもとに推計し、年間1件を5箇年の施設の増加と、7.25×5施設で36.25人の雇用増加が見込まれる

以上を合算し、**26施設の整備と393人の雇用(端数切捨て)**を達成目標として設定





点検結果表

(行政機関名：内閣府)

制度名	沖縄の産業高度化・事業革新促進地域における課税の特例の拡充・延長
税目	法人税、所得税、法人住民税、事業税、個人住民税、事業所税
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input checked="" type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長

① 達成目標

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【内閣府の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

② 過去の適用数等

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 過去の適用数及び適用額（所得税）が把握されていない。 ② 過去の適用額（平成 27 年度の投資税額控除）について、「357 百万円」と説明されているが、「産業高度化・事業革新促進地域における減収額・適用見込み（試算）」では「405 百万円」と説明されていることから、説明に誤りがある。
【内閣府の補足説明】	① 租税特別措置透明化法の対象外であることから、所得税は把握できていない。 ② 「産業高度化・事業革新促進地域における減収額・適用見込み（試算）」が誤りであるため修正する。
【点検結果】	① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。 ② 評価書の修正により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

③ 僅少・偏りの状況

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 租特透明化法に基づき把握される上位 10 社の適用額（法人税）合計の割合 95.9%（平成 25 年度の投資税額控除）及び 89.3%（平成 26 年度の投資税額控除）は、8 割超であるにもかかわらず、想定外に特定の者に偏っていないことについて説明されていない。 ② 租特透明化法に基づき把握される過去の適用数（法人税）4 件（平成 26 年度の特別償却）は、10 件未満であるにもかかわらず、想定外に僅少でないことについて説明されていない。
【内閣府の補足説明】	① 本制度は沖縄県に立地する製造業等に限定して措置されているものであり、全国が対象の制度と比して、自ずと対象地域・企業等は限られることになるが、当該偏りは制度趣旨上のものであり、ご指摘の想定外に特定の者に偏っていることには当たらない。 ② ①のとおり本制度の対象となる地域・企業等は限られており、当該制度趣旨を踏まえると想定外に僅少ではないものと思量。
【点検結果】	①・② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

④ 将来の適用数等

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 将来の適用数及び適用額が税目ごとに予測されていない。
【内閣府の補足説明】	事前評価書を修正する。
【点検結果】	① 評価書の修正によっても、将来の適用数及び適用額（所得税、個人住民税及び事業所税）が予測されておらず、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

⑤ 過去の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 過去の減収額が税目ごとに把握されていない。 ② 過去の減収額（平成 27 年度）について、「沖縄県庁実施の企業アンケート結果における活用実績に基づいて試算」と説明されているが、算定根拠（算定に用いた数値及び計算式）が明らかにされていない。
【内閣府の補足説明】	① 事前評価書を修正する。 ② 事前評価書を修正する。
【点検結果】	① 評価書の修正によっても、過去の減収額（所得税及び個人住民税並びに平成 27 年度の法人住民税、事業税及び事業所税）が把握されておらず、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。 ② 評価書の修正により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

⑥ 将来の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 将来の減収額が税目ごとに予測されていない。
【内閣府の補足説明】	事前評価書を修正する。
【点検結果】	① 評価書の修正によっても、将来の減収額（所得税、個人住民税及び事業所税）が予測されておらず、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

⑦ 過去の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 過去の効果について、「特別償却を活用した設備投資額については、償却額から試算」と説明されているが、算定根拠（算定に用いた数値、計算式及びその根拠）が明らかにされていない。 ② 達成目標に対する効果の寄与について、税を活用した企業数及び設備投資額が達成目標に設定されているが、適用数を増やすことは政策目的に係る達成手段であることから、産業高度化・事業革新促進地域において設備投資を行った企業の雇用者数の増加等、より適切な測定指標を用いて説明する必要がある。 ③ 達成目標に対する効果の寄与について、平成 24 年度から 27 年度までの事業所税の適用数は 0 件であることから、本特例措置によって達成目標が達成されることが明らかにされていない。
-------------------------	---

<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>① 償却額に償却率を割り戻して算出している。事前評価書を修正する。</p> <p>② 産業高度化・事業革新促進地域は産業高度化・事業革新を行う企業を集積し、沖縄の製造業等の振興を目的としているものであり、雇用者の増加を目的としているものではないことから、税制を活用した企業が行った設備投資の額が適切な測定指標と思量。</p> <p>③ 事業所税は適用の前提となる課税対象が那覇市の床面積 1,000 ㎡超の事業所であり、企業の状況によっては適用の可能性があることから、個別の措置のみによってその効果を図れない。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 評価書の修正により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p> <p>②・③ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

題とする。

点検項目②、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨及び⑩に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

(注) 【内閣府の補足説明】欄には、内閣府から送付された文書を引用している。

⑧ 将来の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標に対する効果の寄与について、税を活用した企業数及び設備投資額が達成目標に設定されているが、適用数を増やすことは政策目的に係る達成手段であることから、産業高度化・事業革新促進地域において設備投資を行った企業の雇用者数の増加等、より適切な測定指標を用いて説明する必要がある。</p> <p>② 達成目標に対する効果の寄与について、「本特例措置が拡充・延長されない場合は、沖縄県の製造業やサポーター産業における設備投資に対するインセンティブ措置が失われ、企業の投資意欲が削がれることで、企業が開発力・技術力の向上や新たな事業創出に向けた投資が停滞することにつながる」と説明されているが、事業所税について、今後も適用が見込まれていないことから、本特例措置によって達成目標が達成されることが明らかにはされていない。</p>
<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>① ⑦-②のとおり、御指摘の課題は解消されたものと思量。</p> <p>② ⑦-③のとおり、御指摘の課題は解消されたものと思量。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①・② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

⑨ 過去の税収減是認効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑤過去の減収額及び⑦過去の効果に分析・説明の内容が不十分であると思われる点がある。</p>
<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>⑤・⑦のとおり、御指摘の課題は解消されたものと思量。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

⑩ 将来の税収減是認効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑥将来の減収額及び⑧将来の効果に分析・説明の内容が不十分であると思われる点がある。</p>
<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>⑥・⑧のとおり、御指摘の課題は解消されたものと思量。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課</p>

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	沖縄の産業高度化・事業革新促進地域における課税の特例の拡充・延長
2	対象税目	(法人税:義、所得税:外)(国税16) (法人住民税、事業税:義、個人住民税、事業所税:外)(地方税13) 【新設・ <u>拡充</u> ・ <u>延長</u> 】
3	租税特別措置等の内容	《内容》 1. 現行制度 (ア) 国税((1)または(2)のいずれかを選択) (1)投資税額控除(法人税) ・沖縄県知事によって産業高度化・事業革新措置実施計画が認定され、当該事業の用に供する設備を新・増設した青色申告法人は、新・増設に係る取得価額に次の割合を乗じた額を法人税額から控除できる。 ア. 機械及び装置、器具及び備品の取得価額合計額が100万円を超えるもの:15% イ. 建物及びその附属設備の取得価額合計額が1,000万円を超えるもの:8% ・控除額限度は法人税額の20%、繰越税額控除4年、取得価額上限は20億円 ・対象となる建物附属設備は、建物と同時取得したものに限定。 (2)特別償却(法人税、所得税) ・沖縄県知事によって産業高度化・事業革新措置実施計画が認定され、当該事業の用に供する設備を新・増設した青色申告者は、新・増設に係る取得価額に次の割合を乗じた額を、普通償却限度額(または所得税法の規定による償却費)に加え、法人税額(または所得税額)から償却できる。 ア. 機械及び装置、器具及び備品の取得価額合計額が100万円を超えるもの:34% イ. 建物及びその附属設備の取得価額合計額が1,000万円を超えるもの:20% ・取得価額上限は各事業年度当たり合計20億円 ・対象となる建物附属設備は、建物と同時取得したものに限定。  イ. 地方税 (1)個人住民税、法人住民税及び事業税 ・上記の法人税及び所得税負担の軽減と同様の効果を適用する(自動連動)。 (2)事業所税(那覇市のみ) 沖縄県知事によって産業高度化・事業革新措置実施計画が認定され、当該事業の用に供する施設を那覇市に新設した青色申告法人は、次の場合、事業所税のうち、資産割の課税標準となるべき事業所床面積を2分の1として5年間

		計算。  2. 拡充要望 ・投資税額控除及び特別償却に係る建物及びその附属設備の同時取得要件の撤廃。  3. 延長要望 適用期限(平成29年3月31日)を5年間延長する。
		《関係条項》 沖縄振興特別措置法 第36条、第37条 租税特別措置法 第42条の9、第45条、第60条、第68条の13、第68条の27、第68条の63 租税特別措置法施行令 第27条の9、第28条の9、第36条、第39条の43、第39条の56、第39条の90 租税特別措置法施行規則 第20条の4、第20条の16、第21条の18、第22条の26、第22条の37、第22条の61 地方税法 附則第33条 地方税法施行令 附則第16条の2の8
4	担当部局	内閣府 政策統括官(沖縄政策担当)付 産業振興担当参事官室
5	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:平成28年8月 分析対象期間:平成24年度~33年度
6	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	・平成14年度 産業高度化地域 創設 ・平成19年度 産業高度化地域 延長 ・平成24年度 産業高度化地域 廃止 産業高度化・事業革新促進地域 創設 対象地域が13市町村から全市町村に拡大 投資税額控除の適用対象の機械等の下限取得価格の引下げ(1,000万円超→500万円超) ・平成26年度 機械等下限取得価格の引下げ(500万円超→100万円超)
7	適用又は延長期間	5年間(平成29年度~平成33年度)
8	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 沖縄は、広大な海域や豊富な亜熱帯性生物等の地域資源を有するとともに、世界最高水準の教育・研究機関も立地しており、付加価値の高い製品の開発や新たな事業の創出において高い優位性・潜在性を有している。 このため、産業高度化・事業革新に資する企業や製造業等の集積、当該企業等による設備投資や研究開発等を促進することで、沖縄の優位性・潜在性を活かした産業イノベーションを促進し、沖縄の幅広いものづくり産業の基盤となる製造業等の振興を図り、もって沖縄における自立型経済の発展を目指す。

	<p>《政策目的の根拠》          ○沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)          (目的)          第一条 この法律は、沖縄の置かれた特殊な諸事情に鑑み、沖縄振興基本方針を策定し、及びこれに基づき策定された沖縄振興計画に基づく事業を推進する特別の措置を講ずることにより、沖縄の自主性を尊重しつつその総合的かつ計画的な振興を図り、もって沖縄の自律的發展に資するとともに、沖縄の豊かな住民生活の実現に寄与することを目的とする。</p> <p>(定義)          第三条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>十 産業高度化・事業革新促進事業 産業高度化(事業者の製品若しくは役務の開発力、生産若しくは役務の提供に関する技術又は経営の能力が向上することをいう。以下同じ。)又は事業革新(沖縄の特産物として相当程度認識されている農林水産物若しくは鉱工業品又は当該鉱工業品の生産に係る技術の活用により新たな事業を創出し、又は新たな需要を相当程度開拓することをいう。以下同じ。)に特に寄与すると認められる業種として政令で定めるものに属する事業をいう。</p> <p>(産業高度化・事業革新促進計画の作成等)          第三十五条 沖縄県知事は、産業高度化及び事業革新を促進するための計画(以下「産業高度化・事業革新促進計画」という。)を定めることができる。</p> <p>2 産業高度化・事業革新促進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。</p> <p>一 計画期間</p> <p>二 産業高度化・事業革新促進事業を行う企業の集積を促進することにより、その地域における製造業等その他の事業を行う者の産業高度化又は事業革新が相当程度図られると見込まれる地域であって、当該産業高度化又は事業革新を効果的に図るため必要とされる政令で定める要件を備えているもの(以下「産業高度化・事業革新促進地域」という。)の区域</p> <p>三 産業高度化・事業革新促進事業を行う企業の集積を促進するため沖縄県が産業高度化・事業革新促進地域において実施しようとする施設の整備その他の措置の内容</p> <p>3～7 (略)</p> <p>(産業高度化・事業革新措置実施計画の認定等)          第三十五条の三 提出産業高度化・事業革新促進計画に定められた産業高度化・事業革新促進地域の区域内において製造業等又は産業高度化・事業革新促進事業を営む者は、産業高度化・事業革新措置(製造業等の産業高度化若しくは事業革新に必要な施設の整備その他の措置又は産業高度化・事業革新促進事業に必要な施設の整備その他の措置をいう。以下この条及び次条において同じ。)の実施に関する計画(以下この条において「産業高度化・事業革新措置実施計画」という。)を作成し、当該産業高度化・事業革新措置実施計画が適当である旨の沖縄県知事の認定を申請することができる。</p> <p>2～7 (略)</p> <p>○沖縄振興基本方針(平成24年5月11日 内閣総理大臣決定)</p>
--	---

		<p>II 沖縄の振興の意義及び方向          2 沖縄振興の方向          (1) 沖縄の優位性を生かした民間主導の自立型経済の発展          アジア地域との地理的近接性、亜熱帯という自然的特性等の沖縄の優位性を生かした産業振興を戦略的に進めていく。          特に、成長するアジア地域の活力を取り込み、観光・リゾート産業、情報通信関連産業に加えて国際物流拠点産業等を新しいリーディング産業として確立していくことにより、沖縄の自立を図るとともに、我が国の成長戦略と軌を一にして、我が国やアジア・太平洋地域の発展にも寄与していく。</p> <p>III 沖縄の振興に関する基本的な事項          1 観光、情報通信産業、農林水産業その他の産業の振興に関する基本的な事項          (4) 産業イノベーションの推進          沖縄は、広大な海域と豊富な亜熱帯性生物等の地域資源を有するとともに、世界最高水準の教育・研究機関も立地しており、付加価値の高い製品開発や新たな事業を創出する高いポテンシャルを有している。          沖縄のポテンシャルを活用した産業イノベーションを推進し、沖縄の幅広いものづくり産業の基盤となる製造業等の振興を図り、沖縄の地域資源を活用した新事業の創出、企業の商品開発力・技術力の向上等を目指す。</p>
<p>②</p>	<p>政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>【政策】11 沖縄政策の推進          【施策】① 沖縄政策に関する施策の推進</p>
<p>③</p>	<p>達成目標及びその実現による寄与</p>	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》          平成33年度          ・税を活用した企業数 92社          ・税を活用した設備投資額 360億円</p>
		<p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>本特例措置を通じて、企業の開発力・生産技術の向上や新事業創出等に資する設備投資を誘発するとともに、減税による余力を更なる設備投資や研究開発に活用していくことで、企業のイノベーションが次のイノベーションを呼び、より高付加価値な製品等の創出につながる。          また、製造業だけでなく、デザイン業や計量証明業などものづくり産業を支える、いわゆるサポーティング産業においても、活発な設備投資を促すことで、製造業の高度化や新たな事業創出を促進していく。          このように、製造業やサポーティング産業の設備投資を通じて、イノベーションを活性化していくことで、県内のものづくり産業の基盤となる製造業等の振興を図っていく。</p>
<p>9</p>	<p>有効性等</p>	<p>① 適用数等          1. 税制優遇措置の適用状況          国税及び地方税の特例措置の適用状況</p>

(単位:件、百万円)					
		H24年度	H25年度	H26年度	H27年度
投資税額控除(法人税)	適用件数	6	25	31	18
	適用額	201	561	354	357
特別償却(法人税)	適用件数	2	5	4	7
	適用額	29	146	86	106
法人住民税	適用件数	—	—	—	—
	適用額	40	103	65	—
個人住民税	適用件数	—	—	—	—
	適用額	—	—	—	—
事業税	適用件数	—	—	—	—
	適用額	4	12	8	—
事業所税	適用件数	0	0	0	—
	適用額	0	0	0	—

※国税については、平成24年度から平成26年度は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省)。  
 ※地方税(法人住民税・個人住民税・事業税の自動連動分)については、平成24年度から平成26年度は「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」(総務省)。  
 ※地方税(事業所税)及び平成27年度の国税の適用状況については、沖縄県庁実施の企業アンケート調査。  
 ※事業税については、課税標準が所得金額であることから、投資税額控除とは連動しない。  
 ※事業税に地方法人特別税を含んでいる。  
 ※事業所税については那覇市のみ措置。  
 ※算定できないものについては、「—」と記載。

○今後の適用見込み  
 今後は、国税については平年度は投資税額控除 約7.6億円、特別償却 約2.1億円の適用額を見込む。(上記達成目標実現等の仮定のもとでの試算。)

税目ごとの適用見込みの推移 (百万円)

		H28	H29	H30	H31	H32	H33	
国税	投資税額控除(法人税)	件数	34	40	47	55	64	75
		適用額	495	581	681	796	926	1,086
	特別償却(法人税)	件数	8	9	10	12	14	17
		適用額	144	161	178	212	246	306
	法人税計	減収額	34	38	41	49	57	71
地方税	法人住民税	件数	42	49	57	67	78	92
		適用額	68	80	93	109	126	149
	事業税	件数	8	9	10	12	14	17
		適用額	10	11	12	14	16	21
	減収額	減収額	529	619	722	845	983	1,157

※ 法人住民税については、法人税減収額に住民税率(12.9%)を乗じて算出した。  
 ※ 事業税については、特別償却の適用額に事業税率(6.7%)を乗じて算出した。

② 減収額

○平成24年度以降の減収額の実績 (百万円)

	H24	H25	H26	H27
投資税額控除(法人税)	201	561	354	357
特別償却(法人税)	7	37	22	25

	40	103	65	
法人住民税	40	103	65	
個人住民税	—	—	—	
事業税	4	12	8	
事業所税	0	0	0	

※国税については、平成24年度から平成26年度は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省)における活用実績に基づいて試算。平成27年度は、沖縄県庁実施の企業アンケート調査結果における活用実績に基づいて試算。(特別償却については法人税率(H24~26は25.5%、H27は23.9%)を乗じて算出。)

※地方税(法人住民税・事業税)については、平成24年度から平成26年度は、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」(総務省)に基づいて試算。また、平成27年度は適用状況が公表されておらず算定できないため、「—」と記載。

※事業税については、課税標準が所得金額であることから、投資税額控除とは連動しない。  
 ※事業税に地方法人特別税を含んでいる。  
 ※事業所税については那覇市のみ措置。  
 ※地方税(個人住民税)については、適用状況が公表されておらず算定できないため「—」で記載。  
 ※地方税(事業所税)の減収額については、沖縄県庁実施のアンケート調査結果における適用額を記載。

○今後の減収見込み額  
 今後は、国税については平年度で約8億円の減収額を見込む。(上記達成目標実現等の仮定のもとでの試算。)

税目ごとの減収見込み額の推移 (百万円)

		H28	H29	H30	H31	H32	H33
国税	投資税額控除(法人税)	495	581	681	796	926	1,086
	特別償却(法人税)	34	38	41	49	57	71
	法人税計	529	619	722	845	983	1,157
地方税	法人住民税	68	80	93	109	126	149
	事業税	10	11	12	14	16	21

※ 法人住民税については、法人税減収額に住民税率(12.9%)を乗じて算出した。  
 ※ 事業税については、特別償却の適用額に事業税率(6.7%)を乗じて算出した。

③	効果・税 取減是 認効果	《効果》																				
		1. 達成目標の実現状況																				
		税の活用企業数(実績) (単位:件)																				
		<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>投資税額控除</td> <td>6</td> <td>25</td> <td>31</td> <td>18</td> </tr> <tr> <td>特別償却</td> <td>2</td> <td>5</td> <td>4</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>8</td> <td>30</td> <td>35</td> <td>25</td> </tr> </tbody> </table>		H24	H25	H26	H27	投資税額控除	6	25	31	18	特別償却	2	5	4	7	合計	8	30	35	25
			H24	H25	H26	H27																
		投資税額控除	6	25	31	18																
		特別償却	2	5	4	7																
		合計	8	30	35	25																
		※ 税制上の優遇措置を活用した企業の実績。																				
		※ 平成24年度から平成26年度までは、租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書から引用。平成27年度については、沖縄県による認定企業へのアンケート調査結果から引用。																				
税を活用した設備投資額 (単位:百万円)																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機械装置等</td> <td>4,625</td> <td>9,617</td> <td>12,974</td> <td>7,118</td> </tr> <tr> <td>建物等</td> <td>521</td> <td>1,511</td> <td>1,599</td> <td>2,375</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>5,146</td> <td>11,128</td> <td>14,573</td> <td>9,493</td> </tr> </tbody> </table>		H24	H25	H26	H27	機械装置等	4,625	9,617	12,974	7,118	建物等	521	1,511	1,599	2,375	合計	5,146	11,128	14,573	9,493		
	H24	H25	H26	H27																		
機械装置等	4,625	9,617	12,974	7,118																		
建物等	521	1,511	1,599	2,375																		
合計	5,146	11,128	14,573	9,493																		
※ 税制上の優遇措置を活用した設備投資額の実績。特別償却を活用した設備投資については、沖縄県の認定企業へのアンケート調査結果から把握した特別償却額に特別償却率(機械装置等34%、建物等20%)を割り戻して算出。																						
<p>平成24年度に産業高度化・事業革新促進制度を創設し、当該年度は税制の活用状況が8社、設備投資約50億円にとどまったが、制度の実施体制の整備や周知効果等もあって平成25年度以降は順調に活用されている。具体的には、本特例措置を活用して、平成25年から平成27年まで、年平均約117億円の産業高度化・事業創出に向けた設備投資が行われた。</p> <p>同時取得要件を撤廃した場合の効果： 製造業等において、クリーンルームをはじめとする精緻に環境管理ができる設備など、高度な建物附属設備を整備することが、企業が高付加価値な製品やサービスの創出するために重要となってきた。 沖縄県においても、ものづくり産業の高付加価値化を促進するためには、製造業やバイオ関連企業等においてクリーンルームを新たに導入する場合等、既存の施設を高度化してイノベーションの促進を図る企業を後押ししていくことが肝要。 そのため、現行の対象設備に加えて、建物附属設備を建物とは別に取得する場合についても、税制措置を通じて支援することで、企業の設備投資を活性化し、産業の高度化や事業創出に寄与する。</p> <p>(平成28年度以降の見込み)</p> <p>活用企業数及び設備投資額の見込み (単位:社数、百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>H31</th> <th>H32</th> <th>H33</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>企業数</td> <td>42</td> <td>49</td> <td>57</td> <td>67</td> <td>78</td> <td>92</td> </tr> <tr> <td>設備投資額</td> <td>16,424</td> <td>19,161</td> <td>22,290</td> <td>26,200</td> <td>30,501</td> <td>35,976</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 企業数については、本制度を活用して設備投資を実施する推定企業数。 ※ 設備投資額については、当該活用企業における想定設備投資額。平成25年度から平成27年度までの1活用企業あたりの平均設備投資額をもとに、1企業あたり3.9億円設備投資を実施すると仮定。</p>		H28	H29	H30	H31	H32	H33	企業数	42	49	57	67	78	92	設備投資額	16,424	19,161	22,290	26,200	30,501	35,976	
	H28	H29	H30	H31	H32	H33																
企業数	42	49	57	67	78	92																
設備投資額	16,424	19,161	22,290	26,200	30,501	35,976																

		2. 所期の目標の実現状況										
		<p>沖縄21世紀ビジョン実施計画では、沖縄県の製造品出荷額(石油製品を除く)を、目標年度である平成33年度に5,600億円とすることを掲げており、前回の要望時には当該金額を目標として設定していた。</p> <p>平成26年度の工業統計調査実績では、沖縄県における製造品出荷額(石油製品を除く)は4,147億円であり、H24年3,707億円、H25年3,972億円と増加しており、微増ながら順調に推移している。</p>										
		3. 所期の目標の変更について										
		<p>前回の事前評価時での点検結果では、「本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標は、経済情勢等、他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するかが明らかでなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定するか、又は、あらかじめ他の外部要因の影響度等を明らかにする必要がある。」という指摘を受けたため、新たに測定指標を設定し直したところである。</p>										
		4. 租税特別措置等による波及効果										
		<p>本制度の活用を通じて、上述のとおり平成25年から平成27年までに年平均約117億円の設備投資が新たに実施され、当該設備投資によって、企業の開発力・生産技術の向上や新事業開発に寄与し、沖縄県内のものづくり産業の高度化・高付加価値化に貢献した。</p> <p>具体的には、沖縄県の製造業における従業員一人当たりの製造業出荷額は平成24年15.8百万円から平成26年には17.2百万円に増加し、県内のものづくり産業の生産性が向上したことが確認できる。</p> <p>しかしながら、一人当たりの製造業出荷額は、全国平均の約4割にとどまっており、今後とも税制を通じて、企業のイノベーションに資する設備投資を促進し、生産性を更に向上していくことが求められる。</p>										
		<参考:生産性の推移>										
		従業員一人当たりの製造業出荷額(石油石炭製造業を除く)										
		(百万円)										
		<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成24年</th> <th>平成25年</th> <th>平成26年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>沖縄</td> <td>15.8</td> <td>16.8</td> <td>17.2</td> </tr> <tr> <td>全国</td> <td>36.7</td> <td>37.2</td> <td>38.8</td> </tr> </tbody> </table> <p>(平成26年)全国の生産性に対する沖縄の生産性割合: 44.3%</p> <p>※従業員4人以上の事業所における統計。 ※「工業統計調査」(経済産業省)のデータに基づいて内閣府で計算。</p>		平成24年	平成25年	平成26年	沖縄	15.8	16.8	17.2	全国	36.7
	平成24年	平成25年	平成26年									
沖縄	15.8	16.8	17.2									
全国	36.7	37.2	38.8									
5. 制度が延長できない場合の影響												
<p>沖縄県の製造業は、本土経済圏から遠隔地に位置し、島嶼経済特有の輸送コストの高さや市場規模の狭さ等の不利性により、全国と比較して振興が立ち遅れている。具体的には、沖縄県の製造業出荷額は順調に伸びているものの、平成25年の実質県内総生産に製造業の占める割合は5.2%で、全国平均の20.9%と比べると大きくかい離がみられる。また、上述のとおり沖縄県内の製造業の生産性は全国の4割程度にとどまっており、ものづくり産業の育成・振興のためには、生産性の向上が急務であると考えられる。</p> <p>そのため、今後、沖縄の製造業が脆弱な産業構造を是正し、自立型経済の構</p>												

		<p>策に向けた競争力のあるものづくり産業を振興するためには、製造業とそのサポート産業において、製品開発力や事業創出等に資する設備投資をより一層活性化するとともに、当該設備投資を通じて生産性を向上していくことが肝要。</p> <p>本特例措置が拡充・延長なされない場合は、沖縄県の製造業やサポート産業における設備投資に対するインセンティブ措置が失われ、企業の投資意欲が削がれることで、企業が開発力・技術力の向上や新たな事業創出に向けた投資が停滞することにつながる。こうした設備投資の停滞は、生産性の減少やイノベーションの後退につながり、沖縄県のものづくり産業の基盤となる製造業等の振興が阻害されることとなる。</p>
		<p>《税収減を是認するような効果の有無》</p> <p>本特例は、企業が開発力・生産技術の向上や地域資源を生かした新事業の創出に向けた工場の設立や高度な機械装置の導入等に対する設備投資を実施するインセンティブ措置として作用している。具体的には、平成 25 年度から平成 27 年度までの間に、税を活用して年平均 117 億円の設備投資が実施されている。</p> <p>企業が税をインセンティブに設備投資を実施し、またその減税による余力を更なる設備投資や研究開発に活用することで、イノベーションの促進や新たな事業創出につながり、ひいては、県内のものづくり産業の基盤となる製造業等の振興に寄与している。</p>
10	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>本特例措置は、沖縄県のものづくり産業の基盤となる製造業等の振興を図るために、産業高度化又は事業革新に資する事業を対象としており、投資を促進するものである。</p> <p>また、対象業種の事業者のうち、税の活用之际には、設備投資内容が開発力・技術力の向上に資するの等設備投資内容や規模について事前に県の認定を受ける必要があるため、無差別に特例が適用されることがなく、自助努力により利益を上げ、更なる成長を求めて高度な設備投資を行うような企業に支援対象を限定している。</p> <p>加えて、補助金は、自己資金による設備投資ではないということに起因する過剰投資や無駄遣い等のモラルハザードを生じる可能性がある。</p> <p>そのため、相対的に考えて、本特例措置は、必要最小限で的確な措置となっている。</p>
		<p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>沖縄県では、本制度のほか、一括交付金等を活用して、産学連携の共同研究、人材育成や開発支援事業等を行い、沖縄のものづくり産業の高度化を支援している。</p> <p>そのため、本制度を通じて、企業が自助努力により利益をあげ、更なる成長を求めて高度な設備投資を行うことを後押しするとともに、県の研究開発や人材育成事業等を通じて、沖縄県の高度なものづくり産業の土台となる「知」の向上を図り、相乗的にものづくり産業の育成・高度化を支援している。</p>

	③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>本制度は沖縄県からの要望も踏まえて拡充要望するものであり、国税に自動連動等する地方税の軽減はあるものの、本制度の達成目標を実現することは、沖縄県が策定した沖縄振興計画の目標達成にも寄与するため、沖縄県が協力する相当性がある。</p>
11	有識者の見解	—
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成 25 年 8 月(内閣 22)



平成 28 年 8 月  
内 閣 府

## 産業高度化・事業革新促進地域における減収額・適用見込み(試算)

○産業高度化・事業革新促進地域における租税特別措置について 5 年間延長した場合の減収見込みについて、下記の通り試算。

### 1. 適用実績

(単位:件、百万円)

項 目	投資税額控除		特別償却			減収額 合計
	件数	適用額 (減収額)	件数	適用額	減収額	
26 年度	31	354	4	86	22	376
27 年度	18	357	7	106	25	382
合計	49	711	11	192	47	758
年平均	25	355	6	96	24	379
1 件あたりの 適用額	15		17			

※平成 26 年度は租税特別措置の適用実態調査結果、平成 27 年度は沖縄県のアンケート調査に基づく。

※法人税率については、平成 26 年度は 25.5%、平成 27 年度は 23.9%として試算。

### 2. 計画認定企業数

(単位:件、%)

項 目	H25 年度	H26 年度	H27 年度	合計	
				3 年	直近 2 年
企業数	36	42	49	127	91
増加数	13	6	7	26	13
増加率	56.5%	16.7%	16.7%	25.7%	16.7%

※沖縄県のアンケート調査に基づく。

### 3. 平成 28 年度以降の見込み

#### (1) 現行制度分

仮定①:1 年度あたり、計画認定企業が 16.7%(過去 2 年間の増加率)増加する。

※ 平成 24 年度については、計画認定制度の初年度であり、計画認定企業数が少なく、平成 25 年度の増加率が高いことから平成 26 年度以降の 2 年間の増加率を採用する。

仮定②:適用実績から、計画認定企業が投資税額控除を適用する割合は 53.8%とする。

※ 投資税額控除件数 49 件 ÷ 計画認定企業数 91 件 = 53.8%

仮定③:適用実績から、投資税額控除 1 件当たりの控除額は 15 百万円とする。

※ 投資税額控除額 759 百万円 ÷ 投資税額控除件数 49 件 = 15 百万円

仮定④:適用実績から、計画認定企業が特別償却を適用する割合は 12.1%とする。

※ 特別償却件数 11 件 ÷ 計画認定企業数 91 件 = 12.1%

仮定⑤:適用実績から、特別償却 1 件当たりの控除額は 17 百万円とする。

※ 特別償却額 192 百万円 ÷ 特別償却件数 11 件 = 17 百万円

○以上の仮定に基づき、各年度の減収額・適用見込みを試算。

(単位:件、百万円)

年度	認定企 業数	投資税額控除		特別償却			減収額 見込み (③+⑥)
	① 件数	② 件数 (①×53.8%)	③ 適用額 (減収額) (③×15)	④ 件数 (③×12.1%)	⑤ 適用額 (④×17)	⑥ 減収額 (⑤×税率)	
平成 28	57	31	465	7	119	28	493
平成 29	67	36	540	8	136	32	572
平成 30	78	42	630	9	153	35	665
平成 31	91	49	735	11	187	43	778
平成 32	106	57	855	13	221	51	906
平成 33	124	67	1,005	15	255	59	1,064
合計	523	282	4,230	63	1,071	248	4,478
平年度	87	47	705	11	179	41	746

※法人税率については 29 年度までは 23.4%、30 年度以降は 23.2%として試算。

#### (2) 拡充分

仮定①:計画認定企業の 18.3%が建物に投資する。

※ 沖縄県が認定企業に対して行ったアンケート調査では、71 社中 13 社(18.3%)が建物に投資をしている。

仮定②:附属設備のみに投資する企業は建物に投資する企業の 42.9%とする。

※ 沖縄県において、新築と増築の比率は 7:3(建築着工統計(27 年度・国土交通省))であったことから、建物に投資した企業の 42.9%が附属設備に投資すると仮定。

仮定③:当該投資における 1 件当たりの投資額は 127 百万円とする。

※ 沖縄県が認定企業に対して行ったアンケート調査では、建物及びその附属設備に対する平均投資額は 253 百万円であり、沖縄県の新築と増築の投資金額比が 2:1(建築着工統計(平成 27 年度・国土交通省))であることから、1 件当たりの投資額は 127 百万円とする。

仮定④:当該投資の内、81.7%が投資税額控除を適用し、18.3%が特別償却を適用する。

※ 投資税額控除適用件数 49 件と特別償却適用件数 11 件を比率で案分すると投資税額控除 81.7%、特別償却 18.3%となる。

○以上の仮定に基づき、各年度の**拡充分の減収額・適用見込み**を試算。

(単位:件、百万円)

年度	認定企業数	建物に投資した企業	増加企業数		投資税額控除			特別償却				減収額見込み (③+⑥)
	① 件数	② 件数 (①×18.3%)	③ 件数 (②×42.9%)	④ 件数 (③×81.7%)	⑤ 投資額 (④×127)	⑥ 適用額 (⑤×8%)	⑦ 件数 (③×18.3%)	⑧ 投資額 (⑦×127)	⑨ 適用額 (⑧×20%)	⑩ 減収額 (⑨×税率)		
平成28	57	10	4	3	381	30	1	127	25	6	36	
平成29	67	12	5	4	508	41	1	127	25	6	47	
平成30	78	14	6	5	635	51	1	127	25	6	57	
平成31	91	17	7	6	762	61	1	127	25	6	67	
平成32	106	19	8	7	889	71	1	127	25	6	77	
平成33	124	23	10	8	1,016	81	2	254	51	12	93	
合計	523	95	40	33	4,191	335	7	889	176	42	377	
平年度	<u>87</u>	<u>16</u>	<u>9</u>	<u>6</u>	<u>699</u>	<u>56</u>	<u>2</u>	<u>148</u>	<u>29</u>	<u>7</u>	<u>63</u>	

※法人税率については29年度までは23.4%、30年度以降は23.2%として試算。

○従って、要望書における「平年度の減収見込み額」は、上記の「63百万円」と試算。

(3) 合計

年度	推計企業数	投資税額控除		特別償却			減収額見込
		件数	適用額	件数	適用額	減収見込額	
平成28	61	34	495	8	144	34	529
平成29	72	40	581	9	161	38	619
平成30	84	47	681	10	178	41	722
平成31	98	55	796	12	212	49	845
平成32	114	64	926	14	246	57	983
平成33	134	75	1,086	17	306	71	1,157
合計	563	315	4,565	70	1,247	290	4,855
平年度	<u>94</u>	<u>53</u>	<u>761</u>	<u>12</u>	<u>208</u>	<u>48</u>	<u>809</u>



点検結果表

(行政機関名：内閣府)

制度名	沖縄の国際物流拠点産業集積地域における課税の特例の延長
税目	法人税、所得税、関税、法人住民税、事業税、個人住民税、事業所税
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長

① 達成目標

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【内閣府の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

② 過去の適用数等

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【内閣府の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

③ 僅少・偏りの状況

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 租特透明化法に基づき把握される過去の適用額（法人税）18百万円（平成26年度の所得控除）及び5百万円（平成26年度の投資税額控除）は、前回（平成25年度）評価時の将来推計53百万円及び17百万円の5割以下であるにもかかわらず、また、過去の適用数（法人税）2件（平成26年度の所得控除）、3件（平成26年度の投資税額控除）及び0件（平成26年度の特別償却）は、10件未満であるにもかかわらず、想定外に僅少でないことについて説明されていない。
【内閣府の補足説明】	評価書に記載のとおり、企業の事業活動が軌道に乗るまでに一定期間要すること等を踏まえると、適用実績が僅少であるものの想定外に僅少ではないことは十分説明されているものと思量。
【点検結果】	① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

④ 将来の適用数等

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 将来の適用数及び適用額が税目ごとに予測されていない。 ② 将来の適用額について、「平年度で所得控除37百万円、投資税額控除で21百万円の適用を見込む」と説明されているが、「国際物流拠点産業集積地域における減収額・適用見込み（試算）」では、平年度の所得控除の適用額は160百万円を見込んでおり、説明に誤りがある。
-------------------------	--

【内閣府の補足説明】	① 事前評価書を修正する。 ② ご指摘の通り、評価書には所得控除に係る減収額を記載しており、適用額を記載していなかったため、適用額を記載するよう修正する。
【点検結果】	① 評価書の修正によっても、将来の適用数及び適用額（所得税、個人住民税及び事業所税）が予測されておらず、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。 ② 評価書の修正により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

⑤ 過去の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 過去の減収額が税目ごとに把握されていない。
【内閣府の補足説明】	事前評価書を修正する。
【点検結果】	① 評価書の修正によっても、過去の減収額（所得税及び個人住民税並びに平成27年度の法人住民税及び事業税）が把握されておらず、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

⑥ 将来の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 将来の減収額が税目ごとに予測されていない。
【内閣府の補足説明】	事前評価書を修正する。
【点検結果】	① 評価書の修正によっても、将来の減収額（所得税、個人住民税及び事業所税）が予測されておらず、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

⑦ 過去の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 過去の効果（平成27年度の雇用者数）が把握されていない。 ② 過去の効果について、経済情勢等、他の要因の影響を除く租税特別措置等の直接的な効果が把握されていない。 ③ 達成目標（平成33年度における雇用者数の増加870人）に対する効果の寄与について、平成24年度から26年度までの法人税（特別償却）及び事業所税の適用数は0件であることから、本特例措置によって達成目標が達成されることが明らかにされていない。
【内閣府の補足説明】	① 平成27年度の税制を活用した企業の雇用者数は把握していないため、直近の数値を記載した。 ② 本雇用者数は、税を呼び水に特区内に進出したのち実際に活用した企業において、新たに生じた雇用者数であり、本制度による直接的な効果として妥当であると考えられる。 ③ 本制度では特別償却や事業所税のほか、所得控除や投資税額控除等の特例措置を講じている。こうした特例措置の全体的な活用見込みを勘案すると、本制度を通じて達成目標が達成されることが考えられる。
【点検結果】	①・③ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。 ② 補足説明によれば、新たに生じた雇用者数が本制度による直接的な効果であると説明

されているが、本特例措置の適用を受ける全ての企業が税を呼び水に特区内に進出したとする理由が明らかにされていないため、分析・説明の内容が不十分であると思われる点を課題とする。

点検項目③、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨及び⑩に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

(注)【内閣府の補足説明】欄には、内閣府から送付された文書を引用している。

#### ⑧ 将来の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の効果について、平成31年度における雇用者数696人等と説明されているが、経済情勢等、他の要因の影響を除く租税特別措置等の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていない。</p> <p>② 達成目標(平成33年度における雇用者数の増加870人)に対する効果の寄与について、「本制度が延長できない場合、今後沖縄への立地を検討している企業の投資意欲を削いでしまいかねず、結果として企業進出の低迷や撤退、及び雇用機会の喪失につながる」と説明されているが、法人税(特別償却)及び事業所税については今後も適用が見込まれていないことから、本特例措置によって達成目標が達成されることが明らかにされていない。</p>
<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>① 本雇用者数は、税を呼び水に特区内に進出したのち実際に活用する企業において、新たに生じる雇用者数であり、本制度による直接的な効果として妥当であると考えられる。</p> <p>② 特別償却は、所得控除、投資税額控除との選択適用であり、活用する企業の選択によっては今後適用の可能性があること、また、事業所税は適用の前提となる課税対象が那覇市の床面積1,000㎡超の事業所であり、企業の状況によっては適用の可能性があることから、個別の措置のみによってその効果を図れない。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明によれば、新たに生じる雇用者数は本制度による直接的な効果であると説明されているが、本特例措置の適用を受ける全ての企業が税を呼び水に特区内に進出する理由が明らかにされていないため、分析・説明の内容が不十分であると思われる点を課題とする。</p> <p>② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

#### ⑨ 過去の税収減是認効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑤過去の減収額及び⑦過去の効果に分析・説明の内容が不十分であると思われる点がある。</p>
<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>⑤・⑦のとおり、御指摘の課題は解消されたものと思量。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

#### ⑩ 将来の税収減是認効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑥将来の減収額及び⑧将来の効果に分析・説明の内容が不十分であると思われる点がある。</p>
<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>⑥・⑧のとおり、御指摘の課題は解消されたものと思量。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	沖縄の国際物流拠点産業集積地域における課税の特例の延長
2	対象税目	(法人税:義、所得税、関税:外)(国税17) (法人住民税、事業税:義、個人住民税、事業所税:外)(地方税14) 【新設・拡充 <b>〔延長〕</b> 】
3	租税特別措置等の内容	<p>《内容》</p> <p>1. 国税((1)~(3)は選択制)</p> <p>(1) 投資税額控除(法人税)</p> <p>ア 国際物流拠点産業集積地域の区域内において国際物流拠点産業の用に供する設備を新・増設した青色申告法人は、当該設備の取得価額に次の割合を乗じた金額から法人税額から控除</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建物及び建物附属設備等の取得価額の合計額が1,000万円を超えるもの8%、</li> <li>・機械及び装置の合計額が100万円を超えるもの15%</li> </ul> <p>イ 法人税額の20%限度(繰越税額控除4年)、取得価額の上限20億円</p> <p>ウ 対象となる建物附属設備等は、建物と同時取得したものに限られる</p> <p>(2) 特別償却(法人税、所得税)</p> <p>ア 1,000万円を超える建物等25%、100万円を超える機械及び装置50%</p> <p>イ 取得価額の上限額20億円、建物附属設備は建物本体と同時に取得する場合に限定</p> <p>(3) 所得控除</p> <p>ア 国際物流拠点産業集積地域の区域内において、特別事業認定を受けた法人の特定国際物流拠点事業に係る法人所得について、40%に相当する金額を損金の額に算入(特別事業認定法人で、法人設立後10年間)</p> <p>2. 地方税</p> <p>(1) 法人住民税、個人住民税、事業税</p> <p>上記の法人税及び所得税負担の軽減と同様の効果を適用する(自動連動)。</p> <p>(2) 事業所税</p> <p>那覇市で新設された国際物流拠点産業の用に供する施設について、新設の日から5年間に限り、事業所税の資産割の標準課税を2分の1控除する。</p> <p>3. 延長要望</p> <p>適用期限(平成29年3月31日)を5年間延長する。</p>

		<p>《関係条項》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・沖縄振興特別措置法 第48条、第49条</li> <li>・租税特別措置法 第12条、第42条の9、第45条、第60条、第68条の13、第68条の27、第68条の63</li> <li>・租税特別措置法施行令 第6条の3、第27条の9、第28条の9、第36条、第39条の43、第39条の56、第39条の90</li> <li>・租税特別措置法施行規則 第5条の14、第20条の4、第20条の16、第21条の18、第22条の26、第22条の37、第22条の61</li> <li>・地方税法 第6条、附則第33条</li> <li>・地方税法施行令 附則第16条の2の8</li> </ul>
4	担当部局	内閣府 政策統括官(沖縄政策担当)付 産業振興担当参事官室
5	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:平成28年8月 分析対象期間:平成24年度~33年度
6	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<ul style="list-style-type: none"> <li>○平成10年度</li> <li>・自由貿易地域 拡充</li> <li>・特別自由貿易地域 創設</li> <li>○平成14年度</li> <li>・自由貿易地域・特別自由貿易地域 延長</li> <li>○平成19年度</li> <li>・自由貿易地域・特別自由貿易地域 延長</li> <li>○平成24年度</li> <li>・国際物流拠点産業集積地域 創設</li> <li>・自由貿易地域・特別自由貿易地域 廃止</li> <li>○平成26年度</li> <li>・国際物流拠点産業集積地域 拡充(対象業種の追加等)</li> </ul>
7	適用又は延長期間	5年間(平成29年度~平成33年度)
8	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>急成長するアジアの中心に位置する沖縄にとって、地理的優位性を活かすことが可能な国際物流拠点産業は、新たなリーディング産業として大きなポテンシャルを有している。</p> <p>このため、高付加価値型のものづくり企業やリペアセンター等の国際物流拠点産業の集積を図ることで、沖縄における産業及び貿易を振興し、もって沖縄における民間主導の自立型経済の構築を目指す。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)において沖縄の自立的発展に資するとともに沖縄の豊かな住民生活の実現に寄与することとされ、同法に基づく沖縄振興基本方針(平成24年5月11日内閣総理大臣決定)において、成長するアジア地域の活力を取り込み、国際物流拠点産業等を新しいリーディング産業として確立していくことにより沖縄の自立を図るとともに、我が国やアジア・太平洋地域の発展にも寄与していくこととしている。</p>

	<p>○沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号) (目的) 第一条 この法律は、沖縄の置かれた特殊な諸事情に鑑み、沖縄振興基本方針を策定し、及びこれに基づき策定された沖縄振興計画に基づく事業を推進する等特別の措置を講ずることにより、沖縄の自主性を尊重しつつその総合的かつ計画的な振興を図り、もって沖縄の自立的発展に資するとともに、沖縄の豊かな住民生活の実現に寄与することを目的とする。</p> <p>(定義) 第三条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 十一 国際物流拠点産業 国際物流拠点(国際的な貨物流通の拠点として機能する港湾又は空港をいう。以下同じ。)において積み込み又は取卸しがされる物資の流通に係る事業、当該事業の用に供される施設の設置又は運営を行う事業その他の国際物流拠点を中核とした集積が形成され、かつ、当該集積の形成が貿易の振興に寄与すると見込まれる事業であって政令で定めるものをいう。</p> <p>(国際物流拠点産業集積地域の指定) 第四十一条 沖縄県知事は、国際物流拠点産業の集積を図るための計画(以下「国際物流拠点産業集積計画」という。)を定めることができる。 2 国際物流拠点産業集積計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。 一 計画期間 二 関税法第二条第一項第十一号に規定する開港又は同項第十二号に規定する税関空港であって、相当量の貨物を取り扱うものに隣接し、又は近接している地域であり、かつ、国際物流拠点産業の用に供する土地の確保が容易である地域であって、国際物流拠点産業の集積を図ることが沖縄における産業及び貿易の振興に資するため必要とされる地域(以下「国際物流拠点産業集積地域」という。)の区域 三 国際物流拠点産業の集積を図るため沖縄県が国際物流拠点産業集積地域において実施しようとする施設の整備その他の措置の内容 3～8項(略)</p> <p>(国際物流拠点産業集積地域における事業の認定) 第四十三条 提出国際物流拠点産業集積計画に定められた国際物流拠点産業集積地域の区域内において次に掲げる事業を行おうとする者であって政令で定める要件に該当する者は、当該事業をこれらの区域内で行うことが適当である旨の主務大臣の認定を受けることができる。 2～5項(略)</p> <p>○沖縄振興基本方針(平成24年5月11日 内閣総理大臣決定) II 沖縄の振興の意義及び方向 2 沖縄振興の方向 (1) 沖縄の優位性を生かした民間主導の自立型経済の発展 アジア地域との地理的近接性、亜熱帯という自然的特性等の沖縄の優位性を生かした産業振興を戦略的に進めていく。 特に、成長するアジア地域の活力を取り込み、観光・リゾート産業、情報通信関連産業に加えて国際物流拠点産業等を新しいリーディング産業として確立していくことにより、沖縄の自立を図るとともに、我が国の成長戦略と軌を一にして、</p>
--	---

		<p>我が国やアジア・太平洋地域の発展にも寄与していく。</p> <p>III 沖縄の振興に関する基本的な事項 1 観光、情報通信産業、農林水産業その他の産業の振興に関する基本的な事項 (3) 国際物流拠点産業 那覇空港においては国際貨物ハブ化が推進されており、那覇港、中城湾港も含めた沖縄の国際物流拠点を通じ、アジア各都市との間で原材料や部品の機動的な調達、迅速な製品等の供給が可能となっている。 こうした国際物流拠点を活用する電気・電子機器や医薬品・健康食品等を製造する高付加価値型のものづくり企業や、eコマース、リペアセンター等の新たな高機能型の物流企業といった臨空・臨港型産業(国際物流拠点産業)の集積を積極的に図るとともに、海外市場等へのビジネス展開支援、空港と港との効率的な連携(シー&amp;エア)の推進、関連するインフラの整備等を目指す。</p> <p>② 政策体系における政策目的的位置付け 【政策】11 沖縄政策の推進 【施策】① 沖縄政策に関する施策の推進</p> <p>③ 達成目標及びその実現による寄与 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 平成33年度 進出後に税制を活用した企業数 30社 上述の企業進出に伴う雇用者数の増加 870人</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 国際物流拠点産業集積地域については、那覇空港や那覇港の物流機能向上及び国際貨物便の充実に加え、本税制が後押しをすることで、アジア市場を視野に入れた県外企業の進出が着実に進み、雇用も増加している。具体的には、半導体製造や流量計製造等の高付加価値の製造業、精密機器等のパーツセンターなど、沖縄の貨物ハブ機能を活かした企業の進出が続いており、那覇空港の平成27年現在の国際貨物取扱量は、成田、関空、羽田に次ぐ国内第4位となっているところ。 今後は、平成29年度に航空機整備基地、平成31年度末に那覇空港第2滑走路の供用開始が予定されており、更にアジア市場への近接性が高まることから、アジア展開を目的に沖縄への投資を検討している企業を本税制優遇により後押しすることで、効果的に企業誘致を推進することができる。 また、進出した企業が工場や機械装置の導入において税制を活用することで、減税による余力を事業規模拡大や従業員数の増加にあてることが可能となり、沖縄県内の製造業の高付加価値化、ひいては民間主導の自立型経済の構築に寄与するものである。</p>
--	--	---

9	有効性等	①	適用数等	<p>1. 税制優遇措置の適用状況                      国税及び地方税の特例措置の適用状況</p> <p>(過去4年間の実績)</p> <p style="text-align: right;">(単位:件、百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">項目</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">国税</td> <td>所得控除(法人)</td> <td>適用件数 1</td> <td>0</td> <td>2</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td></td> <td>適用額 16</td> <td>0</td> <td>18</td> <td>41</td> </tr> <tr> <td>投資税額控除(法人)</td> <td>適用件数 1</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td></td> <td>適用額 12</td> <td>13</td> <td>5</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>特別償却(法人)</td> <td>適用件数 0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td></td> <td>適用額 0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">地方税</td> <td>法人住民税</td> <td>適用件数 -</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td></td> <td>適用額 3</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>個人住民税</td> <td>適用件数 -</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td></td> <td>適用額 -</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>事業税</td> <td>適用件数 -</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td></td> <td>適用額 1</td> <td>0</td> <td>2</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td></td> <td>適用件数 0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>適用額 0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> <p>※国税については、平成24年度から平成26年度は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省)。                  ※地方税(法人住民税・事業税の自動連動分)については、平成24年度から平成26年度は「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」(総務省)。                  ※地方税(事業所税)及び平成27年度の国税の適用状況については、沖縄県庁実施の企業アンケート調査。                  ※事業税については、課税標準が所得金額であることから、投資税額控除とは連動しない。                  ※事業税に地方法人特別税を含んでいる。                  ※事業所税については那覇市のみの措置。                  ※算定できないものについては「-」と記載。</p> <p>適用実績が僅少な理由                  税制優遇を呼び水とした特区内への企業誘致は着実に進んでおり、那覇地区及びうるま・沖縄地区における平成24・25年度の2年間の進出企業数は合計14社であったが、平成26年度の税制改正による要件緩和を受け、平成26・27年度の2年間の進出企業数は合計29社となり、新たに2社が所得控除に係る特別事業認定を受けている。                  しかしながら、中小企業白書2014において「投資時点から初めて単月で黒字化するまでには平均でおよそ3年近くかかっている」とあるように、企業の黒字化には一定期間を要する等により、これまでの適用実績は上表のとおりとなっている。                  今後は、これら進出企業の新たな投資や特別事業認定取得による税制活用を見込むとともに、引き続きセミナー等の開催による更なる企業誘致や税理士及び企業の個別訪問等によるきめ細かい制度周知に努め、一層の活用を図ってきたい。</p>	項目		H24	H25	H26	H27	国税	所得控除(法人)	適用件数 1	0	2	2		適用額 16	0	18	41	投資税額控除(法人)	適用件数 1	2	3	1		適用額 12	13	5	1	特別償却(法人)	適用件数 0	0	0	0		適用額 0	0	0	0	地方税	法人住民税	適用件数 -	-	-	-		適用額 3	2	2	-	個人住民税	適用件数 -	-	-	-		適用額 -	-	-	-	事業税	適用件数 -	-	-	-		適用額 1	0	2	-		適用件数 0	0	0	0			適用額 0	0	0	0																																					
				項目		H24	H25	H26	H27																																																																																																															
国税	所得控除(法人)	適用件数 1	0	2	2																																																																																																																			
		適用額 16	0	18	41																																																																																																																			
	投資税額控除(法人)	適用件数 1	2	3	1																																																																																																																			
		適用額 12	13	5	1																																																																																																																			
	特別償却(法人)	適用件数 0	0	0	0																																																																																																																			
		適用額 0	0	0	0																																																																																																																			
地方税	法人住民税	適用件数 -	-	-	-																																																																																																																			
		適用額 3	2	2	-																																																																																																																			
	個人住民税	適用件数 -	-	-	-																																																																																																																			
		適用額 -	-	-	-																																																																																																																			
	事業税	適用件数 -	-	-	-																																																																																																																			
		適用額 1	0	2	-																																																																																																																			
	適用件数 0	0	0	0																																																																																																																				
		適用額 0	0	0	0																																																																																																																			
②	減収額	<p>2. 適用数の将来予測                      今後は、国税については平年度で所得控除160百万円、投資税額控除で21百万円の適用を見込む。(上記達成目標実現等の仮定のもとでの試算。)</p> <p>税目ごとの適用数の推移 (件、百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">項目</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>H31</th> <th>H32</th> <th>H33</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">国税</td> <td>所得控除(法人)</td> <td>件数 4</td> <td>8</td> <td>10</td> <td>12</td> <td>15</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td></td> <td>適用額 60</td> <td>120</td> <td>150</td> <td>180</td> <td>225</td> <td>225</td> </tr> <tr> <td>投資税額控除(法人)</td> <td>件数 4</td> <td>8</td> <td>10</td> <td>12</td> <td>15</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td></td> <td>適用額 8</td> <td>16</td> <td>20</td> <td>24</td> <td>30</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>法人税計</td> <td>減収額 22</td> <td>45</td> <td>54</td> <td>65</td> <td>82</td> <td>82</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">地方税</td> <td>法人住民税</td> <td>件数 8</td> <td>16</td> <td>20</td> <td>24</td> <td>30</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td></td> <td>適用額 3</td> <td>6</td> <td>7</td> <td>8</td> <td>11</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>事業税</td> <td>件数 4</td> <td>8</td> <td>10</td> <td>12</td> <td>15</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td></td> <td>適用額 4</td> <td>8</td> <td>10</td> <td>12</td> <td>15</td> <td>15</td> </tr> </tbody> </table> <p>※法人住民税については、法人税減収額に住民税率(12.9%)を乗じて算出した。                  ※事業税については、所得控除の適用額に事業税率(6.7%)を乗じて算出した。</p> <p>○ 減収額実績(過去4年間)                      (単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所得控除(法人)</td> <td>4</td> <td>0</td> <td>5</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>投資税額控除(法人)</td> <td>12</td> <td>13</td> <td>5</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>特別償却(法人)</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>特別償却(所得)</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>法人住民税</td> <td>3</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>個人住民税</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>事業税</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>2</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>事業所税</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> <p>※国税については、平成24年度から平成26年度は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省)、平成27年度は沖縄県庁実施の企業アンケート調査より試算。                  ※地方税(法人住民税・事業税)については、平成24年度から平成26年度は「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」(総務省)に基づいて試算。また、平成27年度は適用状況が公表されておらず算定できないため、「-」と記載。                  ※地方税(個人住民税)については、適用状況が公表されておらず算定できないため、「-」と記載。                  ※地方税(事業所税)の減収額については、沖縄県庁実施のアンケート調査結果における適用額を記載。                  ※事業税については、課税標準が所得金額であることから、投資税額控除とは連動しない。また、事業税に地方法人特別税を含んでいる。                  ※事業所税については那覇市のみの措置。</p> <p>○ 今後の減収見込み額                      今後は、国税については、平年度58百万円程度の減収額を見込む(上記達成目標の実現等の仮定の下での試算)。                      税目ごとの減収見込み額の推移 (百万円)</p>	項目		H28	H29	H30	H31	H32	H33	国税	所得控除(法人)	件数 4	8	10	12	15	15		適用額 60	120	150	180	225	225	投資税額控除(法人)	件数 4	8	10	12	15	15		適用額 8	16	20	24	30	30	法人税計	減収額 22	45	54	65	82	82	地方税	法人住民税	件数 8	16	20	24	30	30		適用額 3	6	7	8	11	11	事業税	件数 4	8	10	12	15	15		適用額 4	8	10	12	15	15		H24	H25	H26	H27	所得控除(法人)	4	0	5	10	投資税額控除(法人)	12	13	5	1	特別償却(法人)	0	0	0	0	特別償却(所得)	-	-	-	-	法人住民税	3	2	2	-	個人住民税	-	-	-	-	事業税	1	0	2	-	事業所税	0	0	0	0
項目		H28	H29	H30	H31	H32	H33																																																																																																																	
国税	所得控除(法人)	件数 4	8	10	12	15	15																																																																																																																	
		適用額 60	120	150	180	225	225																																																																																																																	
	投資税額控除(法人)	件数 4	8	10	12	15	15																																																																																																																	
		適用額 8	16	20	24	30	30																																																																																																																	
	法人税計	減収額 22	45	54	65	82	82																																																																																																																	
	地方税	法人住民税	件数 8	16	20	24	30	30																																																																																																																
		適用額 3	6	7	8	11	11																																																																																																																	
事業税		件数 4	8	10	12	15	15																																																																																																																	
		適用額 4	8	10	12	15	15																																																																																																																	
	H24	H25	H26	H27																																																																																																																				
所得控除(法人)	4	0	5	10																																																																																																																				
投資税額控除(法人)	12	13	5	1																																																																																																																				
特別償却(法人)	0	0	0	0																																																																																																																				
特別償却(所得)	-	-	-	-																																																																																																																				
法人住民税	3	2	2	-																																																																																																																				
個人住民税	-	-	-	-																																																																																																																				
事業税	1	0	2	-																																																																																																																				
事業所税	0	0	0	0																																																																																																																				

9	有効性等	①	適用数等	<p>1. 税制優遇措置の適用状況                      国税及び地方税の特例措置の適用状況</p> <p>(過去4年間の実績)</p> <p style="text-align: right;">(単位:件、百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">項目</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">国税</td> <td>所得控除(法人)</td> <td>適用件数 1</td> <td>0</td> <td>2</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td></td> <td>適用額 16</td> <td>0</td> <td>18</td> <td>41</td> </tr> <tr> <td>投資税額控除(法人)</td> <td>適用件数 1</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td></td> <td>適用額 12</td> <td>13</td> <td>5</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>特別償却(法人)</td> <td>適用件数 0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td></td> <td>適用額 0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">地方税</td> <td>法人住民税</td> <td>適用件数 -</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td></td> <td>適用額 3</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>個人住民税</td> <td>適用件数 -</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td></td> <td>適用額 -</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>事業税</td> <td>適用件数 -</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td></td> <td>適用額 1</td> <td>0</td> <td>2</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td></td> <td>適用件数 0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>適用額 0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> <p>※国税については、平成24年度から平成26年度は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省)。                  ※地方税(法人住民税・事業税の自動連動分)については、平成24年度から平成26年度は「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」(総務省)。                  ※地方税(事業所税)及び平成27年度の国税の適用状況については、沖縄県庁実施の企業アンケート調査。                  ※事業税については、課税標準が所得金額であることから、投資税額控除とは連動しない。                  ※事業税に地方法人特別税を含んでいる。                  ※事業所税については那覇市のみの措置。                  ※算定できないものについては「-」と記載。</p> <p>適用実績が僅少な理由                  税制優遇を呼び水とした特区内への企業誘致は着実に進んでおり、那覇地区及びうるま・沖縄地区における平成24・25年度の2年間の進出企業数は合計14社であったが、平成26年度の税制改正による要件緩和を受け、平成26・27年度の2年間の進出企業数は合計29社となり、新たに2社が所得控除に係る特別事業認定を受けている。                  しかしながら、中小企業白書2014において「投資時点から初めて単月で黒字化するまでには平均でおよそ3年近くかかっている」とあるように、企業の黒字化には一定期間を要する等により、これまでの適用実績は上表のとおりとなっている。                  今後は、これら進出企業の新たな投資や特別事業認定取得による税制活用を見込むとともに、引き続きセミナー等の開催による更なる企業誘致や税理士及び企業の個別訪問等によるきめ細かい制度周知に努め、一層の活用を図ってきたい。</p>	項目		H24	H25	H26	H27	国税	所得控除(法人)	適用件数 1	0	2	2		適用額 16	0	18	41	投資税額控除(法人)	適用件数 1	2	3	1		適用額 12	13	5	1	特別償却(法人)	適用件数 0	0	0	0		適用額 0	0	0	0	地方税	法人住民税	適用件数 -	-	-	-		適用額 3	2	2	-	個人住民税	適用件数 -	-	-	-		適用額 -	-	-	-	事業税	適用件数 -	-	-	-		適用額 1	0	2	-		適用件数 0	0	0	0			適用額 0	0	0	0																																					
				項目		H24	H25	H26	H27																																																																																																															
国税	所得控除(法人)	適用件数 1	0	2	2																																																																																																																			
		適用額 16	0	18	41																																																																																																																			
	投資税額控除(法人)	適用件数 1	2	3	1																																																																																																																			
		適用額 12	13	5	1																																																																																																																			
	特別償却(法人)	適用件数 0	0	0	0																																																																																																																			
		適用額 0	0	0	0																																																																																																																			
地方税	法人住民税	適用件数 -	-	-	-																																																																																																																			
		適用額 3	2	2	-																																																																																																																			
	個人住民税	適用件数 -	-	-	-																																																																																																																			
		適用額 -	-	-	-																																																																																																																			
	事業税	適用件数 -	-	-	-																																																																																																																			
		適用額 1	0	2	-																																																																																																																			
	適用件数 0	0	0	0																																																																																																																				
		適用額 0	0	0	0																																																																																																																			
②	減収額	<p>2. 適用数の将来予測                      今後は、国税については平年度で所得控除160百万円、投資税額控除で21百万円の適用を見込む。(上記達成目標実現等の仮定のもとでの試算。)</p> <p>税目ごとの適用数の推移 (件、百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">項目</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>H31</th> <th>H32</th> <th>H33</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">国税</td> <td>所得控除(法人)</td> <td>件数 4</td> <td>8</td> <td>10</td> <td>12</td> <td>15</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td></td> <td>適用額 60</td> <td>120</td> <td>150</td> <td>180</td> <td>225</td> <td>225</td> </tr> <tr> <td>投資税額控除(法人)</td> <td>件数 4</td> <td>8</td> <td>10</td> <td>12</td> <td>15</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td></td> <td>適用額 8</td> <td>16</td> <td>20</td> <td>24</td> <td>30</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>法人税計</td> <td>減収額 22</td> <td>45</td> <td>54</td> <td>65</td> <td>82</td> <td>82</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">地方税</td> <td>法人住民税</td> <td>件数 8</td> <td>16</td> <td>20</td> <td>24</td> <td>30</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td></td> <td>適用額 3</td> <td>6</td> <td>7</td> <td>8</td> <td>11</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>事業税</td> <td>件数 4</td> <td>8</td> <td>10</td> <td>12</td> <td>15</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td></td> <td>適用額 4</td> <td>8</td> <td>10</td> <td>12</td> <td>15</td> <td>15</td> </tr> </tbody> </table> <p>※法人住民税については、法人税減収額に住民税率(12.9%)を乗じて算出した。                  ※事業税については、所得控除の適用額に事業税率(6.7%)を乗じて算出した。</p> <p>○ 減収額実績(過去4年間)                      (単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所得控除(法人)</td> <td>4</td> <td>0</td> <td>5</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>投資税額控除(法人)</td> <td>12</td> <td>13</td> <td>5</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>特別償却(法人)</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>特別償却(所得)</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>法人住民税</td> <td>3</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>個人住民税</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>事業税</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>2</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>事業所税</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> <p>※国税については、平成24年度から平成26年度は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省)、平成27年度は沖縄県庁実施の企業アンケート調査より試算。                  ※地方税(法人住民税・事業税)については、平成24年度から平成26年度は「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」(総務省)に基づいて試算。また、平成27年度は適用状況が公表されておらず算定できないため、「-」と記載。                  ※地方税(個人住民税)については、適用状況が公表されておらず算定できないため、「-」と記載。                  ※地方税(事業所税)の減収額については、沖縄県庁実施のアンケート調査結果における適用額を記載。                  ※事業税については、課税標準が所得金額であることから、投資税額控除とは連動しない。また、事業税に地方法人特別税を含んでいる。                  ※事業所税については那覇市のみの措置。</p> <p>○ 今後の減収見込み額                      今後は、国税については、平年度58百万円程度の減収額を見込む(上記達成目標の実現等の仮定の下での試算)。                      税目ごとの減収見込み額の推移 (百万円)</p>	項目		H28	H29	H30	H31	H32	H33	国税	所得控除(法人)	件数 4	8	10	12	15	15		適用額 60	120	150	180	225	225	投資税額控除(法人)	件数 4	8	10	12	15	15		適用額 8	16	20	24	30	30	法人税計	減収額 22	45	54	65	82	82	地方税	法人住民税	件数 8	16	20	24	30	30		適用額 3	6	7	8	11	11	事業税	件数 4	8	10	12	15	15		適用額 4	8	10	12	15	15		H24	H25	H26	H27	所得控除(法人)	4	0	5	10	投資税額控除(法人)	12	13	5	1	特別償却(法人)	0	0	0	0	特別償却(所得)	-	-	-	-	法人住民税	3	2	2	-	個人住民税	-	-	-	-	事業税	1	0	2	-	事業所税	0	0	0	0
項目		H28	H29	H30	H31	H32	H33																																																																																																																	
国税	所得控除(法人)	件数 4	8	10	12	15	15																																																																																																																	
		適用額 60	120	150	180	225	225																																																																																																																	
	投資税額控除(法人)	件数 4	8	10	12	15	15																																																																																																																	
		適用額 8	16	20	24	30	30																																																																																																																	
	法人税計	減収額 22	45	54	65	82	82																																																																																																																	
	地方税	法人住民税	件数 8	16	20	24	30	30																																																																																																																
		適用額 3	6	7	8	11	11																																																																																																																	
事業税		件数 4	8	10	12	15	15																																																																																																																	
		適用額 4	8	10	12	15	15																																																																																																																	
	H24	H25	H26	H27																																																																																																																				
所得控除(法人)	4	0	5	10																																																																																																																				
投資税額控除(法人)	12	13	5	1																																																																																																																				
特別償却(法人)	0	0	0	0																																																																																																																				
特別償却(所得)	-	-	-	-																																																																																																																				
法人住民税	3	2	2	-																																																																																																																				
個人住民税	-	-	-	-																																																																																																																				
事業税	1	0	2	-																																																																																																																				
事業所税	0	0	0	0																																																																																																																				



		H28	H29	H30	H31	H32	H33
国 税	所得控除(法人)	14	29	34	41	52	52
	投資税額控除(法人)	8	16	20	24	30	30
	法人税計	22	45	54	65	82	82
地 方 税	法人住民税	3	6	7	8	11	11
	事業税	4	8	10	12	15	15

※法人住民税については、法人税適用額に住民税率(12.9%)を乗じて算出した。  
※事業税については、所得控除の適用額に事業税率(6.7%)を乗じて算出した。

③ 効果・税収減是認効果

《効果》

1. 達成目標の実現状況

・平成24年度から平成27年度までに進出後に税制を活用した企業数 12社  
(単位:社)

	H24	H25	H26	H27
活用企業数	2	2	5	3

※平成24年度から平成26年度は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省)、平成27年度は沖縄県庁実施の企業アンケート調査。

・上記企業の雇用者数 175名  
※沖縄県調べ(平成28年7月末現在)  
※上記の活用企業延べ12社のうち、各年度の重複分を除いた6社の雇用者数合計。

推計による今年度以降の見込みは以下のとおり。

	H28	H29	H30	H31	H32	H33
企業数	8	16	20	24	30	30
雇用者数	232	464	580	696	870	870

※「企業数」は、進出後に税制を活用した企業数。  
※「雇用者数」は「進出後に税制を活用した企業」により新たに雇用された者の人数。  
平成24年度から平成27年度までの実績を勘案し、1企業当たり29名の雇用と仮定する(175名/6社)。

2. 所期の目標の実現状況

前回要望時には、平成33年度までに①国際物流拠点産業の新規立地企業数(累計)を260社とし、②国際物流拠点産業の雇用者数を5,400人とすることを目標として掲げていたところ、現状は表2のとおりとなっており、鈍足ではあるが目標達成に向けて着実に進んでいる。

(各年度の立地企業数及び雇用者数)  
(単位:社、人)

	H24	H25	H26	H27
立地企業数	50	53	60	73
雇用者数	721	892	862	992

※上記企業数及び雇用者数は、成果指標を設定した当初に本税制の対象地区となっていた旧那覇地区及び旧うるま地区に限定した数値。

なお、前回事前評価時の点検結果において、「本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標は、経済情勢等、他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するかが明らかでなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定するか、又は、あらかじめ他の外部要因の影響度等を明らかにする必要がある。」という指摘を受けたため、今般、8-③のとおり達成目標を変更した。

3. 制度が延長できない場合の影響

本制度は沖縄への投資を検討している企業を後押しし、また進出後の企業の自助努力による早期安定化及び規模拡大を促すものである。

沖縄県が毎年度東京・大阪で実施している「企業誘致セミナー」の平成27年度の企業アンケート結果によれば、沖縄の投資環境の魅力として本税制を挙げた企業の割合は全体の48.0%となっており(参考1)、企業にとって一定のインセンティブとなっていることが推察される。具体的には、平成26年度の本税制の改正(要件緩和等)以降、年度毎の企業増加率は改正前の2倍以上に増加しており、これに伴い県内からの搬出額も増加しているところ(参考2)。

本制度が延長できない場合、今後沖縄への立地を検討している企業の投資意欲を削いでしまいかねず、結果として企業進出の低迷や撤退、及び雇用機会の喪失につながる事となる。そのため、本制度を継続することで引き続き企業誘致を推進するとともに、企業の自助努力による規模拡大を促すことで、沖縄における民間主導の自立型経済の構築を図っていきたい。

(参考1:企業誘致セミナーでのアンケート結果)  
「沖縄県の投資環境で魅力を感じた点は何か(複数回答可)」との問いに対する各参加企業の回答割合。(回答者数は271社。)  
(単位:%)

項目	H27
特区制度による税の優遇制度等	48.0
地理的特性	47.6
人材育成や物流コスト等に対する支援	30.3
国際航空物流ネットワーク	28.0
沖縄県の自然環境、生活環境	24.0
人材の豊富さ	22.1
リスク分散	12.9
賃貸工場等の施設	10.0
その他	4.8

※複数回答可のため、各項目の割合は「回答数/回答者数」で算出。

(参考2:立地企業の搬出額推移)  
(単位:百万円)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
立地企業数	50	53	60	73
(増加企業数)	3	3	7	13
(増加率)	6.4%	6.0%	13.2%	21.7%
搬出額	9,780	11,589	12,176	13,785

※上記企業数は、成果指標を設定した当初に本税制の対象地区となっていた旧那覇地区及び旧うるま地区に限定した件数。搬出額は当該地区の実績。

			<p>《税収減を是認するような効果の有無》</p> <p>本制度は、高付加価値型のものづくり企業や物流企業等の沖縄への進出を促進し、当該企業の事業拡大を通じて、沖縄における国際物流拠点産業の発展や雇用の創出に寄与している。具体的には、本特例措置を活用した企業進出等に伴って、これまで約 175 人の雇用を生んでいるところ。</p> <p>そのため、沖縄県の労働生産性を踏まえると、当該雇用によって県内の総生産を約 10.6 億円押し上げる経済効果が生じたものと試算され、本制度による 11 百万円の税収減を是認する効果があったものと考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・税活用企業による雇用者数: 175 人</li> <li>・沖縄県の労働生産性: 6,057,565 円</li> </ul> <p>一県内総生産の押し上げ効果: 約 10.6 億円</p> <p>※労働生産性は、就業者一人当たりの生産額(名目県内総生産/県内就業者数) (「県民経済計算」(内閣府)より試算)</p> <p>また、雇用効果や設備投資等による経済波及効果のほか、本制度をインセンティブとして沖縄県内への企業進出も活性化しており、本特例措置は沖縄県の国際物流拠点産業の集積の観点から減収は認にたる効果のある施策と考えられる。</p>
10	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>本特例措置は、国際物流拠点産業集積地域内に新たに立地し、又は新たに投資をした企業を対象にしており、投資を促進するものである。</p> <p>また、地域指定・事業認定等のスキームを通じて、産業及び貿易の振興、自立型経済の構築等に資すると判断される場合に限定して措置を講じており、また、自助努力により利益を上げ、更なる成長を求めて設備投資を行うように企業に支援対象を限定している。</p> <p>なお、補助金は、自己資金による設備投資ではないということに起因する過剰投資や無駄遣い等のモラルハザードを生じる可能性があり、また、事業者による建物の取得などの個人の資産形成に資するものにはなじまない。</p> <p>そのため、相対的に考えて、本特例措置は、必要最小限で的確な措置となっている。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>沖縄県では、本制度のほか、一括交付金等の補助金もあるが、補助金では、人材育成や地理的不利性の解消への支援を行っており、また、本制度では、事業者による建物等の取得による設備投資等への支援を行うことで、役割分担をしている。</p>

	③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>本制度は沖縄県からの要望も踏まえて延長要望するものであり、国税に自動連動する地方税等の軽減はあるものの、本制度の達成目標を実現することは、沖縄県が策定した沖縄振興計画の目標達成にも寄与するため、沖縄県が協力する相当性がある。</p>
11	有識者の見解	—
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成 25 年 8 月(内閣 19)

平成 28 年 8 月  
内 閣 府

国際物流拠点産業集積地域における減収額・適用見込み(試算)

○国際物流拠点産業集積地域における租税特別措置について 5 年間延長した場合の減収見込みについて、下記の通り試算。

1. 適用実績

(単位:件、百万円)

項 目	所得控除			投資税額控除		特別償却			減収額合計
	件数	適用額	減収額	件数	適用額(減収額)	件数	適用額	減収額	
26 年度	2	18	5	3	5	0	0	0	10
27 年度	2	41	10	1	1	0	0	0	11
合計	4	59	15	4	6	0	0	0	21
年平均	2	30	8	2	2	0	0	0	10
1 件あたりの適用額	15			2		0			

※平成 26 年度は租税特別措置の適用実態調査結果、平成 27 年度は沖縄県のアンケート調査に基づく。

※法人税率については、平成 26 年度は 25.5%、平成 27 年度は 23.9%として試算。

2. 立地企業数

(単位:件、%)

地域	項 目	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	合計
旧地域	企業数	47	50	53	60	73	283
	増加数	7	3	3	7	13	33
	増加率	17.5%	6.4%	6.0%	13.2%	21.7%	13.2%
H26 拡大地域	企業数	-	-	-	-	375	375

※沖縄県のアンケート調査に基づく。

3. 平成 28 年度以降の見込み

(1) 旧地域

仮定①: 1 年度あたり、立地企業が 13.2%(過去 5 年間の増加率)増加する。

仮定②: 適用実績から立地企業が所得控除を適用する割合は 3.0%とする。

※ 所得控除件数 4 件 ÷ 立地企業件数 133 件 = 3.0%

仮定③: 適用実績から、所得控除 1 件当たりの適用額は 15 百万円とする。

※ 所得控除額 59 百万円 ÷ 所得控除件数 4 件 = 15 百万円

仮定④: 適用実績から、立地企業が投資税額控除を適用する割合は 3.0%とする。

※ 投資税額控除件数 4 件 ÷ 立地企業数 133 件 = 3.0%

仮定⑤: 適用実績から、投資税額控除 1 件当たりの適用額は 2 百万円とする。

※ 投資税額控除額 6 百万円 ÷ 投資税額控除件数 4 件 = 2 百万円

○以上の仮定に基づき、旧地域の各年度の減収額・適用見込みを試算。

(単位:件、百万円)

年度	推計企業数	所得控除			投資税額控除		減収額見込み(④+⑥)
	① 件数	② 件数 (①×3.0%)	③ 適用額 (②×15)	④ 減収額 (③×税率)	⑤ 件数 (①×3.0%)	⑥ 適用額 (減収額) (⑤×2)	
平成 28	76	2	30	7	2	4	11
平成 29	86	3	45	11	3	6	17
平成 30	97	3	45	10	3	6	16
平成 31	110	3	45	10	3	6	16
平成 32	125	4	60	14	4	8	22
平成 33	142	4	60	14	4	8	22
合計		19	285	66	19	38	104
平年度		3	48	11	3	6	17

※法人税率については 29 年度までは 23.4%、30 年度以降は 23.2%として試算。

(2) 拡大地域

仮定①: 立地企業は変動しない。

※ 工業統計調査(経済産業省)によれば拡大地域(5市)の製造業等事業所数は前年度比で平成 25 年度△5.2%、平成 26 年△3.8%と減少傾向であるが、税制による今後の企業誘致効果を加味し、企業数の変動はないものとする。

仮定②: 拡大地域における各措置の適用は平成 28 年度から 5 年間で旧地域と同水準となるよう逡増する。

※ 拡大地域については周知が不十分であることから、旧地域と同水準とするまでに相応の時間を要する。

仮定③: 適用実績から立地企業が所得控除を適用する割合は 3.0%とする。

※ 所得控除件数 4 件 ÷ 立地企業件数 133 件 = 3.0%

仮定④: 適用実績から、所得控除 1 件当たりの適用額は 15 百万円とする。

※ 所得控除額 59 百万円 ÷ 所得控除件数 4 件 = 15 百万円

仮定⑤: 適用実績から、立地企業が投資税額控除を適用する割合は 3.0%とする。

※ 投資税額控除件数 4 件 ÷ 立地企業数 133 件 = 3.0%

仮定⑥: 適用実績から、投資税額控除 1 件当たりの適用額は 2 百万円とする。

※ 投資税額控除額 6 百万円 ÷ 投資税額控除件数 4 件 = 2 百万円

○以上の仮定に基づき、**拡大地域**の各年度の減収額・適用見込みを試算。

(単位:件、百万円)

年度	推計 企業数		所得控除			投資税額控除		減収額 見込み (④+⑥)
	① 件数	② 割合	③ 件数 (①×3.0% ×②)	④ 適用額 (③×15)	⑤ 減収額 (④×税率)	⑥ 件数 (①×3.0% ×②)	⑦ 適用額 (減収額) (⑥×2)	
平成28	375	20%	2	30	7	2	4	11
平成29	375	40%	5	75	18	5	10	28
平成30	375	60%	7	105	24	7	14	38
平成31	375	80%	9	135	31	9	18	49
平成32	375	100%	11	165	38	11	22	60
平成33	375	100%	11	165	38	11	22	60
合計			45	675	156	45	90	246
平年度			<b>8</b>	<b>113</b>	<b>26</b>	<b>8</b>	<b>15</b>	<b>41</b>

※法人税率については29年度までは23.4%、30年度以降は23.2%として試算。

(3) 合計

(単位:件、百万円)

年度	推計 企業数		所得控除		投資税額控除		減収額 見込み (④+⑥)
	① 件数	② 件数	③ 適用額	④ 減収額	⑤ 件数	⑥ 適用額 (減収額)	
平成28	451	4	60	14	4	8	22
平成29	461	8	120	29	8	16	45
平成30	472	10	150	34	10	20	54
平成31	485	12	180	41	12	24	65
平成32	500	15	225	52	15	30	82
平成33	517	15	225	52	15	30	82
合計		64	960	222	64	128	350
平年度		<b>11</b>	<b>160</b>	<b>37</b>	<b>11</b>	<b>21</b>	<b>58</b>

※法人税率については29年度までは23.4%、30年度以降は23.2%として試算。



点検結果表

(行政機関名：内閣府)

制度名	沖縄の情報通信産業特別地区・地域における課税の特例の延長
税 目	法人税、法人住民税、事業税、事業所税
区 分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長

① 達成目標

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【内閣府の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

② 過去の適用数等

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 過去の適用額（平成26年度の事業所税）について、地方税法に基づき把握される情報を用いて把握されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。
【内閣府の補足説明】	沖縄県庁が事業所税を管轄している那覇市に適用件数及び適用額を聴取した結果を記載したもの。
【点検結果】	① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

③ 僅少・偏りの状況

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 租特透明化法に基づき把握される過去の適用数（法人税）0件（平成26年度の所得控除）は、10件未満であるにもかかわらず、想定外に僅少でないことについて説明されていない。
【内閣府の補足説明】	本制度は、限定された地域に立地する情報通信関連産業に限定して租税特別措置等を適用するものであるため、自ずとその対象地域・企業等は限定されることになる。そのため、当該制度趣旨を踏まえると、活用件数は想定外に僅少という御指摘には当たらないものと思慮。
【点検結果】	① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

④ 将来の適用数等

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 将来の適用数及び適用額が税目ごとに予測されていない。
【内閣府の補足説明】	事前評価書を修正する。
【点検結果】	① 評価書の修正によっても、将来の適用数（事業所税）が予測されておらず、分析・説

明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

⑤ 過去の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 過去の減収額が税目ごとに把握されていない。 ② 過去の減収額（平成25年度）について、算定根拠（算定に用いた数値、計算式及びその根拠）が明らかにされていない。
【内閣府の補足説明】	事前評価書を修正する。
【点検結果】	① 評価書の修正により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、過去の減収額（事業所税）について、地方税法に基づき把握される適用額を用いて把握されていないため、この点を課題とする。 ② 評価書の修正により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

⑥ 将来の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 将来の減収額が税目ごとに予測されていない。
【内閣府の補足説明】	事前評価書を修正する。
【点検結果】	① 評価書の修正によっても、将来の減収額（事業所税）が予測されておらず、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

⑦ 過去の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 過去の効果（平成27年度）が把握されていない。 ② 過去の効果について、「これまでの活用企業による雇用者数5,929人」と説明されているが、経済情勢等、他の要因の影響を除く租税特別措置等の直接的な効果が把握されていない。
【内閣府の補足説明】	① 平成27年度の税制を活用した企業の雇用者数は把握していないため、直近の数値を記載した。 ② 本雇用者数は、税を呼び水に特区内に進出したのち実際に活用した企業において、新たに生じた雇用者数であり、本制度による直接的な効果として妥当であると考えられる。
【点検結果】	① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。 ② 補足説明によれば、新たに生じた雇用者数が本制度による直接的な効果であると説明されているが、本特例措置の適用を受ける全ての企業が税を呼び水に特区内に進出したとする理由が明らかにされていないため、分析・説明の内容が不十分であると思われる点を課題とする。

⑧ 将来の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 将来の効果について、平成31年度における雇用者数11,435人等と説明されているが、経済情勢等、他の要因の影響を除く租税特別措置等の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていない。
【内閣府の補足説明】	

① 本雇用者数は、税を呼び水に特区内に進出したのち実際に活用する企業において、新たに生じる雇用者数であり、本制度による直接的な効果として妥当であると考えられる。
【点検結果】
① 補足説明によれば、新たに生じる雇用者数は本制度による直接的な効果であると説明されているが、本特例措置の適用を受ける全ての企業が税を呼び水に特区内に進出するとする理由が明らかにされていないため、分析・説明の内容が不十分であると思われる点を課題とする。

⑨ 過去の税収減是認効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 過去の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑤過去の減収額及び⑦過去の効果に分析・説明の内容が不十分であると思われる点がある。
【内閣府の補足説明】
⑤・⑦のとおり、御指摘の課題は解消されたものと思量。
【点検結果】
① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

⑩ 将来の税収減是認効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 将来の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑥将来の減収額及び⑧将来の効果に分析・説明の内容が不十分であると思われる点がある。
【内閣府の補足説明】
⑥・⑧のとおり、御指摘の課題は解消されたものと思量。
【点検結果】
① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

点検項目②、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨及び⑩に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

(注) 【内閣府の補足説明】欄には、内閣府から送付された文書を引用している。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	沖縄の情報通信産業特別地区・地域における課税の特例の延長
2	対象税目	(法人税:義)(国税18) (法人住民税、事業税:義、事業所税:外)(地方税15) 【新設・拡充・延長】
3	租税特別措置等の内容	<p>《内容》</p> <p>(1) 国税</p> <p>(情報通信産業振興地域)</p> <p>ア 投資税額控除(法人税)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象地域内において情報通信業務用設備を新・増設した青色申告法人は、当該設備の取得価額に次の割合を乗じた金額を法人税額から控除</li> <li>(7) 建物及び建物附属設備等の取得価額の合計額が 1,000 万円を超えるもの 8%</li> <li>(4) 機械・装置、特定の器具・備品の取得価額の合計額が 100 万円を超えるもの 15%</li> <li>・法人税額の 20%が上限額(繰越4年)、取得価額の上限額 20 億円</li> <li>・建物附属設備は建物本体と同時に取得する場合に限定</li> </ul> <p>(情報通信産業特別地区)</p> <p>イ 所得控除(法人税)(※情報通信産業振興地域に係る投資税額控除との選択制度)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報通信産業特別地区内で営む特定情報通信事業から得られた法人所得について、40%に相当する金額を損金の額に算入(事業認定法人で、法人設立後 10 年間)</li> </ul> <p>(2) 地方税</p> <p>(情報通信産業振興地域)</p> <p>ア 法人住民税及び事業税</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・上記の法人税負担の軽減と同様の効果を適用する(自動連動)。</li> </ul> <p>イ 事業所税</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・那覇市内において 1,000 万円を超える情報通信業務に供する機械等及び 1億円を超える建物等を新・増設した法人は、当該事業に係る事業所税のうち資産割の課税標準の対象床面積のうち、1/2に相当する面積を5年間控除</li> </ul> <p>(3) 上記の適用期限(平成 29 年3月 31 日)を5年間延長する。</p> <p>《関係条項》</p> <p>沖縄振興特別措置法 第 31 条、第 32 条 租税特別措置法 第 42 条の 9、第 60 条、第 68 条の 13、第 68 条の 63</p>

		<p>租税特別措置施行令 第 27 条の 9、第 36 条、第 39 条の 43、第 39 条の 90                  租税特別措置法施行規則 第 20 条の 4、第 21 条の 18、第 22 条の 26、第 22 条の 61                  地方税法 附則第 33 条                  地方税法施行令 附則第 16 条の 2 の 8</p>
4	担当部局	内閣府 政策統括官(沖縄政策担当)付 産業振興担当参事官室
5	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:平成 28 年 8 月 分析対象期間:平成 24 年度～33 年度
6	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<p>平成 10 年                  ・情報通信産業振興地域の創設                  平成 14 年                  ・5年間延長                  ・情報通信産業特別地区の創設                  平成 19 年                  ・5年間延長                  ・情報通信産業特別地区における認定法人の所得控除等の延長及び拡充(常時従業員数要件 20 名以上を 10 名以上へ緩和)                  平成 24 年                  ・5年間延長                  ・情報通信産業特別地区の対象地区にうるま地区(うるま市)を追加。                  ・特定情報通信事業に、バックアップセンター、セキュリティデータセンターを追加 等                  平成 26 年                  ・地域、地区指定及び事業認定に係る権限の県知事への移譲                  ・事業認定に係る常時従業員数要件の緩和(10 人→5 人)                  ・特定情報通信事業に、情報通信機器相互接続検証事業を追加                  ・投資税額控除の下限取得価額の引き下げ                  (機械・装置、特定の器具・備品 1,000 万円超→100 万円超)</p>
7	適用又は延長期間	5年間(平成 29 年度～平成 33 年度)
8	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》                  スマートフォンやタブレット端末等に代表される情報通信端末の急速な進展やスマート家電等の普及により、今後、世界的に、国際競争力のある商品の開発や検証事業等の情報通信産業の伸びが見込まれている。                  このため、沖縄においても、情報通信産業の一層の高付加価値化や情報通信機器の相互接続の検証事業を行う企業等の集積等を進めることにより、沖縄における情報通信産業の発展や雇用の創出等を図り、もって沖縄における自立型経済の発展を目指す。</p> <p>《政策目的の根拠》                  ○ 沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)                  (目的)                  第一条 この法律は、沖縄の置かれた特殊な諸事情に鑑み、沖縄振興基本方針を策定し、及びこれに基づき策定された沖縄振興計画に基づく事業を推進する等特別の措置を講ずることにより、沖縄の自主性を尊重しつつその</p>

		<p>総合的かつ計画的な振興を図り、もって沖縄の自立的発展に資するとともに、沖縄の豊かな住民生活の実現に寄与することを目的とする。</p> <p>(定義)                  第三条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。                  六 情報通信産業 情報記録物(新聞、書籍等の印刷物を除く。)の製造業、電気通信業、映画、放送番組その他影像又は音声その他の音響により構成される作品であつて録画され、又は録音されるものの制作の事業、放送業(有線放送業を含む。)、ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業及びインターネット付随サービス業(インターネットを利用した通信又は情報の処理若しくは提供に関する事業活動であつて政令で定めるものを行う業種をいう。)をいう。                  七 特定情報通信事業 情報通信産業に属する事業のうち、情報の電磁的流通(符号、音響、影像その他の情報の電磁的方式による発信、伝送又は受信をいう。)の円滑化に資する事業、情報処理の高度化を支援する事業その他の企業等の経営の能率及び生産性の向上を図る事業であつて、その事業を実施する企業の立地を図ることが情報通信産業の集積を特に促進するものとして政令で定めるものをいう。                  八 情報通信技術利用事業 情報通信産業以外の業種に属する事業者が情報通信の技術を利用する方法により商品又は役務に関する情報の提供を行う事業その他の政令で定める事業をいう。</p> <p>(情報通信産業振興計画の作成等)                  第二十八条 沖縄県知事は、情報通信産業の振興を図るための計画(以下「情報通信産業振興計画」という。)を定めることができる。                  2 情報通信産業振興計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。                  一 略                  二 情報通信産業の振興を図るため必要とされる政令で定める要件を備えている地域の区域                  三 前号の区域内において特定情報通信事業を実施する企業を促進するため必要とされる政令で定める要件を備えている地区を定める場合にあつては、その区域                  3～8項 (略)</p> <p>(情報通信産業特別地区における事業の認定)                  第三十条 提出情報通信産業振興計画に定められた情報通信産業特別地区の区域において設立され、当該区域内において特定情報通信事業を営む法人は、当該区域内に本店又は主たる事務所を有するものであること、常時使用する従業員の数が政令で定める数以上であることその他政令で定める要件に該当する旨の沖縄県知事の認定を受けることができる。                  2～4項 (略)</p> <p>○ 沖縄振興基本方針(平成24年5月11日 内閣総理大臣決定)                  II 沖縄の振興の意義及び方向                  2 沖縄振興の方向                  (1) 沖縄の優位性を生かした民間主導の自立型経済の発展                  アジア地域との地理的近接性、亜熱帯という自然的特性等の沖縄の優位性を生かした産業振興を戦略的に進めていく。</p>
--	--	---



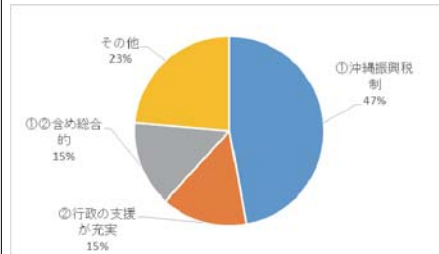
		<p>特に、成長するアジア地域の活力を取り込み、観光・リゾート産業、情報通信関連産業に加えて国際物流拠点産業等を新しいリーディング産業として確立していくことにより、沖縄の自立を図るとともに、我が国の成長戦略と軌を一にして、我が国やアジア・太平洋地域の発展にも寄与していく。</p> <p>Ⅲ 沖縄の振興に関する基本的な事項</p> <p>1 観光、情報通信産業、農林水産業その他の産業の振興に関する基本的な事項</p> <p>(2) 情報通信関連産業</p> <p>情報通信関連産業は、アジア地域との近接性やリスク分散の観点からも、沖縄が優位性を発揮し得る産業分野であり、今後も戦略的に振興を図っていくことが必要である。</p> <p>このため、沖縄の地理的優位性を活用する企業立地の促進、アジア諸国の企業等との連携の強化、グローバルな競争力を有する人材や企業の育成、クラウド時代への対応、行政分野を含む多分野のIT化の促進等を目指す。</p>																																																		
②	政策体系における政策目的の位置付け	<p>【政策】11 沖縄政策の推進</p> <p>【施策】① 沖縄政策に関する施策の推進</p>																																																		
③	達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>平成 33 年度</p> <p>進出後に税を活用した企業数 37 社</p> <p>上述の企業進出に伴う雇用者数の増加 15,670 人</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>本制度を通じて、沖縄県内への情報通信関連企業の立地を促進するとともに、当該進出企業の事業活動や設備投資を後押しすることで、沖縄県内における情報通信産業の集積を促進しその高度化に寄与する。</p> <p>また、更なる情報通信関連産業の集積により、社会基盤としての情報通信技術の活用を通じて、観光産業をはじめとする他の産業への波及効果、ひいては沖縄県の産業振興に寄与することが期待できる。</p>																																																		
9	有効性等	<p>① 適用数等</p> <p>1. 税制優遇措置の適用状況</p> <p>○国税及び地方税の特例措置の適用状況</p> <p>(単位:件、百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th></th> <th>H24 年</th> <th>H25 年</th> <th>H26 年</th> <th>H27 年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">所得控除(法人税)</td> <td>適用件数</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>適用額</td> <td>0.6</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0.9</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">投資税額控除(法人税)</td> <td>適用件数</td> <td>11</td> <td>11</td> <td>13</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>適用額</td> <td>852.6</td> <td>680.1</td> <td>693.2</td> <td>531.8</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">法人住民税</td> <td>適用件数</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>適用額</td> <td>147.8</td> <td>117.7</td> <td>119.8</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">事業税</td> <td>適用件数</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>適用額</td> <td>0.06</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>			H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	所得控除(法人税)	適用件数	1	0	0	1	適用額	0.6	0	0	0.9	投資税額控除(法人税)	適用件数	11	11	13	12	適用額	852.6	680.1	693.2	531.8	法人住民税	適用件数	—	—	—	—	適用額	147.8	117.7	119.8	—	事業税	適用件数	—	—	—	—	適用額	0.06	0	0	—
		H24 年	H25 年	H26 年	H27 年																																															
所得控除(法人税)	適用件数	1	0	0	1																																															
	適用額	0.6	0	0	0.9																																															
投資税額控除(法人税)	適用件数	11	11	13	12																																															
	適用額	852.6	680.1	693.2	531.8																																															
法人住民税	適用件数	—	—	—	—																																															
	適用額	147.8	117.7	119.8	—																																															
事業税	適用件数	—	—	—	—																																															
	適用額	0.06	0	0	—																																															

事業所税	適用件数	2	2	2	2																																																																																							
	適用額	1.2	1.4	2.1	2.6																																																																																							
<p>※国税について、平成 24 年度から平成 26 年度は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省)。</p> <p>※地方税(法人住民税・事業税の自動連動分)について、平成 24 年度から平成 26 年度は、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」(総務省)。</p> <p>※地方税(事業所税)及び平成 27 年度の国税の適用状況については、沖縄県庁実施の企業アンケート調査。</p> <p>※事業税については、課税標準が所得金額であることから、投資税額控除とは連動しない。また、事業税に地方法人特別税を含んでいる。</p> <p>※事業所税については那覇市のみ措置。</p> <p>※算定できないものについては「—」と記載。</p>																																																																																												
<p>○今後の適用見込み</p> <p>・ 今後は、国税について平年度で所得控除 約 5 百万円、投資税額控除 約 10 億円の適用を見込む。(上記達成目標実現等の仮定のもとでの試算。)</p> <p>税目ごとの適用見込みの推移 (百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th></th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>H31</th> <th>H32</th> <th>H33</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">国税</td> <td rowspan="2">所得控除(法人税)</td> <td>件数</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>4</td> <td>6</td> <td>8</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>適用額</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>4</td> <td>6</td> <td>8</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">投資税額控除(法人税)</td> <td>減収額</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>件数</td> <td>15</td> <td>17</td> <td>19</td> <td>21</td> <td>24</td> <td>27</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">法人税計</td> <td>適用額</td> <td>735</td> <td>833</td> <td>931</td> <td>1,029</td> <td>1,176</td> <td>1,323</td> </tr> <tr> <td>減収額</td> <td>735</td> <td>833</td> <td>932</td> <td>1,030</td> <td>1,178</td> <td>1,325</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">地方税</td> <td rowspan="2">法人住民税</td> <td>件数</td> <td>16</td> <td>19</td> <td>23</td> <td>27</td> <td>32</td> <td>37</td> </tr> <tr> <td>適用額</td> <td>95</td> <td>107</td> <td>120</td> <td>133</td> <td>152</td> <td>171</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">事業税</td> <td>件数</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>4</td> <td>6</td> <td>8</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>適用額</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 法人住民税については、法人税減収額に住民税率(12.9%)を乗じて算出した。</p> <p>※ 事業税については、所得控除の適用額に事業税率(6.7%)を乗じて算出した。</p>										H28	H29	H30	H31	H32	H33	国税	所得控除(法人税)	件数	1	2	4	6	8	10	適用額	1	2	4	6	8	10	投資税額控除(法人税)	減収額	0	0	1	1	2	2	件数	15	17	19	21	24	27	法人税計	適用額	735	833	931	1,029	1,176	1,323	減収額	735	833	932	1,030	1,178	1,325	地方税	法人住民税	件数	16	19	23	27	32	37	適用額	95	107	120	133	152	171	事業税	件数	1	2	4	6	8	10	適用額	0	0	0	0	1	1
		H28	H29	H30	H31	H32	H33																																																																																					
国税	所得控除(法人税)	件数	1	2	4	6	8	10																																																																																				
		適用額	1	2	4	6	8	10																																																																																				
	投資税額控除(法人税)	減収額	0	0	1	1	2	2																																																																																				
		件数	15	17	19	21	24	27																																																																																				
法人税計	適用額	735	833	931	1,029	1,176	1,323																																																																																					
	減収額	735	833	932	1,030	1,178	1,325																																																																																					
地方税	法人住民税	件数	16	19	23	27	32	37																																																																																				
		適用額	95	107	120	133	152	171																																																																																				
	事業税	件数	1	2	4	6	8	10																																																																																				
		適用額	0	0	0	0	1	1																																																																																				
<p>○所得控除の適用実績が僅少な理由</p> <p>平成 26 年度に制度を拡充した結果、これまで実績がなかった事業認定について、平成 27 年度までに計 2 社の企業を認定し、そのうちの 1 社については平成 27 年度に所得控除の活用が見込まれる。</p> <p>所得控除制度をはじめとした税制上の優遇措置を呼び水にして、沖縄県内への IT 関連企業の進出は順調に増加しており、今後、データセンターや相互接続検証事業等、所得控除の対象となる企業進出に伴って、事業認定企業の増加及び所得控除の活用が増えていくことが見込まれる。</p> <p>また、平成 26 年度の制度拡充以降、セミナーや広報を通じて県内外の企業等に広く制度内容の周知活動を行い、一定の成果を上げてきた。今後は制度内容の詳細な理解を一層浸透させていくため、これまでの周知活動に加えて税理士や企業の個別訪問を積極的に実施していく等、きめ細かい周知に努めていきたい。</p>																																																																																												
<p>&lt;参考:認定企業数&gt;</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">認定法人数</th> <th colspan="2">H24 年度</th> <th colspan="2">H25 年度</th> <th colspan="2">H26 年度</th> <th colspan="2">H27 年度</th> </tr> <tr> <th>新規</th> <th>累計</th> <th>新規</th> <th>累計</th> <th>新規</th> <th>累計</th> <th>新規</th> <th>累計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>2</td> </tr> </tbody> </table>								認定法人数	H24 年度		H25 年度		H26 年度		H27 年度		新規	累計	新規	累計	新規	累計	新規	累計		0	0	0	0	1	1	1	2																																																											
認定法人数	H24 年度		H25 年度		H26 年度		H27 年度																																																																																					
	新規	累計	新規	累計	新規	累計	新規	累計																																																																																				
	0	0	0	0	1	1	1	2																																																																																				

②	減収額	○過去4年間の減収額実績 (単位:百万円)						
			H24	H25	H26	H27		
		所得控除(法人税)	0.02	0	0	1		
		投資税額控除(法人税)	852	680	693	532		
		法人住民税	148	118	120	-		
		事業税	0.06	0	0	-		
		事業所税	1.2	1.4	2.1	2.6		
		<p>※国税については、平成24年度から平成26年度までは、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省)における活用実績に基づいて試算。また、平成27年度は、沖縄県庁実施の企業アンケート調査結果における活用実績に基づいて試算。</p> <p>※地方税(法人住民税・事業税)については、平成24年度から平成26年度は、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」(総務省)に基づいて試算。また、平成27年度は適用状況が公表されておらず算定できないため、「-」と記載。</p> <p>※事業税については、課税標準が所得金額であることから、投資税額控除とは連動しない。</p> <p>※事業税に地方法人特別税を含んでいる。</p> <p>※事業所税については那覇市のみ措置。</p> <p>※地方税(事業所税)の減収額については、沖縄県庁実施のアンケート調査結果における適用額を記載。</p>						
		○今後の減収見込み額 今後は、平年度で約10億円の減収額を見込む。(上記達成目標実現等の仮定のもとでの試算。)						
		税目ごとの減収見込み額の推移 (百万円)						
			H28	H29	H30	H31	H32	H33
国	税	所得控除(法人税)	0	0	1	1	2	2
		投資税額控除(法人税)	735	833	931	1,029	1,176	1,323
		法人税計	735	833	932	1,030	1,178	1,325
地	方	法人住民税	95	107	120	133	152	171
		事業税	0	0	0	0	1	1
		<p>※ 法人住民税については、法人税減収額に住民税率(12.9%)を乗じて算出した。</p> <p>※ 事業税については、所得控除の適用額に事業税率(6.7%)を乗じて算出した。</p>						
③	効果・税収減是認効果	《効果》						
		1. 達成目標の実現状況 (過去3年間の実現状況) ・進出後に税を活用した企業数						
			H25年度	H26年度	H27年度			
		企業数	11社	13社	13社			
		<p>※ 国税を活用した企業数。</p> <p>※ 平成25年度及び平成26年度については、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省)から引用。平成27年度については、沖縄県庁実施の企業アンケート調査結</p>						

		果から引用。  ・これまでの活用企業による雇用者数: 5,929人 ※ 沖縄県調べ。 ※ 沖縄県庁実施の企業アンケート調査において、過去3年間に税制を活用した企業14社における雇用者数。  (平成28年度以降の見込み) <年度>						
		H28	H29	H30	H31	H32	H33	
	企業数	16	19	23	27	32	37	
	雇用者数	6,776	8,047	9,741	11,435	13,552	15,670	
		<p>※ 企業数については、進出後に税制を活用する推定企業数。</p> <p>※ 雇用者数については、当該活用企業による想定雇用者数。平成25年度から平成27年度までの実績を勘案し、1企業当たり424名雇用すると仮定(5,929人/14社)</p>						
		2. 所期の目標の実現状況						
		所期の目標:						
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報通信関連企業の立地数を平成33年度までに440社とする。</li> <li>・立地企業による雇用者数を平成33年度までに4.2万人とする。</li> </ul>						
		実現状況:						
		H24年度	H25年度	H26年度	H27年度			
	立地企業数	263	301	346	387			
	雇用者数	23,741	24,869	25,912	26,627			
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・立地企業数については、所期の目標達成に向けて順調に増加している。雇用者数については、増加しているものの、所期の目標達成に向けて一層の伸長が必要。</li> </ul>						
		3. 所期の目標の変更について						
		前回の事前評価時での点検結果では、「本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標は、経済情勢等、他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するかが明らかでなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定するか、又は、あらかじめ他の外部要因の影響度等を明らかにする必要がある。」という指摘を受けたため、新たに測定指標を設定し直したところである。						
		4. 租税特別措置等による波及効果						
		本税制は、企業の沖縄進出を後押しするインセンティブ措置として作用しており、具体的には、税制説明会を開催した際に実施したアンケートの回答企業のうち47%が沖縄の特区地域内で事業を展開する決め手として税制を選択している。						
		なお、平成26年度に制度を拡充したことで立地促進の効果が高まり、県内への企業進出を更に押し上げる効果があった。具体的には、平成20年度から平成25年度までは年平均約23社が進出ことに対して、平成26年度・平成27年度はそれぞれ45社、41社が沖縄進出を果たした。						

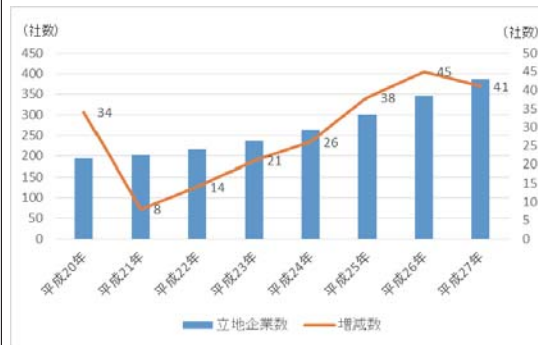
<参考: 沖縄振興税制活用セミナーでのアンケート結果>  
 ・特区地域で事業を展開する決め手に対する回答割合



※回答者数は 70 名。

<参考: 立地企業数の推移>

・ 沖縄県の情報通信産業の立地企業数及び増減数の推移



・ 立地増加企業数の平均

平成 20 年～平成 25 年: 23.5 社

平成 26 年・平成 27 年: 43 社

※立地企業数は沖縄県調べ。

5. 制度が延長できない場合の影響

本制度は沖縄への投資を検討している企業を後押しし、また進出後の企業の自助努力による早期安定化及び規模拡大を促すものである。

上述のとおり、本制度は企業の沖縄進出及びその事業展開を進めるインセンティブ措置として作用しており、平成 26 年度に制度を拡充した結果、沖縄県内への企業進出数も増加しており、それに伴って雇用者数も順調に推移しているところ。

本制度が存続できない場合、今後沖縄への立地を検討している企業の投資意欲を削いでしまうことになりかねず、結果として企業進出の低迷や撤退及び雇用機会の喪失につながる事となる。そのため、本制度を継続することで引

き続き企業誘致を推進するとともに、企業の自助努力による規模拡大を促すことにより、沖縄における民間主導の自立型経済の構築を図っていききたい。

《税収減を是認するような効果の有無》

本制度は、情報通信関連企業の沖縄への進出を促進し、当該企業の事業活動を通じて、沖縄における情報通信産業の発展や雇用の創出に寄与している。具体的には、本特例措置を活用した企業進出等に伴って、これまで約 6,000 人の雇用を生んでいるところ。

そのため、沖縄県の労働生産性を踏まえると、当該雇用によって県内の総生産を約 360 億円押し上げる経済効果が生じたものと試算され、本制度による 532 百万円の税収減を是認する効果があったものと考えられる。

・ 税活用企業による雇用者数: 5,929 人

・ 沖縄県の労働生産性: 6,057,565 円

→ 県内総生産の押し上げ効果: 359.2 億円

※労働生産性は、就業者一人当たりの生産額(名目県内総生産/県内就業者数)  
 (「県民経済計算」(内閣府)に基づいて試算)

また、当該活用企業による直接的な雇用効果や総生産の押し上げ効果のほか、本制度をインセンティブとして沖縄県内への企業進出も活性化しており、本特例措置は沖縄県の情報通信産業の振興・雇用創出の観点から減収は認に足る効果のある施策と考えられる。

10	相当性	①	<p>租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>本特例措置は、情報通信産業振興地域・特区内に新たに立地し、又は新たに投資をした企業を対象にしており、投資を促進するものである。</p> <p>また、地域指定・事業認定等のスキームを通じて、情報通信産業の振興、自立型経済の構築等に資すると判断される場合に限定して措置を講じており、また、自助努力により利益を上げ、更なる成長を求めて設備投資を行うように企業に支援対象を限定している。</p> <p>なお、補助金は、自己式による設備投資ではないということに起因する過剰投資や無駄遣い等のモラルハザードを生じる可能性があり、また、事業者による建物の取得など、個人の資産形成に資するものにはなじまない。</p> <p>そのため、相対的に考えて、本特例措置は、必要最小限で的確な措置となっている。</p>
		②	<p>他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>沖縄県では、本制度のほか、一括交付金等の補助金もあるが、補助金では、人材育成や地理的不利性の解消への支援を行っており、また、本制度では、事業者による建物等の取得による設備投資等への支援を行うことで、役割分担をしている。</p>
		③	<p>地方公共団体が協力する相当性</p> <p>本制度は沖縄県からの要望を踏まえて延長を要望するものであり、国税に自動連動等する地方税の軽減はあるものの、本制度の達成目標を実現することは、沖縄県が策定した沖縄振興計画の目標達成にも寄与するため、沖縄県が協力する相当性がある。</p>
11	有識者の見解		—

平成 28 年 8 月  
内 閣 府

12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成 25 年 8 月 (内閣 20)
----	--------------------	---------------------

情報通信産業特別地区・地域における減収額・適用見込み(試算)

○情報通信産業特別地区・地域における租税特別措置について 5 年間延長した場合の減収見込みについて、下記の通り試算。

1. 適用実績

(単位:件、百万円)

項 目	事業 認定 (累計) 件数	所得控除			投資税額控除		減収額 合計
		件数	適用額	減収額	件数	適用額 (減収額)	
26 年度	1	0	0	0	13	693	693
27 年度	2	1	1	0	12	532	532
合計		1	1	0	25	1,225	1,225
年平均		1	1	0	13	613	613
1 件あたりの 適用額		1			49		

※平成 26 年度は租税特別措置の適用実態調査結果、平成 27 年度は沖縄県のアンケート調査に基づく。  
※法人税率については、平成 26 年度は 25.5%、平成 27 年度は 23.9%として試算。

2. 立地企業数

(単位:件、%)

項 目	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	合計
企業数	237	263	301	346	387	1,534
増加数	21	26	38	45	41	171
増加率	9.7%	11.0%	14.4%	15.0%	11.8%	12.5%

※沖縄県のアンケート調査に基づく。

3. 平成 28 年度以降の見込み

仮定①:1 年度あたり、立地企業が 12.5%(過去 5 年間の増加率)増加する。

仮定②:事業認定については、3 年間で 5 件認定する見込みであることから、年 2 件のペースで増加する。

仮定③:認定企業認定の翌々年に所得控除を適用する。

※ 実績では、事業認定の当年、又は翌年に所得控除を適用していることから、翌々年であれば所得控除を適用する可能性が高いため。

仮定④:適用実績から、所得控除 1 件当たりの適用額は 1 百万円とする。

※ 所得控除額 1 百万円 ÷ 所得控除件数 1 件 = 1 百万円

仮定⑤:適用実績から、立地企業が投資税額控除を適用する割合は 3.4%とする。

※ 投資税額控除件数 25 件 ÷ 立地企業数 733 件 = 3.4%

仮定⑥:適用実績から、投資税額控除 1 件当たりの適用額は 49 百万円とする。

※ 投資税額控除額 1,225 百万円 ÷ 投資税額控除件数 25 件 = 49 百万円

○以上の仮定に基づき、各年度の減収額・適用見込みを試算。

(単位:件、百万円)

年度	推計 企業数	事業認 定	所得控除			投資税額控除		減収額 見込み (⑤+⑦)
	① 件数	② 件数	③ 件数	④ 適用額 (③×1)	⑤ 減収額 (④×税率)	⑥ 件数 (①×3.4%)	⑦ 適用額 (減収額) (⑥×49)	
平成28	435	4	1	1	0	15	735	735
平成29	489	6	2	2	0	17	833	833
平成30	550	8	4	4	1	19	931	932
平成31	619	10	6	6	1	21	1,029	1,030
平成32	696	12	8	8	2	24	1,176	1,176
平成33	783	14	10	10	2	27	1,323	1,323
合計			31	31	6	123	6,027	6,033
平年度			5	5	1	21	1,005	1,006

※法人税率については29年度までは23.4%、30年度以降は23.2%として試算。

点検結果表

(行政機関名：内閣府)

制度名	民間資金等活用事業推進機構の法人事業税の資本割に係る課税標準特例の創設
税目	法人事業税
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 延長

① 達成目標

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【内閣府の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

④ 将来の適用数等

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【内閣府の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

⑥ 将来の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【内閣府の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

⑧ 将来の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 将来の効果（平成31年度）が予測されていない。 ② 将来の効果について、平成34年度までの事業規模目標21兆円及び歳出削減約2兆7千億円と説明されているが、これらは「PPP/PFI推進アクション」における目標値であり、算定根拠（算定に用いた数値、計算式及びその根拠）が明らかにされていない。 ③ 将来の効果について、経済情勢等、他の要因の影響を除く租税特別措置等の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていない。 ④ 達成目標（平成34年度までに事業規模目標21兆円を達成する）に対する効果の寄与について、「公共施設等の整備等、効率的かつ効果的な社会資本整備が推進され、6年間で52億9,200万円の地域における民間の出融資機会が創出され、PFI事業の案件形成が見込まれる」と説明されているが、本特例措置によって達成目標が達成されることが明らかにされていない。
-------------------------	--

【内閣府の補足説明】

- ・①について  
アクションプランにおける事業規模目標は、単年度ではなく「平成34年度までの10年間で21兆円」とされているため、単年度の目標は特段設定しておりません。
- ・②について  
「PPP/PFI推進アクションプラン」にて掲げられている平成34年度までの事業規模目標21兆円及び歳出削減約2兆7千億円については、アクションプラン本体においてもその算定根拠等は「民間事業者の総収入をもって測るものとする」と記載されているのみであり、具体的な算定根拠等は公表されておりません。
- ・③及び④について  
アクションプランにおける21兆円の目標値が事業規模目標である一方、機構の達成目標は民間の出融資機会創出であるため、仮に一步踏み込んで事業規模目標と紐づける（＝民間事業者の総収入で測る）場合には、「6年間で52億9,200万円超の事業規模目標を達成する（単年度では6分の1）」となるかと思われます。こちらであれば、機構の出融資を行った案件に係る③の事後的な検証も可能かと思われます。

【点検結果】

- ① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。
- ②・④ 将来の効果について、平成34年度における事業規模が21兆円になると説明されているが、実績（平成26年度における事業規模2兆3,752億円）より過大な予測であるにもかかわらず、算定根拠（算定に用いた数値、計算式及びその根拠）が明らかにされていないこと、また、達成目標（平成34年度までに事業規模目標21兆円を達成する）に対する効果は、21兆円÷2兆3,752億円＝18兆6,248億円に対して、単年度で9,000万円×9.8倍＝8億8,200万円、寄与は0.04%程度であり、当該効果によって達成目標が達成されることが明らかにされていないことから、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。
- ③ 租税特別措置等の直接的な効果について、民間資金の呼び水効果（9.8倍）に基づき算出しているが、金融機関等の出融資額は経済情勢等の影響を受けるものであり、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

⑩ 将来の税収減是認効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 将来の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑧将来の効果に分析・説明の内容が不十分であると思われる点がある。
【内閣府の補足説明】	上記⑧将来の効果で補足説明致しましたので、そちらをご参照頂けますと幸いです。
【点検結果】	① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

点検項目⑧及び⑩に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

(注) 【内閣府の補足説明】欄には、内閣府から送付された文書を引用している。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	民間資金等活用事業推進機構の法人事業税の資本割に係る課税標準特例の創設
2	対象税目	(法人事業税:義)(地方税3) 【新設・拡充・延長】
3	租税特別措置等の内容	《内容》 株式会社等活用事業推進機構(以下「機構」という。)について、平成29年4月1日から平成40年3月31日(PFI法第56条第2項により定められた、保有する全ての株式等及び債権の譲渡その他の処分を行うよう努めなければならない期限)までの間に開始する各事業年度の事業税に限り、法人事業税の資本割に係る課税標準額を、銀行法施行令で定める銀行の最低資本金の額(20億円)とみなす特例措置の新設を要望するもの。 《関係条項》 地方税法第72条の12第1項第1号ロ
4	担当部局	内閣府民間資金等活用事業推進室
5	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:平成28年8月 分析対象期間:平成29年度～34年度
6	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	—
7	適用又は延長期間	機構が株式等の譲渡その他の処分等を行うよう努めなければならないとされている期間(平成40年3月31日)
8	① 必要性等	《政策目的及びその根拠》 機構を活用し、コンセッション事業及び収益型事業の案件形成を支援することにより、「PPP/PFI推進アクションプラン」に掲げる10年間(平成25年度から平成34年度まで)の事業規模目標21兆円を達成するとともに、新たなビジネス機会の拡大や地域経済好循環を実現し、公的負担の抑制を図ることで、国及び地方の基礎的財政収支の2020年度までの黒字化を目指す経済・財政一体改革に貢献する。 また、「経済財政運営と改革の基本方針2016(平成28年6月2日閣議決定)」においも、「公共施設等の整備・運営への民間のビジネス機会を拡大するため(中略)民間資金等活用事業推進機構の活用等により具体的な案件形成を図り、地域経済の好循環を促していく」とされており、今後、支援実績を確実に拡大していくことが必要である。 《政策目的の根拠》 「PPP/PFI推進アクションプラン」(平成28年5月18日民間資金等活用事業推進会議決定) 「経済財政運営と改革の基本方針2016(平成28年6月2日閣議決定)」
	② 政策体系における政策目的の位置付け	【政策】3. 経済財政政策の推進 【施策】⑤民間資金等活用事業の推進(PFI基本方針含む)

9	有効性等	③ 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 機構を活用し、コンセッション事業及び収益型事業の案件形成を支援することにより、「PPP/PFI推進アクションプラン」に掲げる10年間(平成25年度から平成34年度まで)の事業規模目標21兆円を達成するとともに、新たなビジネス機会の拡大や地域経済好循環を実現し、公的負担の抑制を図ることで、国及び地方の基礎的財政収支の2020年度までの黒字化を目指す経済・財政一体改革に貢献する。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 機構がその業務を遂行するに当たり、多額の資本割が課されれば、機構の財産基盤が維持できなくなるおそれがあるため、当該特例措置を創設することが機構の業務遂行上必要不可欠である。本措置を講じることににより、上記「租税特別措置等により達成しようとする目標」の達成に寄与する。												
		① 適用数等	適用件数:1件(機構のみ)(平成29年度以降毎年) 適用額:20億円(平成29年度以降毎年)												
		② 減収額	約90百万円の見込み。(平成29年度以降毎年)  (算出根拠) ① 特例措置適用前 資本金額 20,000,000,000円 × 税率 0.5% = 100,000,000円 ② 特例措置適用後 資本金額 2,000,000,000円 × 税率 0.5% = 10,000,000円 ③ ①-②=90,000,000円												
		③ 効果・税収減是認効果	《効果》 ○達成目標の実現状況(H29～34の数値の推移＝事業規模) (単位:億円) <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>平成25年度</th> <th>平成26年度</th> <th>平成34年度まで</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業規模</td> <td>13,257</td> <td>23,752</td> <td>210,000</td> </tr> <tr> <td>歳出削減</td> <td>1,024</td> <td>2,065</td> <td>約27,000</td> </tr> </tbody> </table> (注)1 平成25年度(単年度)及び26年度(累積)の事業規模については、内閣府調べ 2 平成34年度までの事業規模(10年間)及び歳出削減(10年間)については、「PPP/PFI推進アクションプラン」における目標値  ○租特等による直接的な効果 年間9,000万円の税収減により機構は同金額を出融資の支援に活用でき、機構の民間補完の出融資が民間の出融資の呼び水となり、地域におけるPFI事業への出融資機会が創出されることから、6年間(平成29年度から34年度)で52億9,200万円の地域における民間の出融資機会が創出され、PFI事業の案件形成が見込まれる。  (算出根拠)	年度	平成25年度	平成26年度	平成34年度まで	事業規模	13,257	23,752	210,000	歳出削減	1,024	2,065	約27,000
年度	平成25年度	平成26年度	平成34年度まで												
事業規模	13,257	23,752	210,000												
歳出削減	1,024	2,065	約27,000												

			<p>9,000万円×6年×9.8=52億9,200万円                  (注)1 機構の平成28年3月末における民間資金の呼び水効果は9.8倍(=機構及び金融機関等からの出融資額÷機構の出融資額)であるため、全体として機構支援額の9.8倍の案件形成が見込まれる。</p> <p>《税收減を是認するような効果の有無》                  本措置を講じることにより、公共施設等の整備等、効率的かつ効果的な社会資本整備が推進され、6年間(平成29年度から34年度)で52億9,200万円の地域における民間の投融資機会が創出され、PFI事業の案件形成が見込まれるため、年間6年間で5億4,000万円(9,000万円×6年)の税收減を上回る効果が期待され、地域経済活性化に資する。</p>
10	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>本措置を講じることにより、機構において利益に関わりなく流出する租税公課が減額され、貸借対照表の純資産の部が改善し、財務基盤が維持・強化される。これは、利益に関わりなく流出する租税公課の分を事後的に追加出資や補助金等で手当てするよりも執行コストが小さく妥当である。</p> <p>なお、(株)地域経済活性化支援機構等の公的な株式会社でも同様の措置が講じられている。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>同一の目的であるほかの措置はない。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>本措置を講じることにより、公共施設等の整備等、効率的かつ効果的な社会資本整備が推進され、新たなビジネス機会の拡大や地域経済好循環に資するとともに、公的負担の抑制を図ることで、国及び地方の基礎的財政収支の2020年度までの黒字化を目指す経済・財政一体改革に貢献する。</p>
11	有識者の見解		—
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		今回が初めてである。